

国の制度及び予算に関する 提案・要望書



左上：花と緑で彩られた横浜市役所の花壇

右上：新型コロナウイルス感染症対応（横浜国立市民病院）

左下：よこはま動物園ズーラシアにて国内希少野生動植物種「ツシヤママネコ」の人工授精による繁殖に成功
（令和3年3月22日記者発表）

右下：世界最大級のコンテナ船が着岸した南本牧ふ頭 MC3・4（令和3年3月14日）※（全長約400m、23,656TEU）

令和3年6月
横浜市



横浜市政の推進にあたり、日頃から御理解、御高配を賜り、深く感謝申し上げます。

横浜市は、1年以上にわたり、関係府省をはじめ、多くの関係者の皆様と御一緒に、新型コロナウイルス感染症対策の強化と経済再生の実現に力を尽くしています。

何としても市民の皆様の安全・安心な暮らしをお守りする。その決意のもと、横浜市は現在、感染症の早期収束の決め手となるワクチン接種に全力を注いでいます。378万人の方がお住いになる日本最大の基礎自治体である横浜市でのワクチン接種は、まさに史上最大のプロジェクトです。これを成功させるためには、更なる財政措置や、必要なワクチン供給量の確保、速やかな流通・管理体制の構築が欠かせません。

このたびの提案・要望は、このような新型コロナウイルス感染症対策の一層の強化をはじめ、大都市としての力を最大限に発揮するための「特別自治市」の早期実現、脱炭素社会の実現、未来を担う子ども達を取り巻く環境の向上など、基礎自治体として、迅速着実に取り組むべき施策を挙げています。さらに、アフターコロナを見据えて、2027年の国際園芸博覧会の開催や、IR（統合型リゾート）の実現、文化芸術立国の核となる新たな劇場整備など、国際競争力を強化し、横浜の将来の成長につながる施策についても御提案しています。

横浜市は、今後とも、国や県、医療機関、関係機関と緊密に連携し、基礎自治体の「現場力」と大都市の「総合力」を併せ持つ都市として、市民の皆様の安全・安心な暮らしをしっかりとお支えしてまいります。

関係府省におかれましては、この提案・要望に対し、特段の御配慮をくださいますよう、重ねてお願い申し上げます。



令和3年6月

横浜市長 林 文子

提案・要望項目

※新型コロナウイルス感染症関連の内容を含む項目

1 新型コロナウイルス感染症対策

- (1) 新型コロナウイルス等感染症対策における指定都市の機能強化※……………1
- (2) 新型コロナウイルスワクチンの円滑な接種体制の構築※……………3
- (3) 新型コロナウイルス感染症対策に関する財源措置※……………5
- (4) 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者等への支援※……………7
- (5) 新型コロナウイルス感染症の影響で収入減少した被保険者に対する国民健康保険料等減免の全額財政支援の継続※……………9
- (6) 感染症対策のデジタル化とグローバル時代への対応※……………11

2 国の成長をけん引する大都市の自治強化

- (1) 「特別自治市」の早期実現……………13
- (2) 地方分権改革の推進……………17
- (3) 三大都市圏の指定都市等を核とした広域連携の促進……………19

3 力強い経済成長と文化芸術創造都市の実現

- (1) 新たな劇場整備の実現……………21
- (2) 外国人材の受入れ・共生のための環境整備……………23
- (3) 海外インフラビジネスの一層の推進……………25
- (4) 文化芸術の持続可能性を高める支援の充実※……………27
- (5) 「グローバル拠点都市」の推進……………29

4 花と緑にあふれる環境先進都市

- (1) 花と緑を生かした都市の魅力づくりの推進……………31
- (2) 国際園芸博覧会の開催に向けた取組の推進……………33
- (3) 持続可能な脱炭素社会の実現に向けた取組への支援……………35
- (4) プラスチック資源循環の推進……………37

5 超高齢社会への挑戦

- (1) 国民健康保険の財政基盤の安定化に向けた支援の拡充……………39

6 人が、企業が集い躍動するまちづくり

- (1) 横浜イノベーション IR の実現……………41
- (2) 横浜都心・臨海地域における都市再生の推進……………43
- (3) 市内米軍施設の返還と跡地利用促進への支援……………45
- (4) 郊外部における新たな活性化拠点の形成に向けた旧上瀬谷通信施設の土地利用促進への支援……………47

7 未来を創る多様な人づくり

(1) 子どもの医療費助成の充実	49
(2) 待機児童対策の推進と幼児教育・保育の安定的な基盤づくり	51
(3) 小学生の放課後対策の推進	55
(4) GIGA スクールの運用のための支援の拡充	57
(5) 小学校高学年における「チーム学年経営」の推進	59
(6) 小学校の児童支援を専任する教員の定数化	61
(7) 女性活躍の推進による社会・経済の活性化*	63
(8) 国と地方自治体が一丸となった子どもの貧困対策の推進	65
(9) 障害者が地域で自立した生活を送るための支援の拡充	67
(10) 医療的ケア児・者等への切れ目ない支援の充実	69
(11) 総合的な依存症対策の充実に向けた支援	71
(12) 国民健康保険に係る国庫負担金減額措置の廃止	73

8 未来を創る強靱な都市づくり

(1) 高速道路の整備推進	75
(2) 市内幹線道路の整備と連続立体交差事業の推進	77
(3) 道路・河川における防災・減災、国土強靱化の対策推進	79
(4) 鉄道整備事業の推進	81
(5) 横浜港の物流機能強化	83
(6) 国際クルーズの再開と港の賑わい創出*	85
(7) 安全・安心で環境にやさしい港づくり*	87
(8) 公共施設の老朽化対策の推進	89
(9) 災害に強い水道システム構築に向けた更新・耐震の推進	93
(10) 持続可能な社会の構築に資する下水道事業への支援	95
(11) 国及び国の関係機関が発注する公共事業における市内中小企業者の受注機会の増大	97

9 行政のデジタル化の推進

(1) 行政のデジタル化の推進に向けた地方自治体への支援	99
------------------------------	----

【巻末】提案・要望項目 府省別一覧	101
-------------------	-----

新型コロナウイルス等感染症対策における指定都市の機能強化

内閣府、厚生労働省

新型コロナウイルス感染症対策における国・都道府県・指定都市の役割を検証し、指定都市が柔軟かつ機動的に感染症対策を実施できる仕組みの構築

現状・課題

国

- 新型コロナウイルス感染症対策では、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）と感染症法が適用。感染症法は、平時からの感染症対策全般に対応する法律であり、保健所を設置する指定都市は都道府県と同等の権限を持つ。一方、特措法は全国的な感染症のまん延等の緊急事態を想定し、都道府県が権限の主体で、指定都市には極めて限定的な権限しかない。
- 令和3年2月13日施行の改正特措法で「まん延防止等重点措置」新設。

横浜市・指定都市

- 令和3年4月1日、指定都市市長会として、新型コロナウイルス感染症対策本部設置。
- 指定都市の所在する道府県における陽性者数のうち約50%が指定都市に集中。令和2年4月の第一波時点では約40%、第二波の7月時点では50%となり、これまでほぼ横ばい。



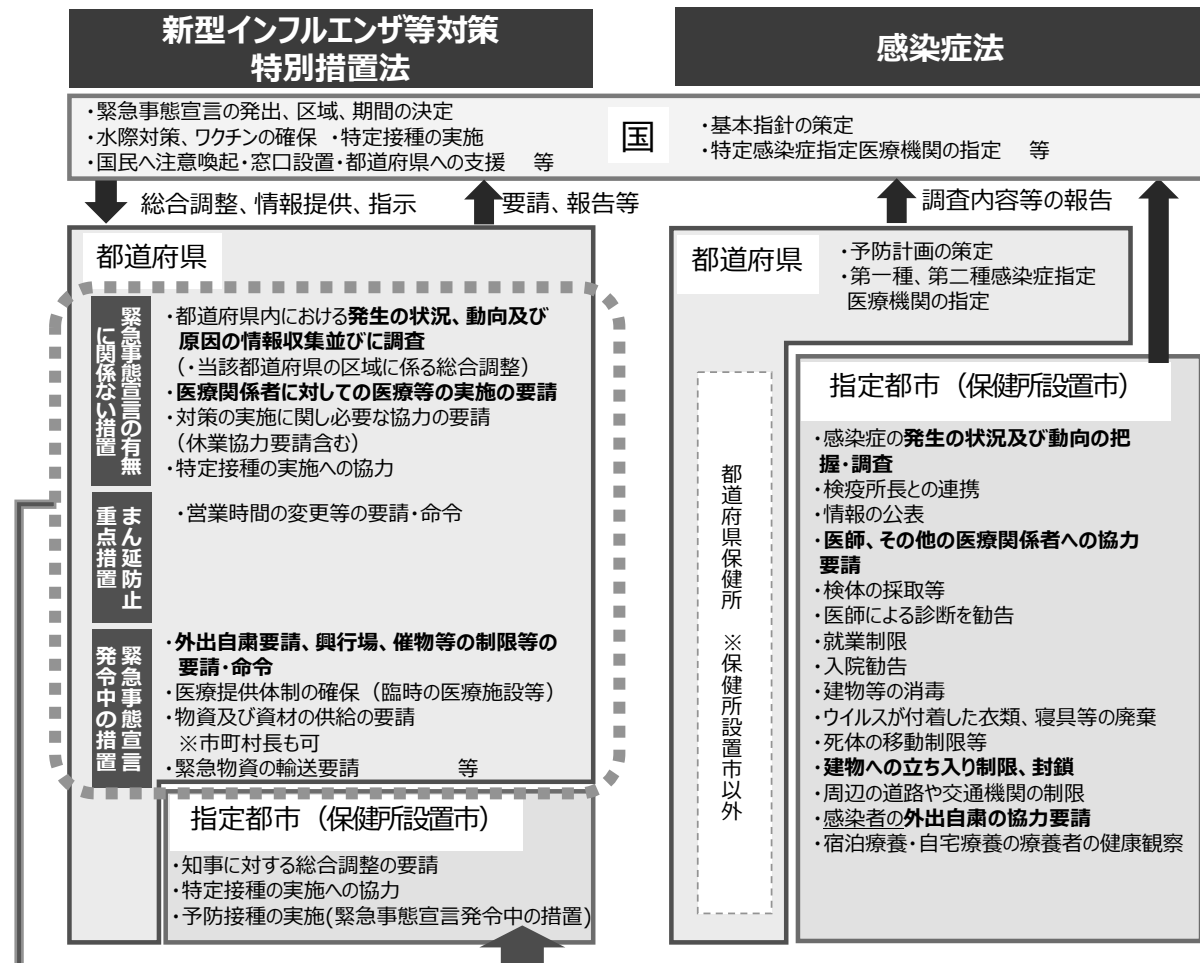
新型コロナウイルス感染症対策における国・都道府県・指定都市の役割の検証と、機能強化が必要

- 感染症対応の最前線となる保健所・衛生研究所、高度医療機関を持ち、経済活動の中心となっている横浜市等の大都市では、それらの資源を最大限に活用し、引き続き感染症対策、経済対策を進める必要がある。そのためには、新型コロナウイルス感染症対策における国・都道府県・指定都市の役割を検証し、新たな感染症対策における指定都市の機能強化が必要。

提案・要望内容

- 新型コロナウイルス感染症対策の国・都道府県・指定都市の役割を検証し、特措法に基づく都道府県の権限について、希望する指定都市へ事務・権限・財源を付与し、指定都市が地域の実情に応じて、柔軟かつ機動的に感染症対策を実施できる仕組みを構築すること。

参考1 国・都道府県・指定都市（保健所設置市）の役割



現在：一般市町村と同等の極めて限定的な権限

新たな仕組み：新型コロナウイルス感染症対策の国・都道府県・指定都市の役割を検証し、
希望する指定都市に対して、権限と財源を移譲（都道府県の広域調整機能を除く）

参考2 指定都市の感染状況

時点	全国の陽性者数		指定都市の陽性者数		指定都市の陽性者数が占める割合	
	指定都市の所在する道府県内		指定都市の所在する道府県内		指定都市の所在する道府県内	
6月3日	752,166名		226,448名		30.1%	
	464,546名				48.7%	

※「全国の陽性者数」は厚生労働省公表データ（6月2日0時：749,130人）と6月2日の新たな陽性者数（NHK調べ・6月2日：3,036人）の合計

※「指定都市の所在する道府県内」及び「指定都市の陽性者数」は各道府県・指定都市公表データ等（横浜市調べ）

- 【参考】
- 東京都の陽性者数は161,913名であり、全国に占める割合は21.5%。
 - 指定都市と東京都を合わせた陽性者数は388,361名であり、全国の陽性者の51.6%を占めている。
 - 総人口に占める指定都市及び東京都の人口割合32.3%と比較して陽性者が大都市部に集中

提案の担当	政策局大都市制度推進本部室広域行政課担当課長	長久 伸子	TEL 045-671-2109
	総務局危機管理室緊急対策課長	木村 正夫	TEL 045-671-2170
	健康福祉局健康安全部健康安全課感染症対策強化担当課長	大津 豪	TEL 045-671-2445
	医療局医療政策部医療政策課長	山本 憲司	TEL 045-671-2438

新型コロナウイルスワクチンの円滑な接種体制の構築

厚生労働省

- 1 ワクチン接種に係る経費に対する財政措置の実施
- 2 大都市での円滑な接種に必要なワクチン供給量の確保、及び速やかな流通・管理体制の構築
- 3 令和4年度以降の接種を見据えた中期スケジュールの早期提示

現状・課題

国

- 令和2年度の補助金所要見込額調査により、地方自治体が見込んだ事業費をもとに国費負担の上限額を決定。令和3年度も再度、4～8月に所要見込額調査を実施予定。
- 6月末までに高齢者の2回接種分のワクチン供給が可能であるとするワクチンの配送スケジュールを地方自治体に説明。
- 希望する高齢者の2回接種を7月末までに完了させるよう取り組む考えを地方自治体に連絡。前倒しに係る追加経費は国費負担として、地方自治体に所要見込額調査を実施。
- ワクチンの保管に必要な超低温冷凍庫の調達・地方自治体への段階的配付を実施。

横浜市

- 令和2年度の補助金所要見込額調査で、令和3年9月末までの所要見込額を129億円と積算。
- 当初、令和3年3月から集団接種開始の予定であったが、ワクチン供給の遅れにより接種開始を延期し個別通知の発送を停止。それに伴いスケジュールを変更して、4月12日から施設接種、5月17日から集団接種、5月24日から個別接種、6月6日から大規模会場での接種を開始。
- 医療従事者向け接種の遅れや国から示された運用見直しにより、接種準備事務に支障が発生。市民に対する広報の追加が必要になるとともに、ワクチン接種体制確保に係る追加の必要経費が増大。
- ワクチンを保管し各施設等に分配する「基本型接種施設」の選定、及び超低温冷凍庫の配備計画を作成。
- 個別接種の実施に向けて、接種可能な医療機関（病院・診療所）の募集、研修の実施、及びワクチン配送スキームの構築。
- 高齢者接種前倒しのため、集団接種の接種回数増、接種実施医療機関に協力金を支給するほか、大規模接種を実施。スケジュール前倒しに係る所要見込額を総額71億円と積算。

地方自治体において着実にワクチン接種を進めることができるよう、更なる財政措置が必要

- 横浜市は、接種体制確保事業費補助金について、令和3年9月までの補助金上限額として当初国から示された約38億円から大幅な増額となる129億円の上限額が示された。しかし、ワクチン供給の遅れなどへの機動的な対応により追加の必要経費が発生しているため、補助金上限額の拡大による更なる財政措置が必要。

大都市における速やかなワクチン接種を実現するため、接種に必要なワクチン供給量を確保するとともに、ワクチンの特性に応じた国主導のワクチン流通・管理体制を構築することが必要

- 今後の一般市民への接種に向けた準備が円滑に進むよう、国において必要なワクチン量を確保するとともに、これまで以上に正確なワクチンの供給時期、供給量の迅速な情報提供が必要。
- 超低温での保管、または冷蔵状態での一定期間内の接種が必要であるワクチンの流通・管理体制の構築が、大都市の接種計画作成における大きな課題。季節性インフルエンザ予防接種と同様に、民間卸業者が医療機関に直接ワクチンを納入する手法が、迅速なワクチン接種の実現には必要。

集団免疫を維持するため、令和4年度以降も引き続き国主導でワクチン接種を促すことが必要

- ワクチン接種については、単年だけでなく毎年の接種が必要となる可能性が大きいという製薬会社の情報もあることから、令和3年度の接種のみで完結しない公算が大きい。
- 令和3年度中のワクチン供給スケジュールとあわせて、令和4年度以降のスキームについて国と地方自治体で共有することが必要。

提案・要望内容

- 1 接種率向上のために地方自治体が行う追加措置を含め、必要となる経費については地方自治体の負担が生じないよう全額国費による財政措置を講ずること。
- 2 大都市での円滑なワクチン接種に必要な供給量を確保するとともに、医療機関へのワクチンの直接納入を実現するため、民間リソース（卸業者等）を最大限に活用したワクチン流通・管理スキームを構築すること。
- 3 令和4年度以降を見据えた、ワクチン接種の中期スケジュールを早期に示すこと。

参考1 国が示している令和3年度の補助金交付スケジュール

- 令和3年3月3日事務連絡より
 - 4～8月の間 令和3年度分（9月末まで分及び3月末まで分）の所要見込額の調査
 - 令和3年度分（3月末まで分）の上限額の通知、交付申請・決定

参考2 横浜市のワクチン接種スケジュール（5月27日現在）

接種手法/月	4月	5月	6月	7月
1 施設接種	4/12 接種開始	約400～500施設		
2 集団接種 (主会場)		5/17 接種開始 (5/3 予約開始)	会場数 19か所→33か所	
(その他会場)		5/19 順次接種開始 (5/17 予約開始)		
3 個別接種 (医療機関数 5/21 現在 1,300か所)		5/24 接種開始(一部) (5/17 順次予約開始)	実施機関数 13か所→1,700か所(目標)	
4 大規模接種		6/6～7/31 実施	接種回数 184,000回	

新型コロナウイルス感染症対策に関する財源措置

内閣府、総務省、厚生労働省、国土交通省

- 1 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」及び「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」の必要額の配分と、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の繰越等の措置の継続
- 2 「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」に係る対象事業の拡充、及び指定都市に対する直接交付の実施
- 3 特別減収対策企業債制度の令和 4 年度の継続と新型コロナウイルス感染症の影響による公営企業の経営悪化への支援

現状・課題

国

- 令和 2 年度補正予算で総額 4.5 兆円の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」（以下「臨時交付金」という。）、総額 4.6 兆円の「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」（以下「包括支援交付金」という。）を計上。令和 3 年度当初予算は「新型コロナウイルス感染症対策予備費」（以下「予備費」という。）を 5 兆円計上したが、両交付金の計上は、なし。
- 臨時交付金の一部は本省繰越により、地方自治体において令和 3 年度に予算計上する事業に活用可能。また、翌債承認を得ることで令和 3 年度に繰り越して実施する事業にも活用可能。
- 公営企業の当面の資金繰り支援として、「公営企業における特別減収対策企業債」（以下「特別減収対策企業債」という。）を令和 2 年度に措置し、令和 3 年度も継続。

横浜市

- これまで「くらし・経済対策」として、令和 2 年 5 月補正予算以降、2 か年総額で約 9,000 億円を計上。感染拡大防止と医療提供体制の確保、経済再生に向けた対策等をきめ細かく推進。
- 臨時交付金の市単独事業分の交付限度額 325 億円に対し 346 億円計上済み、21 億円不足。補助事業分は、73 億円を計上しており、現時点で交付限度額は 46 億円。
- 包括支援交付金は令和 2 年度補正予算に 63 億円、令和 3 年度当初予算に 11 億円計上。
- 公営企業では設備の老朽化への対応や企業債の元利償還など、先送りできない支出も多く、特に地下鉄事業では資金繰り悪化が拡大。水道事業も業務用等で料金収入が減少。



感染症の状況等を見極めながら、更なる感染拡大防止策や経済対策、機動的な取組の実施が重要

- 今後も感染症拡大・収束状況などを見極め、感染拡大防止と経済再生の両輪による機動的な取組が不可欠であり、臨時交付金及び包括支援交付金の継続と更なる増額が必要。
- 現時点で未配分の臨時交付金（補助事業分）が確実に配分されないと事業実施に大きな支障。
- 包括支援交付金の交付対象は都道府県であり、市町村への財源配分の権限も都道府県にあるが、地域の実情に応じて柔軟かつ機動的に感染症対策を実施できるよう、受入実績に応じた病院への支援など、更なる対象事業の拡充、及び指定都市に対して必要額を直接交付することが必要。

公営企業の事業継続に対する更なる財政支援が必要

- 令和4年度も一定の減収を見込まざるを得ない状況であることから、公営企業に対する十分な支援と、事業継続の観点から、令和4年度も特別減収対策企業債制度の継続が必要不可欠。

提案・要望内容

- 1 今後の機動的な取組が可能となるよう、国補正予算や予備費等を活用した臨時交付金及び包括支援交付金の更なる増額を行うとともに、今後も両交付金を継続して予算措置すること。また、臨時交付金（補助事業分）の未配分額について必要額を配分すること。さらに、年度末でも切れ目なく対策を継続できるよう、増額分の臨時交付金の繰越措置の継続等、必要な対応を行うこと。
- 2 包括支援交付金については、指定都市が地域の実情に応じて柔軟に活用できるよう、対象事業の更なる拡充を行うとともに、指定都市を直接交付の対象とすること。
- 3 特別減収対策企業債制度の令和4年度の継続及び公営企業の経営悪化に対する財政支援の充実

参考1 令和3年度当初予算 横浜市の新型コロナウイルス感染症「くらし・経済対策」

令和3年度 くらし・経済対策予算 総額 2,405 億円	I 市民と医療を守る 360 億円 ワクチン接種、簡易検体採取所、疫学調査チーム「Y-AEIT」、感染症・医療調整本部「Y-CERT」、コールセンター設置・運営 等
	II 横浜経済と市民生活を守る 2,013 億円 住居確保給付金、緊急雇用創出、新たな事業展開に向けた設備投資・販路開拓支援、商店街支援、文化芸術・観光MICE支援 等
	III 新たな日常に取り組む 32 億円 GIGA スクール構想の推進、行政サービスデジタル化の推進 等

参考2 臨時交付金の住民1人当たり交付限度額（地方単独事業分）

横浜市：8,719 円 全国市町村平均：15,170 円 → 6,451 円の差

参考3 横浜市の臨時交付金の必要額の状況（令和3年度当初予算成立時点）

	必要額			交付限度額
	令和2年度	令和3年度	合計	
市単独事業分	289 億円	57 億円	346 億円	> 325 億円
補助事業分	41 億円	32 億円	73 億円	> 46 億円

さらに、今後の感染拡大・収束状況を見極めた機動的な取組に係る費用などが必要

提案の担当	／ 政策局政策部政策課長	安達 恒介	TEL 045-671-3912
	政策局政策部政策課担当課長	岡 靖之	TEL 045-671-4322
	財政局財政部限政課長	飯島 龍	TEL 045-671-2230
	健康福祉局健康安全部健康安全課感染症対策強化担当課長	大津 豪	TEL 045-671-2445
	医療局医療政策部医療政策課長	山本 憲司	TEL 045-671-2438
	水道局経営部総経理課長	中林 都	TEL 045-671-3129
	交通局経営管理部総経理課長	小林 哲也	TEL 045-671-3134

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者等への支援

経済産業省、厚生労働省

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた事業者支援策の一層の充実
- 2 雇用対策の一層の充実

現状・課題

国

- 「持続化給付金」、「家賃支援給付金」、「一時支援金」、「月次支援金」などの直接給付施策を実施。
- 「雇用調整助成金」は、3回目の緊急事態宣言の延長等を踏まえ、特例措置を7月末まで延長し、対象区域については、日額上限額15,000円を継続（令和3年5月28日厚生労働省発表）。併せて、勤務先から休業中に休業手当を受けることができなくなった労働者に向けた、「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」も、令和3年7月末まで延長し、緊急事態宣言等の対象区域については、日額上限額11,000円を継続（令和3年5月28日厚生労働省発表）。

横浜市

- 「くらし・経済対策」として、資金繰り支援や一時金の交付などの事業者支援を実施。雇用対策として、緊急雇用やWEBを活用した就職支援セミナー・合同就職面接会などを実施。
- 「第116回横浜市景況・経営動向調査」によると、令和3年3月時点の自社業況BSIはマイナス44.5と、低い水準であり、引き続き厳しい状況が続いている。
- 飲食店に対する時短要請の継続など、市内経済を取り巻く状況の先行きは依然として不透明。
- 令和3年4月時点の有効求人倍率は、前年同月よりも大幅に低い水準で推移。

新型コロナウイルス感染症による事業者等への影響を踏まえ、今後も支援策が必要

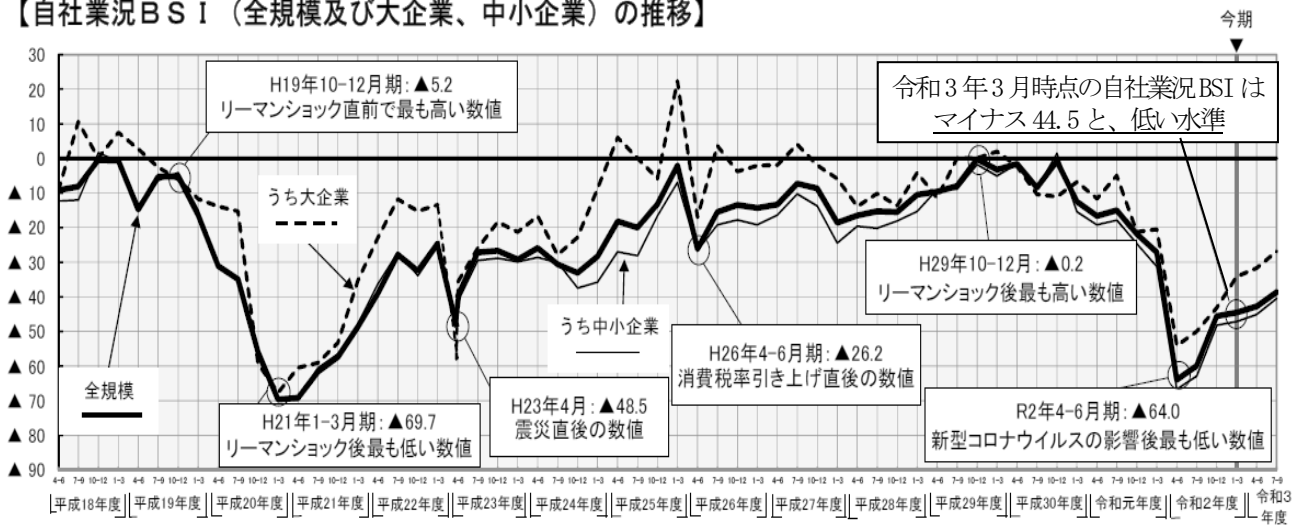
- 市内経済や雇用情勢は依然として厳しい状況で、先行きも不透明であることから、今後も事業者等への影響を踏まえつつ支援策を講じる必要がある。

提案・要望内容

- 1 新型コロナウイルス感染症による事業者への影響を踏まえ、直接給付施策の継続実施や給付額の引上げ、事業者のニーズに応じたきめ細かな資金繰り支援の実施など、万全の事業者支援策を講じる。また、協力を支給する都道府県への財政支援継続により、営業時間短縮によって影響を受ける事業者を支援すること。支援策の実施にあたっては、要件緩和や申請をサポートする体制への一層の配慮を行うこと。
- 2 「雇用調整助成金」の特例措置及び「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」の8月以降の更なる延長と日額上限額の維持など、雇用対策の一層の充実を図ること。

参考1 市内企業の業況（「横浜市景況・経営動向調査」の結果）

【自社業況BSI（全規模及び大企業、中小企業）の推移】

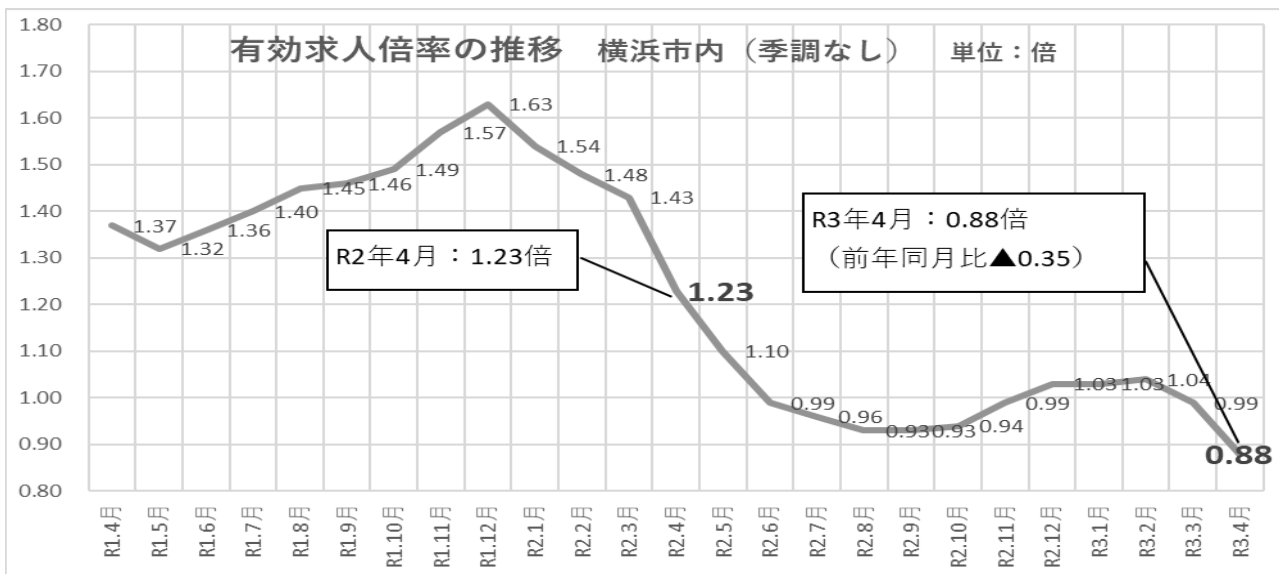


出典：第116回 横浜市景況・経営動向調査（令和3年3月実施）

参考2 市内の有効求人倍率の推移（令和3年4月時点）

資料出所
総務省統計局「労働力調査」
厚生労働省「一般職業紹介状況」
神奈川県労働局「労働市場月報」

前年同月よりも大幅に低い水準で推移。（令和3年4月：0.88倍、前年同月比▲0.35）



参考3 事業者の声

- ・長引く時短営業の影響により、売上が落ちている。テイクアウトにも取り組んでいるが、全体の売上に占める割合としては、まだ小さい。【飲食業】
- ・以前の給付金で、家賃などの各種支払いをすることができた。来店客の減少が続いており、再度の給付金が欲しい。【小売業】
- ・持続化給付金はありがたかったが、もらったお金はすぐになくなってしまったので、再給付してほしい。【製造業】

新型コロナウイルス感染症の影響で収入減少した被保険者に対する国民健康保険料等減免の全額財政支援の継続

厚生労働省

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対する国民健康保険料及び介護保険料の減免を全額国費負担とする財政支援の継続

現状・課題

国

- 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月7日閣議決定)において、感染症の影響により一定程度収入が下がった被保険者等に対して、国民健康保険及び介護保険の保険料減免(以下「保険料減免」という。)を行うとされたことを踏まえ、令和元年度(2月・3月期分)及び令和2年度の保険料減免の適用基準及び財政支援(全額国費負担)を各市区町村に通知。
- 令和3年度の保険料減免について、国費による財政支援は、交付基準額に対する減免総額の割合に応じた3段階(4割・6割・10割のいずれか)に縮小。

横浜市

- 国の財政支援を踏まえ、令和元年度(2月・3月期分)及び令和2年度の保険料減免を実施。
 - ・ 令和元年度保険料減免額 ⇒ 国保：約3.8億円、介護：約0.3億円(令和3年1月末時点)
 - ・ 令和2年度保険料減免額 ⇒ 国保：約21.8億円、介護：約1.8億円(令和3年1月末時点)
- 令和3年度は国費による財政支援が縮小されたが、新たな感染者の広がりがみられるなど、新型コロナウイルス感染症の影響はいまだ収束がみえないことから、現に生活に困っている被保険者の支援を継続するため、引き続き保険料減免の実施が必要。
- 令和2年度減免額を令和3年度の財政支援基準にあてはめると、国民健康保険では約8.8億円、介護保険では約1.1億円の市負担分(財政影響額)が生じる。



令和3年度の保険料減免に係る財政支援は「全額国費による財政支援」が必要

- 新型コロナウイルス感染症は、再度の緊急事態宣言や一部地域での「まん延防止等重点措置」の適用など全国的にいま収束がみえず、この影響により令和2年より更に収入減少となる被保険者や令和3年に入り新たに収入減少となる被保険者が見込まれる。
- 大規模災害発生時における国の特例的な国費全額補助は発生から1年とする例が多いが、新型コロナウイルス感染症による影響は、長期間災害発生時と同様の状況が続いていること及び緊急事態宣言等が発出される度にその影響を受ける対象も異なることなどからも、その都度特例的な国費全額補助が必要である。

提案・要望内容

- 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対する令和3年度の保険料減免については、令和2年度同様、**全額国費による財政支援**を継続すること

参考1 「新型コロナウイルス感染症による収入減少等減免」の概要

	令和2年度	令和3年度
対象 保険料	令和元年度分の一部（2・3月納期分） 令和2年度（年間分）	令和3年度（年間分）
減免基準	①コロナにより、主な生計維持者が死亡・ 重篤な傷病を負った ②コロナにより、主な生計維持者の事業収入 等が前年より30%以上減少 「令和元年と令和2年の収入比較」	①コロナにより、主な生計維持者が死亡・ 重篤な傷病を負った ②コロナにより、主な生計維持者の事業収入 等が前年より30%以上減少 「令和2年と令和3年の収入比較」
財政支援	保険者（地方自治体）の 負担なし （ <u>全額国費負担</u> ）	保険者（地方自治体）の 負担あり （減免総額の割合に応じて、3段階（4割・ 6割・10割のいずれか）に縮小）

参考2 横浜市における保険料減免の適用状況（令和3年1月末時点）

	件数（件）	R元	R2	金額（億円）	R元	R2
国民健康保険	19,929	9,284	10,645	25.6	3.8	21.8
介護保険	5,523	2,686	2,837	2.1	0.3	1.8

※令和元年度は2月・3月期のみ。

参考3 令和3年度の財政支援基準とした場合における国民健康保険・介護保険の財政影響

単位：億円

	減免金額（R2）	財政支援割合	国費充当分	横浜市負担分
国民健康保険	21.8	6/10	13.0	8.8
介護保険	1.8	4/10	0.7	1.1

＜財政負担割合＞

国民健康保険

調整交付金の「調整対象需要額」(※)に対する減免総額の割合に応じて「4割・6割・10割」のいずれかとなる。

⇒ 令和2年度実績に基づく試算では、減免総額の割合「2.7%」（1.5～3%）なので、財政負担割合は「6/10」

(※)「調整対象需要額」…国民健康保険調整交付金における交付基準額で、本来当該保険者が保険料を財源として
賄うべきとされている医療給付費の支出額

（実績 R2：789億円、R元：839億円、H30：845億円）

介護保険

保険料賦課総額に対する減免総額の割合に応じて「4割・6割・10割」のいずれかとなる。

⇒ 令和2年度実績に基づく試算では、減免総額の割合「0.3%」（1.5%未満）なので、財政負担割合は「4/10」

減免総額の占める割合	財政支援割合
3%以上	10/10
1.5～3%	6/10
1.5%未満	4/10

感染症対策のデジタル化とグローバル時代への対応

厚生労働省

- 1 国・地方自治体・医療機関相互の情報共有システムの活用促進に向けたインセンティブの導入、及びシステム改修による利便性の向上
- 2 大型客船等での感染症患者の大規模発生に伴う寄港先自治体の対応や財政負担が過剰にならないよう現行の法制度の検証
- 3 国際大会等の大規模イベント開催時における主催者の役割の明確化

現状・課題

国

- 新型コロナウイルス感染症に関する患者発生状況を一元管理するため、患者情報を管理する HER-SYS の一部機能運用開始（令和2年6月）。その後徐々に機能拡張。
- 令和2年5月「ダイヤモンド・プリンセス号現地対策本部報告書」を公表。クルーズ船の運航は、国土交通省の有識者会議による検討内容を踏まえ、感染予防策に主眼を置き運航事業者団体が作成したガイドラインをもとに令和2年10月から再開。
- 令和2年10月厚生労働省・内閣府事務連絡「大規模イベントに係るクラスター対策について」において、クラスターが発生した際には、都道府県感染症担当部局及び保健所を中心として、より広域的かつ横断的に関係部局と連携し、クラスター発生要因の把握及び対策の検討を行うことが重要としている。

横浜市

- システムの入力は、医療機関が直接行う想定で開発されているが、医療機関による HER-SYS への直接入力十分に進んでいないことから、発生届の入力が出来ない医療機関に代わり、保健所での入力代行等の事務が発生している。また、医療機関が直接入力した場合でも、複数の経路で同一患者の報告がされる場合があり、重複の確認を保健所が実施。
- ダイヤモンド・プリンセス号で発生した陽性患者への対応を踏まえ、国土交通省から各港湾管理者あてに要請された協議会を設置し、クルーズの受入についての協議を中心に、関係各所（国・県・保健所・区役所・検疫所・港湾局等）を交えた検討を実施。
- イベント開催制限の緩和に伴い、世界大会等をはじめ各種イベント等の開催が再開。



HER-SYS の医療機関における稼働向上に向けた取組が必要

- 入力項目が多く、時間がかかることが、直接入力十分に進まない原因となっているため、入力項目の簡素化や医療機関による直接入力の増加に向けた制度設計の検討が必要。

大型客船等での大規模感染発生時の寄港先自治体の過剰な負担防止に向けた法制度の検証が必要

- クルーズ船運航事業者のガイドラインでは、患者発生時の対応は寄港先の自治体へ要請するよう定められているが、大型客船等での爆発的な患者発生の際に、寄港先自治体への過剰な負担を防止し、国・都道府県を含めた広域的な対応が取れるよう、検疫法、感染症法の検証が必要。

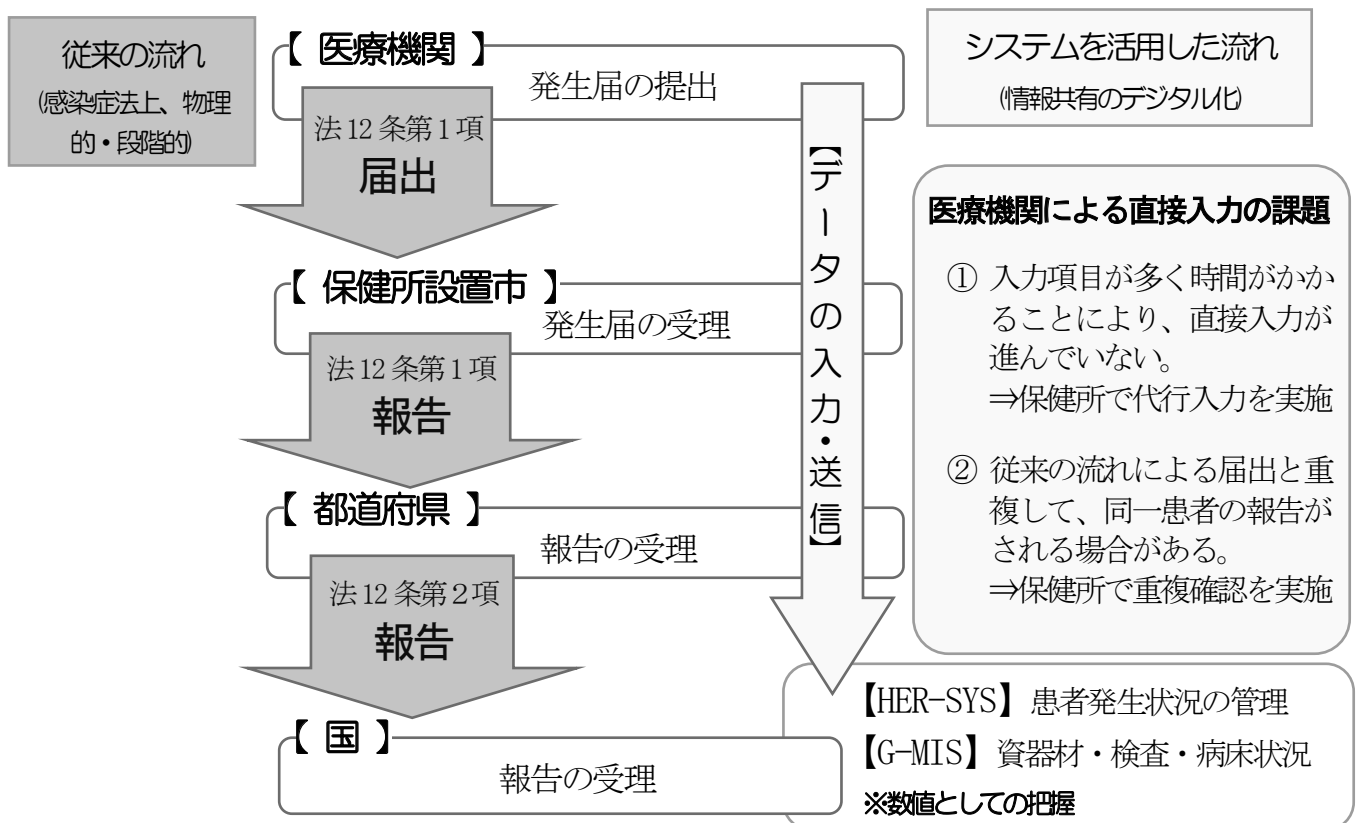
大規模イベント等の主催者に対し、実効性のある感染症対策実施の要請が必要

- 主催者が策定する感染防止計画について、患者発生時の保健所設置市との連携や積極的な協力についても事前に定めておくことが必要。特に大規模なイベントにおけるクラスター発生時は、外国語対応や、無症状者及び軽症者の隔離等の膨大な対応について、主催者と開催地の保健所や医療機関等での事前の調整が必要。

提案・要望内容

- 1 HER-SYS の効率的な活用のため、**システムの入力項目の簡素化**や、**医療機関での直接入力**を推進するための**インセンティブの導入**など今後の活用促進に向けた対策を講じるとともに、保健所業務の効率化に向けて、**データ連携が可能となるようなシステム改修**の実施
- 2 クルーズ船受入の本格的な再開に向けて、大型客船等で大規模な感染症患者が発生した場合に、**寄港地の地方自治体のみ**に過剰な負担が集中することのないよう**現行の法制度の検証**の実施
- 3 国際大会等の特に大規模なイベントの主催者に対し、**患者発生時の対応**について、**開催地の保健所や医療機関・関係団体との積極的な協議の機会**の設置、**保健所への積極的な情報提供**、及び**感染拡大防止対策への協力の義務付け**を国の指針等に位置付け、**主催者の役割を明確化**すること。

参考1 患者発生時の医療機関・保健所設置市、都道府県、国間での情報の流れについて



「特別自治市」の早期実現

内閣府、総務省

- 1 指定都市が地域の実情に応じた多様な地方自治制度を選択できるようにするために、特別自治市制度立法化の早期実現
- 2 地方制度調査会における特別自治市など大都市制度改革の議論の実施
- 3 国（総務省）における大都市制度検討セクションの組織拡充

現状・課題

国・他都市

- 第30次地方制度調査会において、二重行政解消など特別市（仮称）の意義が認められた一方、3つの課題（「住民代表機能を持つ区の必要性」「警察事務の分割による広域犯罪対応への懸念」「全道府県税・市町村税を賦課徴収することによる周辺自治体への影響等」）も示され、その後、大都市制度の議論は進んでいない。
- 平成21年度に総務省大都市制度専門官が設置されたが、その後、組織拡充はされていない。
- 現行の指定都市制度は、暫定的な制度として創設されてから65年が経過し、道府県との二重行政や不十分な税制上の措置など、多くの課題を抱えており、大都市がポテンシャルを十分に発揮できるような制度的な位置付けがされていない。
- 指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」では、多様な大都市制度の早期実現のため、令和3年5月「特別自治市制度の立法化に向けた中間報告」公表。11月最終報告予定。

横浜市

- 平成25年3月に、議会との議論を経て、指定都市制度に代わる「特別自治市」制度の基本的考え方を整理した「横浜特別自治市大綱」を策定。
- 市民生活に直結する分野を中心に、県との二重行政解消に向けた協議を推進。
- 「第3次横浜市大都市自治研究会答申（令和2年12月）」を受け、第30次地方制度調査会で示された特別市（仮称）に対する3つの課題への対応や、立法化に向けた取組などをとりまとめた「横浜特別自治市大綱」を令和3年3月に改訂。

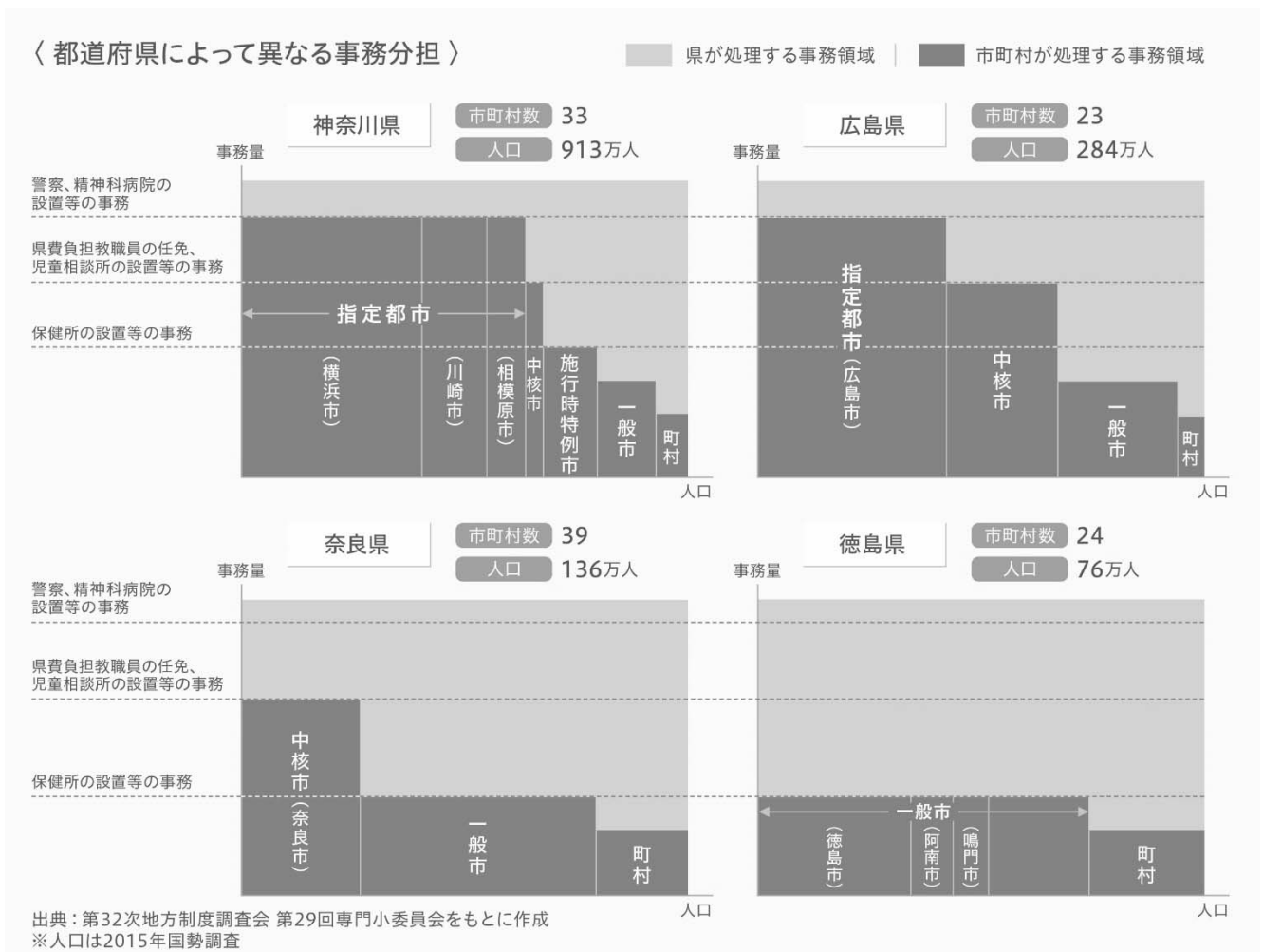
指定都市制度の抜本的な改革と特別自治市の早期実現が必要

- 地域によって都道府県・市町村間の事務分担は大きく異なるため、従来の基礎自治体・広域自治体の二層制を前提としない、地域の実情に応じた多様な地方自治制度が必要であり、特に我が国における大都市制度の新たなカテゴリーとして、「特別自治市」の創設が必要。
- 大都市を取り巻く様々な課題解決を新たな飛躍のチャンスと捉え、将来を見据え、横浜市だけでなく、日本全体の成長力を高め、経済を活性化していくために、大都市・横浜が持つ力を最大限発揮できる特別自治市制度の早期実現を日本の国家戦略として推進することが必要。
- 特別自治市をはじめ、地域の実情に応じた多様な大都市制度の検討を進めていくために、国（総務省）において大都市制度を専門的に検討する組織の強化が必要。

提案・要望内容

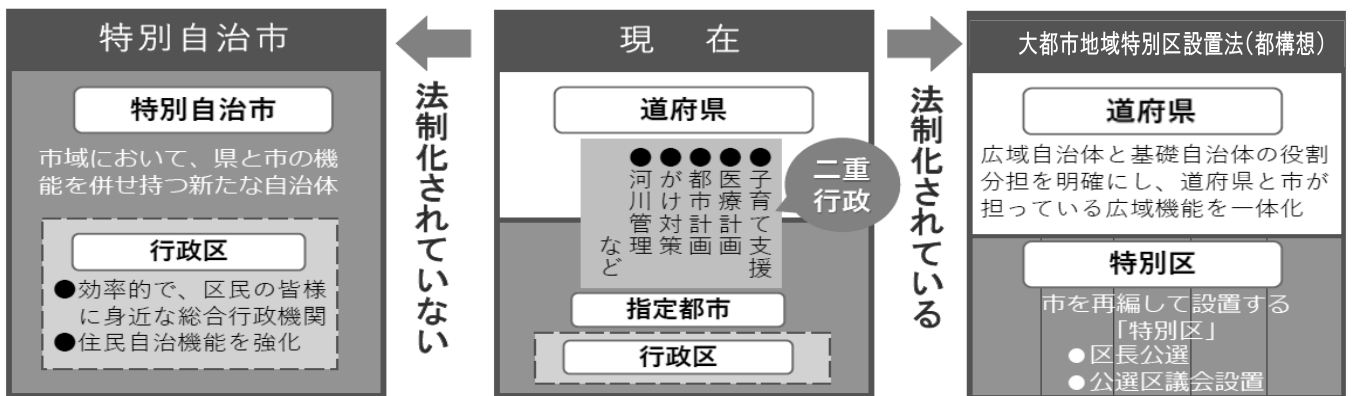
- 1 指定都市が地域の实情に応じた地方自治制度を選択できるようにするため、「大都市地域特別区設置法」に基づく特別区設置以外の選択肢である**特別自治市制度立法化の早期実現**
- 2 特別自治市制度立法化の議論を進めるため、**地方制度調査会における特別自治市など大都市制度改革の議論の実施**
- 3 特別自治市をはじめ多様な大都市制度の検討を進めていくため、国（総務省）における**大都市制度検討セクションの組織拡充**

参考1 都道府県によって異なる事務分担



- 神奈川県は、市町村合併の進捗率は低い（「平成の大合併」における市町村の減少率 10.8%）ものの、指定都市等（指定都市3、中核市1、施行時特例市5）が多く存在し、市町村が処理する事務の領域が大きい。
- 広島県は、指定都市等（指定都市1、中核市2）が存在するとともに、市町村合併や県から市町村への権限移譲が進展し、市町村が処理する事務の領域が大きい。
- 奈良県、徳島県では、小規模な市町村が多く残っており、都道府県が処理する事務の領域が大きい。このような小規模な市町村が多い都道府県の中には、市町村と一体となって行政サービスを提供する取組を進めている県も見受けられる。

参考2 特別自治市と大都市地域特別区設置法（都構想）の違い

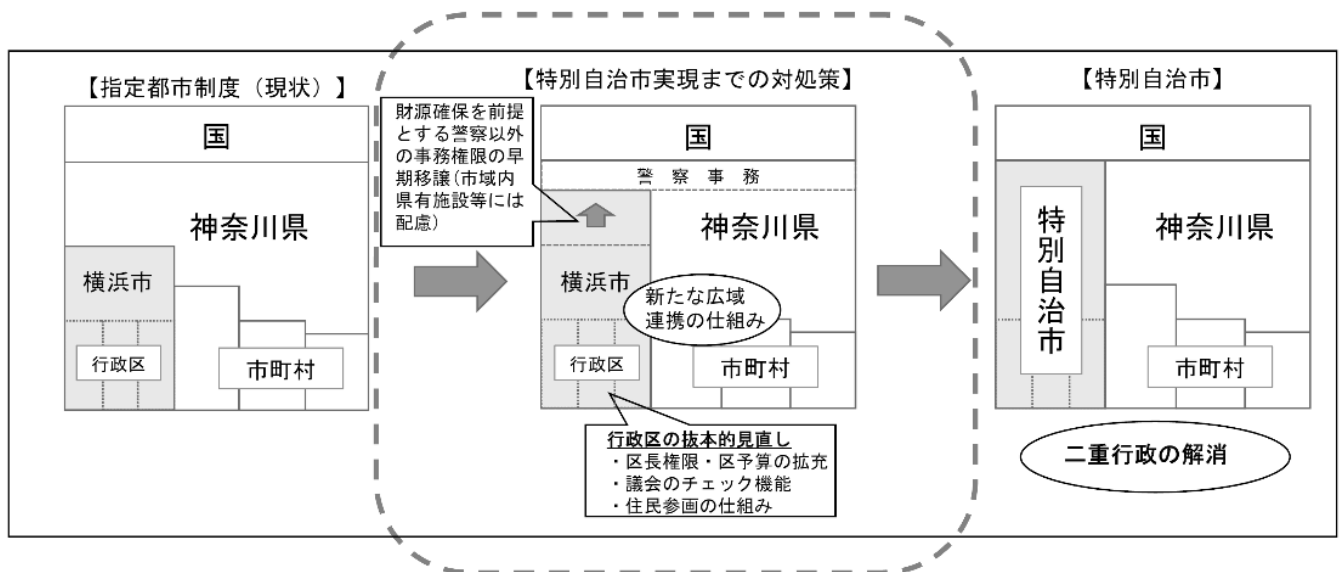


参考3 横浜市が目指す「特別自治市」制度（「横浜特別自治市大綱（R3年3月改訂）」より抜粋）

特別自治市の骨子	<ul style="list-style-type: none"> ○現在県が横浜市域で実施する事務及び横浜市が担っている事務の全てを処理 ○市域内地方税の全てを賦課徴収 ○県及び近接市町村等との水平的・対等な連携協力関係を維持・強化 ○特別自治市の自治構造は、市－区の2層構造を基本とし、行政区を単位に住民自治を制度的に強化
----------	--

- ポイント1 横浜市は、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」による特別区の設置は目指さない
- ポイント2 都市の一体性や総合力を生かし、市民の暮らしを支え、日本経済をけん引するのにふさわしい核となる大都市を戦略的に形成できる特別自治市を目指す
- ポイント3 現行制度の下でも、子育て支援、福祉・保健・衛生、土木等、市民生活に直結する分野を中心に県との協議を進め、ゴールである「特別自治市」に近づけていく

参考4 横浜市が目指す大都市制度の姿（「横浜特別自治市大綱（R3年3月改訂）」より抜粋）



参考5 指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」中間報告（令和3年5月）抜粋

現在の大都市制度の状況

大都市制度

制度化済	指定都市制度 <ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法第252条の19第1項 大都市に関する特例 ・都道府県が担う児童福祉に関する事務などを実施 ・事務と財源のアンバランス等から、指定都市市長会では長年にわたり事務に見合った税財政制度の見直しを要望しており、更なる強化検討が必要。
制度化済	特別区設置制度（いわゆる都構想） <ul style="list-style-type: none"> ・東京都の特別区制度を準用。 ・手続きは大都市地域における特別区の設置に関する法律による ・指定都市等関係市町村を廃止し特別区に再編するとともに、市民に身近な行政は公選制区長のもと特別区で、広域行政は広域自治体へと事務・財源を再編
未制度化	特別自治市制度 <ul style="list-style-type: none"> ・基礎自治体をベースとし道府県の区域外となる新たな一層制の地方自治体。 ・第30次地方制度調査会で意義が認められるも、検討にあたり課題が示されており、対応策の提示とこれに沿った対応が必要である。

地域の実情に応じて、上記からふさわしい大都市制度を選択できるようにすべき。

時代に即応した多様な大都市制度実現の1つの方策として二重行政を完全に解消し、効率的かつ機動的な大都市経営を可能とし、市民サービスの向上はもとより、東京一極集中の是正と圏域の発展、日本の国際競争力を強化するとともに、その効果を国内に広げ持続可能な自立した地域社会の実現を図るため、国民的な理解と協力の下、広域自治体の区域外となる「特別自治市制度」の立法化を提言する。

特別自治市の位置付け

項目	考え方
性格	特別地方公共団体
区域	都道府県の区域外とする（一層制自治体）
事務	<p>市及び市域内における都道府県に属する事務（ただし、包括する市町村間の連絡調整及び補完事務を除く。）、その他区域内におけるその他の行政事務で国の事務に属しないものを処理。また、広域業務を近隣自治体と連携実施し、圏域の核となり中心的な役割を果たす。</p> <p>ただし、地域の実情に応じ、例えば道府県が担う方が効果的な事務などは道府県への委託等を許容する仕組みとしてはどうか。</p>
税財源の調整	区域内における地方税は特別自治市が一元的に賦課徴収する（市民目線では地方税の納税先が一元化される）（地方税法等の改正が必要）
区	現在の行政区をもとに、さらなる住民代表機能の強化を図る。

地方分権改革の推進

内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省

- 1 事務・権限・財源の移譲を始めとする地方分権の更なる推進
- 2 指定都市の自主財源の充実強化
- 3 必要な地方交付税総額の確保、臨時財政対策債の廃止

現状・課題

国

- 地方分権改革は、平成5年の「地方分権の推進に関する決議」から始まり、平成26年からは、地方からの発意に根差した取組として「提案募集方式」を導入。

横浜市

- 地方分権一括法や神奈川県の記事処理特例条例等により、権限移譲が行われている。
- 平成30年に「災害救助法の一部を改正する法律」が改正され、大規模災害時の応急救助の実施権限が、国が指定する救助実施市（横浜市は平成31年4月に指定）に対して移譲。
- 令和2年11月に2回目となる「横浜市神奈川県調整会議」を開催（川崎市と合同）し、コンビナート地域に係る高圧ガス保安法や急傾斜地崩壊対策事業に係る事務・権限について協議。

指定都市が地域の実情に応じた対応ができるよう、更なる地方分権改革が必要

- 地域の実情を把握している指定都市が、多様化・複雑化する地域課題や住民ニーズに的確に対応するとともに、持続可能な形での住民サービスを提供し、自らの発想と創意工夫による課題解決を行うため、市民生活に直結する分野で指定都市が求めている事務・権限の移譲が必要。
- 国・道府県と指定都市との関係では、現在でも、仕事量に見合った税財源配分となっていない。
- 子育て支援の充実や高齢化の進展等により社会保障関係費の増加が避けられず、地域経済の活性化などの施策が必要。

提案・要望内容

- 1 (1) 基礎自治体の「現場力」と大都市の「総合力」を併せ持つ**指定都市に対する、事務・権限の移譲や、義務付け・枠付け（法律による計画策定の努力義務等）の見直しの更なる推進**
(2) **提案募集方式**については、導入の趣旨を踏まえ、**市民生活の向上に資するものについては、支障事例にかかわらず地方の発意に基づき提案を受け止める方向で取り組むこと**
- 2 (1) **横浜市（指定都市）への事務・権限の移譲に併せて、国・地方間の税源配分の是正、自主財源の充実強化**
(2) 指定都市に移譲されている事務・権限について所要額が税制上措置されるよう、道府県から指定都市への税源移譲や法人事業税交付金の上乗せ交付など、**大都市特例税制の創設**
- 3 (1) **必要な地方交付税総額を確保した上で、大都市の財政需要を踏まえた配分の実施**
(2) 将来世代への負担の先送りである**臨時財政対策債の廃止**

参考1 横浜市が希望する事務・権限移譲の重点項目

項目	権限移譲の効果
私立幼稚園に係る 事務・権限及び財源の移譲 ① 私立幼稚園の設置等の認可・指導 ② 私立学校審議会の設置・運営 ③ 補助金交付に係る事務	子ども・子育て支援新制度の実施主体が市町村であることを踏まえ、待機児童対策、幼児教育・保育の質の向上、新制度の給付対象施設への移行促進など、幼児教育行政と保育行政を一体的に捉えた総合的な子育て支援策の実施が可能になる。
医療計画の策定に係る 事務・権限及び財源の移譲	二次医療圏が市域で完結し、医療政策の実績も有している横浜市が、地域特性に応じた医療計画を自ら策定し、地域医療介護総合確保基金を主体的に活用できる仕組みを構築することで、医療需要を的確に反映させた医療機能の分化・連携を迅速かつ効果的に進めることが可能になる。
一級河川（指定区域）・二級河川の管理に係る事務・権限及び財源の移譲	市内域で流域が完結する一級河川（指定区間）・二級河川について、一元的に市が管理し、河川法に基づき県に徴収されている占用料等についても、管理者が適正な管理のための財源として徴収することで、下水道や流域を含めた総合的な治水対策や、まちづくりと一体となった河川整備を行うことが可能になる。
急傾斜地去に係る 事務・権限及び財源の移譲	横浜市では、総合的な崖地対策として「予防・復旧」対策、「発災」対策、「啓発」などに取り組んでいるが、「予防・復旧」対策のうち「急傾斜地崩壊対策事業」については県が事業主体となっている。横浜市が担うことで、手続きの簡素化や横浜市独自の崖地対策と併せた対応が可能になる。

参考2 横浜市の主な提案結果

■これまでに実現した主な提案

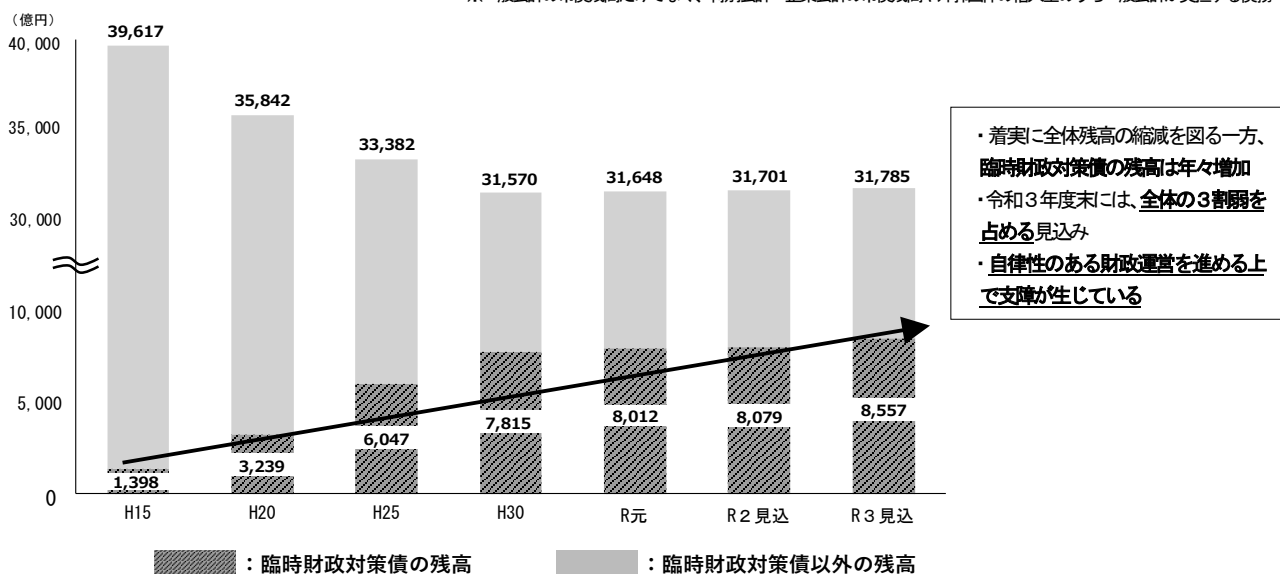
- ・学校給食費の私人への徴収委託（コンビニエンスストア等での納付）の実現（平成29年）
- ・搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験における国際運転免許証等にかかる運転免許要件の明確化（平成30年）
- ・児童扶養手当の減額措置の適用除外に必要な届出の負担軽減（令和元年） 等

■令和2年に提案したが実現しなかった項目

- ・医療計画に定める事務の一部（地域医療構想等）及び地域医療構想調整会議に係る事務について、都道府県と協議の上、基礎自治体が処理できる旨の明確化
- ※医療計画に係る事務・権限については、今後も様々な機会をとらえ移譲を求める。

参考3 横浜市における「一般会計が対応する借入金残高」※に占める臨時財政対策債残高の推移

※一般会計の市債残高だけでなく、特別会計・企業会計の市債残高や外郭団体の借入金のうち一般会計が負担する債務



提案の担当 / 政策局大都市制度推進本部室広域行政課担当課長 長久 伸子 TEL 045-671-2109
 財政局財政部財源課長 足利 有喜 TEL 045-671-2185
 財政局主税部税制課長 大塚 貴司 TEL 045-671-2188

三大都市圏の指定都市等を核とした広域連携の促進

総務省

三大都市圏における、指定都市等を核とした近隣市町村との連携を促進し、継続的に取り組むための新たな支援制度の創設

現状・課題

国

- **第 32 次地方制度調査会**は、人口減少が深刻化し高齢者人口がピークを迎える 2040 年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応する観点から、地域や組織の枠を超えた連携等の方策を講じていくため求められる地方行政体制のあり方を答申。
- 地方圏では、核となる都市と近隣市町村とで形成する「連携中枢都市圏」に地方交付税措置も含めた財政支援が行われており、現在 34 の圏域が形成されるなど、広域連携の取組が推進。
- **三大都市圏における「地域の未来予測」**を踏まえた相互補完的、双務的な役割分担に基づく広域連携による取組の積極的な推進、関係市町村が担う役割に応じた適切な財政措置の必要性等について指摘。

横浜市

- **平成 30 年度**、隣接する 7 市と「**8 市連携市長会議**」を開催し、2040 年頃の広域的な課題を見据え、基礎自治体ならではの視点から、水平・対等な関係で圏域全体の「行政サービスの維持・向上」等を目指し、連携策の協議を開始。
- **令和元年度・2 年度**、連続で総務省の「**新たな広域連携促進事業**」に採択。8 市の長期的見通し及び課題解決に向けた連携施策を検討するため、現状や将来推計についての基礎調査等を実施。
- **令和 3 年度**、再度「**8 市連携市長会議**」を開催し、「**行政の働き方・デジタル化**」「**専門人材の育成・確保**」「**プラスチックごみの発生抑制のための啓発活動**」の具体的な連携の取組を研究・検討することについて合意。



中長期的課題を見据え、継続的に取り組むための新たな支援制度が必要

- **三大都市圏**には、連携に向けた検討・準備を主目的とした単年度の国の委託事業はあるが、地方圏における「**連携中枢都市圏**」のように、**中長期的な課題を見据え、継続的に取り組むための支援制度はなく、課題認識を持つ市町村が、限られた予算の中で任意に取り組んでいるのが実情。**

提案・要望内容

- **三大都市圏**においても、指定都市等を核に、近隣の市町村と相互補完的、双務的な役割分担に基づく**連携**を更に推進し、「**地域の未来予測**」の整理や**中長期的な課題の解決**に向け**継続的に取り組めるよう、新たな広域連携支援制度を創設すること。**

参考1 横浜市と隣接7市※との連携 ※川崎市、横須賀市、鎌倉市、藤沢市、逗子市、大和市、町田市

○ 8市連携市長会議の開催 (令和3年5月11日)

【合意事項】「ウィズ・コロナにおける行政課題」

「専門人材の育成・確保」

「プラスチックごみの発生抑制のための啓発活動」

○ 新たな広域連携促進事業 (令和元年度・令和2年度)

① 「8市の未来予測」に向けた分析・整理

【取組の特徴】人口や経済等の将来推計についての基礎調査や新型コロナウイルス感染症等の状況も踏まえた8市在住者を対象としたアンケート調査を実施する等、8市の将来に影響を及ぼす要素についての分析・整理を実施。

② 若手職員勉強会の開催

【取組の特徴】2040年頃に各市の中核を担う世代の幅広い分野の職員を集め、8市の現状や課題に関する情報共有を行うとともに、今後、連携して取り組むべきテーマ等についての意見交換を実施し、課題や施策の方向性等について検討を行った。



8市連携市長会議



8市連携スタディミーティング

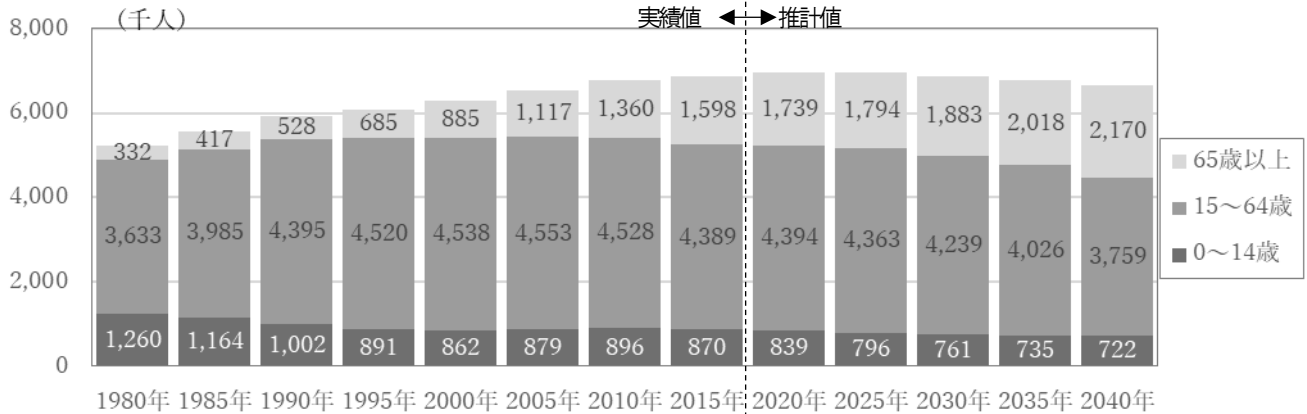
若手職員勉強会

○ これまでの主な連携事例

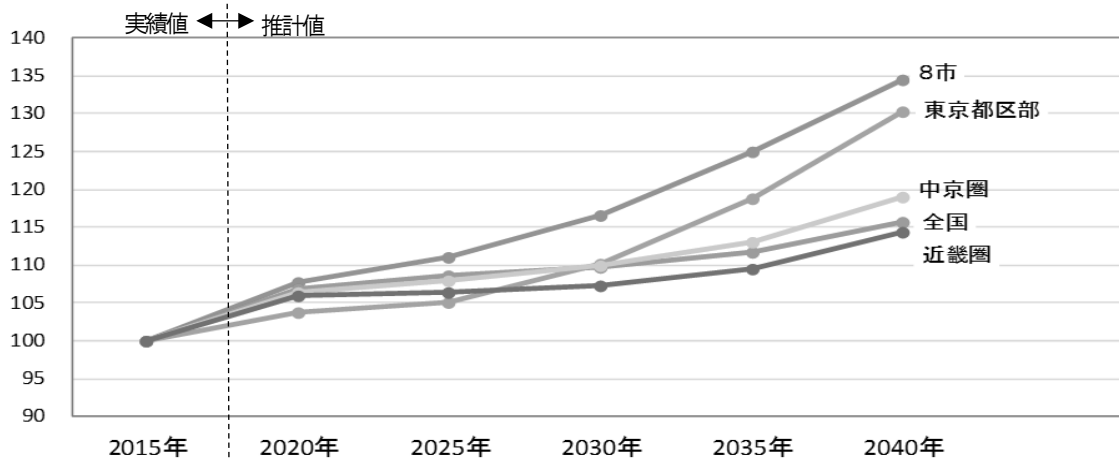
災害時の相互応援、待機児童対策、図書館の相互利用、観光施策の取組 等

参考2 横浜市と隣接7市(8市)の将来推計

○ 8市の年齢3区分人口の推移



○ 高齢者人口の今後の推移 (全国、3大都市圏との比較) (2015年=100として指数化)



新たな劇場整備の実現

文部科学省、国土交通省

- 1 新たな劇場整備の事業推進に向けての財政支援
- 2 劇場整備に先行した取組である、次世代育成事業への継続的支援
- 3 デジタル技術の導入及び感染症対策への総合的な支援制度の創設

現状・課題

国

■ グローバルな都市間競争の激化

新型コロナウイルス感染症拡大を契機としてニーズが高まるゆとりある空間の確保等によって、我が国の国際競争拠点都市における国際競争力を高めるため、重要インフラ整備支援等を実施。

■ 文化芸術の振興、文化芸術 DX 戦略の推進

文化芸術資源を活用した経済活性化、鑑賞形態の多様化、新たな収益・運営モデルの模索など、文化芸術分野における DX を推進。

横浜市

■ 新たな劇場整備による国際競争力の強化（みなとみらい 21 地区）を推進

MICE、観光・エンターテインメント、文化芸術によるまちづくりを推進し、国際競争力の強化に繋がる新たな劇場整備を計画。

■ 新たな劇場整備を視野に入れた次世代育成事業の実施

舞台芸術の鑑賞や伝統芸能等の体験を通じ、子どもたちの豊かな感性や創造性を醸成。

トップレベルの舞台芸術の創造と発信、国内外劇場との連携やデジタル技術の導入などにより、観光立国・文化芸術立国に貢献する劇場整備推進のため、国による支援が必要不可欠

■ ポストコロナの経済再生に向けた新たな劇場整備への財政支援

新たな劇場整備は、国際競争力強化への貢献など広範な効果を発揮するとともに、ポストコロナの経済再生や市民交流を含めた公共性の高い取組であり、社会資本整備総合交付金のような既存制度の活用など、国による財政支援が必要。

■ 劇場整備に先行した次世代育成事業及びデジタル技術導入への総合的な支援

劇場整備に先行した次世代育成事業への支援や、我が国の舞台芸術活性化に貢献するデジタル技術を先導的に導入するための計画立案に向けた総合的な支援が必要。

提案・要望内容

- 1 ポストコロナの経済再生に資する新たな劇場整備の事業推進に向けての財政支援
- 2 劇場整備に先行した取組である次世代育成事業に対する継続的な支援
- 3 デジタル技術の導入による舞台芸術活性化及び感染症対策への総合的な支援制度の創設

参考1 横浜市における次世代育成事業の事例

1 文化芸術鑑賞

子どもの豊かな感性や創造性を育むことを目的に、小学校高学年を対象としてオーケストラ、バレエ、ミュージカルの公演鑑賞を実施。

2 体験プログラム

学校にアーティストを派遣し、子どもたちが音楽、演劇、ダンス、美術、伝統芸能等を体験。



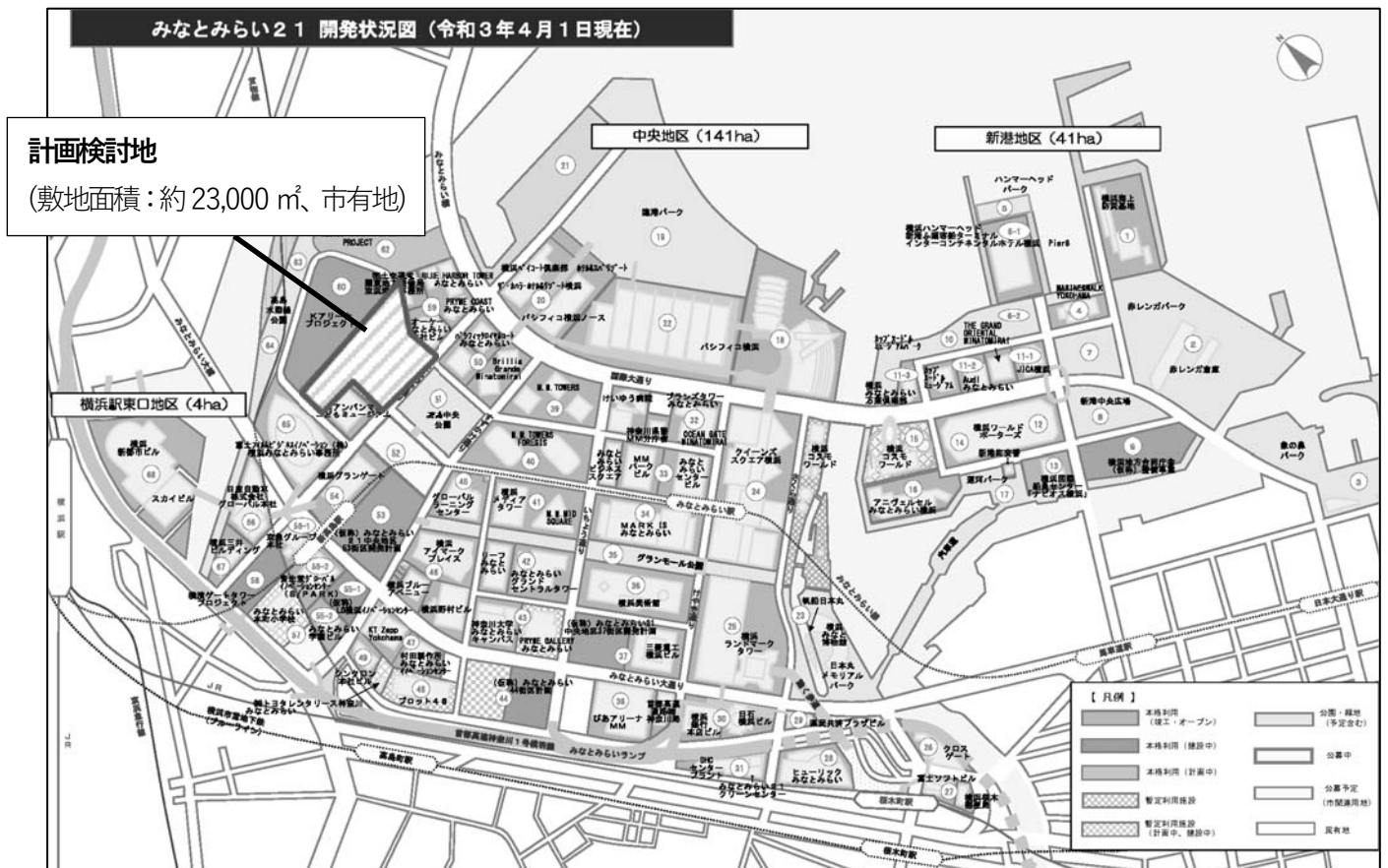
「心の教育・バレエの世界」『ドン・キホーテの夢』東京バレエ団 ©Shoko Matsushashi

参考2 新たな劇場について

1 検討概要（主な施設想定）

2,500席規模、オーケストラピットを備える多面舞台、創作スタジオ、レストラン・カフェ 等

2 新たな劇場計画検討地（みなとみらい21地区60・61街区）



外国人材の受入れ・共生のための環境整備

法務省

- 1 外国人との共生社会の実現に向けた国と地方の責務を明確にするための基本法の整備
- 2 地方自治体が行う共生に向けた取組に対する財政支援の拡充

現状・課題

国

- 新たな在留資格「特定技能」の創設などを含む「改正出入国管理及び難民認定法」が成立（平成30年12月）し、5年間で最大約34万5千人の外国人の受入れが見込まれる。
- 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を決定し、新たな交付金等が創設。
- 新型コロナウイルス感染症への対応を適切に行うとともに、受入環境を更に充実させる観点から、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を改訂（令和2年7月）。

横浜市

- 横浜市の外国人人口は、全国の市区町村で2番目に多く、平成31年4月末で10万人を突破（5年間で約3割増加）。令和2年には10万4千人に上り、新型コロナウイルス感染症の影響はあるものの、長期的には今後も一層の増加が見込まれる。
- 総合的な情報提供・相談対応を行う拠点施設である「横浜市国際交流協会」と、市内11か所に設置している身近な相談窓口である「国際交流ラウンジ」において、NPOやボランティア団体等とも連携し、多言語での相談対応や地域とのつながりづくり等の外国人の生活支援を推進。



外国人との共生社会の実現にむけた法令整備が必要

- 外国人への生活支援や共生社会の実現に向けた取組は、地方自治体においても一層進めていく必要がある。一方で、継続的に取り組むための地方自治体の財源は限られているほか、支援に関する明確な法的根拠がないため、国と地方がより強力で連携していく法的基盤が必要。

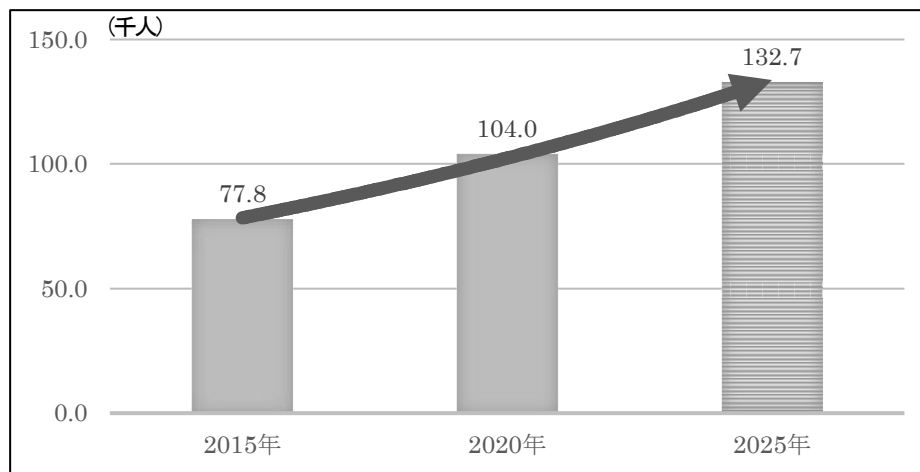
地方自治体の実情を踏まえた財政支援制度の拡充が必要

- 地方自治体によって外国人人口は大きく異なり、在住外国人の多い地方自治体では、情報提供・相談対応窓口の整備・運営等に多大な経費を要する。そのため、外国人人口規模に応じた弾力的な財政的支援が必要。

提案・要望内容

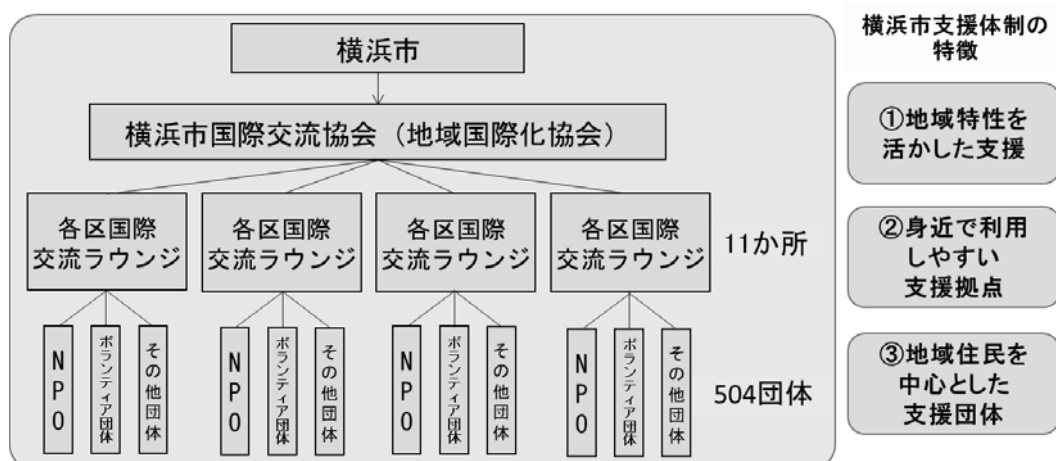
- 1 外国人との共生社会の実現に向けて、国と地方の責務を明確にするための基本法の整備
- 2 外国人受入環境整備交付金の交付限度額について、外国人人口の多い地方自治体の実情を踏まえた制度へ拡充

参考1 横浜市の外国人人口の増加見込み



(出典) 横浜市外国人材の受入環境整備に向けた調査研究 報告書 (令和2年3月)

参考2 横浜市における外国人支援の体制



参考3 横浜市における外国人支援の主な取組例

○行政情報等の提供の多言語化

- 外国人向け広報の充実 (防災・ごみの出し方等)

○行政手続・生活相談の多言語対応

- 国際交流ラウンジ等の設置 (生活情報提供、相談、日本語教室の開催、通訳ボランティアの派遣、日本人との交流活動などを実施)

○日本語学習支援

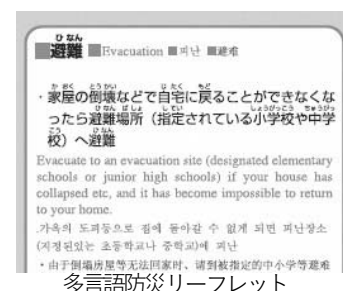
- 市民団体等による比較的小規模な地域日本語教室 (約 130 教室)
- 国際交流協会による日本語教室の運営支援、日本語ボランティア研修会
- 地域日本語教育の支援拠点を設置 (文化庁補助事業)

○防災・医療など緊急時の多言語対応

- 横浜市外国人震災時情報センターの設置 (災害発生時)
- 神奈川県や NPO 等との協力による医療通訳派遣事業

○地域社会とのつながりづくり

- 外国人急増地域へのコーディネーター配置
- 来日初期の方のための多言語冊子の作成



国際交流ラウンジでの相談

海外インフラビジネスの一層の推進

内閣官房、内閣府、外務省、財務省、経済産業省、国土交通省、環境省

- 1 公民連携による海外インフラビジネス展開拠点への包括的・継続的支援の拡充
- 2 相手都市の SDGs への地方自治体の貢献度を評価する制度の創設

現状・課題

国

- 「インフラシステム海外展開戦略 2025」（以下「海外展開戦略」）において、スマートシティの海外展開に向け、地方自治体のノウハウを積極的に活用することを位置付け。
- 「2050 年カーボンニュートラル」に向け、海外展開戦略においても、「カーボンニュートラルへの貢献」を施策の柱の一つと定め、地方自治体の取組への支援として「相手都市の SDGs への地方自治体の貢献度の定量的評価等を含め、包括的かつ継続的に支援」することを位置付け。

横浜市

- 公民連携による国際技術協力（Y-PORT）事業の中で連携している市内の社団法人 YUSA がスマートシティ開発案件を現地開発事業者から受注する等、複数の案件が事業化に向け進行中。横浜市は、インフラビジネス展開支援のための新たなナレッジハブ（Y-PORT センター公民連携オフィス Galerio）を整備し、ここを海外展開拠点として、市の都市経営ノウハウを上流から下流まで一貫して海外展開に活用するモデルを推進中。
- 「横浜市温暖化対策実行計画」において 2050 年までの脱炭素化の実現を目標とし、様々な取組を実施。



公民連携で海外インフラビジネスを推進するための一層の支援が必要

- スマートシティ等複合開発のニーズは、都市化の進む ASEAN 諸国を中心に高まっており、開発の主体となる現地開発事業者から横浜市と YUSA へ協力要請も寄せられている。一方、そのような開発にあたっては、現地開発事業者と長期間の協力関係が重要であり、今後も地方自治体と企業が公民連携で開発に関与していくためには、国レベルでの包括的・継続的な支援が必要。

地方自治体が国際協力による貢献度を定量的に評価する制度が必要

- Y-PORT 事業では、都市間協力を通じて市内企業の持つ環境に優しい技術を輸出することで相手都市の環境改善や温室効果ガス排出量の削減に寄与している。こうした相手都市の SDGs への地方自治体の貢献度を国の認証のもと定量的に示す仕組みが必要。

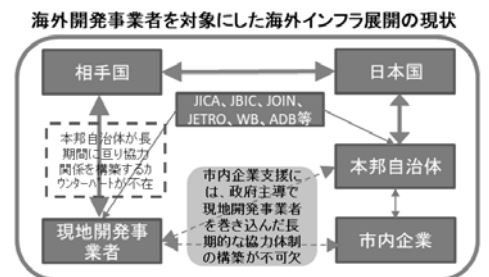
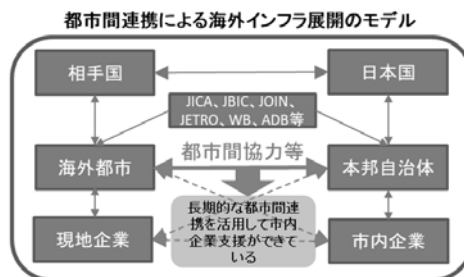
提案・要望内容

- 1 公民連携でスマートシティ海外展開を推進するため、横浜市をはじめとして、海外展開を担う知見・ノウハウを持つ地方自治体を海外展開の拠点都市として国が指定するなど、長期の開発に対応するための国レベルでの包括的・継続的な支援の拡充
- 2 地方自治体の国際協力の取組により達成した相手都市における温室効果ガスの排出削減・吸収量の一部を、地方自治体の温室効果ガス削減の目標達成に活用できるよう、地方自治体の国際協力の貢献度や成果を定量的に評価し、地方自治体が施策を進める上でメリットのある制度の創設

参考1 Y-PORT 事業について

<公民連携による海外インフラビジネス展開支援のモデルと課題>

・横浜市では、海外自治体との都市間協力を土台とした企業支援は進展している。一方、スマートシティ開発で重要となる現地開発事業者との長期間の協力関係構築のためには、政府レベルからの関与が重要となる。



<Y-PORT 事業の取組概要>

・Y-PORT センターを中心に新興国都市の課題解決と市内企業の海外インフラビジネス展開を推進中。

<一般社団法人 YOKOHAMA URBAN SOLUTION ALLIANCE (YUSA) >

・海外インフラビジネス機会拡大と新興国の都市課題解決に貢献するため、市内企業を中心に設立（平成29年7月）された一般社団法人。会員数38社（令和3年4月末時点）。



<ナレッジハブ「Y-PORT センター公民連携オフィス Galerio」>

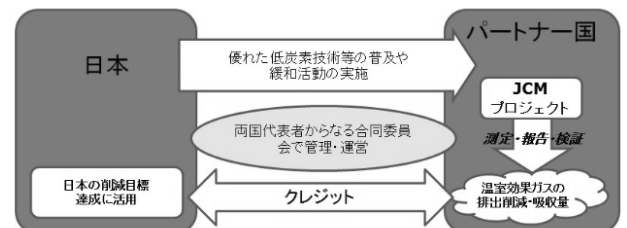
・横浜の持つ都市づくりの知見と、国内外のスマートシティ開発等に係るキープレイヤーのナレッジハブとしてY-PORT センター内に整備。



参考2 横浜市における温室効果ガス削減の取組状況

横浜市では、重要施策として「横浜市温暖化対策実行計画」を策定し、「Zero Carbon Yokohama」を目指す姿として掲げ、2050年までの温室効果ガス実質排出ゼロ（脱炭素化）の実現を目標として設定している。

Y-PORT 事業では、国が進めるJCM（二国間クレジット制度）を、公民が連携してSDGs達成に貢献するための有効な仕組みとして活用し、海外都市の温室効果ガスの排出削減に貢献している。



（出典：日本政府資料「二国間クレジット制度（Joint Crediting Mechanism(JCM))の最新動向」）



文化芸術の持続可能性を高める支援の充実

文部科学省、内閣府

- 1 地方自治体が行うコロナ禍における文化芸術施策への財政支援の充実
- 2 感染症等の災害時に文化芸術関係者への緊急的な支援を可能とする基金の創設
- 3 国と地方が一体となった文化芸術振興のため、国の文化予算の一層の拡充

現状・課題

国

- 新型コロナウイルス感染拡大の影響による公演や展覧会の中止や延期・縮小により、舞台芸術関係者を中心に文化芸術関係業界全体が多大な経済的なダメージを受けている。
- 文化庁は文化施設感染症予防等事業や活動継続支援の創設により、活動の再開・継続を支援。
- 国の令和3年度の文化芸術予算額は約1,075億円、国家予算に占める割合が0.1%程度と、先進諸外国と比べると極めて低い水準。民間企業からの支援も不十分。

横浜市

- 横浜市文化施設の施設利用率、来場者数とも前年度比で大幅に減。
- 令和2年度、市内のアーティストや舞台芸術関係者等に対する緊急支援策を実施。令和3年1月からは公演や展示に伴う感染症対策や会場費の助成など、切れ目ない支援を実施。



地方自治体による文化芸術施策に対する財政支援が必要

- 地域の実情に応じた文化芸術団体等への支援継続のため、地方自治体の財政支援の充実が必要。

緊急支援を可能にする基金制度が必要

- 感染拡大による逼迫した危機において文化芸術関係者に対して、スピード感のある対応を行うため、緊急的な支援を可能にする仕組みが不可欠。
- 感染症の拡大等の災害発生時には、文化芸術関係者はただちに収入減等の影響を受けるため、有事への備えとして、緊急かつ柔軟な支援が可能な制度を創設し、財源を確保することが必要。

ポストコロナを見据え、国と地方が一体となった文化芸術振興の一層の推進が必要

- 「文化芸術立国」の実現に向けて、あらゆる人々が様々な場で優れた文化芸術を享受できるよう、国と地方が一体となった文化芸術振興の一層の推進が求められている。

提案・要望内容

- 1 国の実施する支援策を今後も継続するとともに、地方自治体の実施する文化芸術を対象とした独自支援に対する財政支援の拡充
- 2 大規模災害等緊急時において、危機に陥った文化芸術関係者に対して迅速な援助を可能とするための基金による支援制度の創設
- 3 国と地方が一体となって文化芸術を振興するため、国の文化予算の一層の拡充

参考1 横浜市文化施設（23施設）（※）における施設利用率及び利用人数

	令和元年度	令和2年度	増減
施設利用率（年間平均）	80%	51%	▲29%
利用人数	2,522,159人	758,916人	▲1,763,243人 （▲70%）

※施設数には、休館に入っている横浜みなとみらいホール（令和3年1月から休館）及び横浜美術館（令和3年3月から休館）は除く。

参考2 コロナ禍における文化芸術関係者の状況

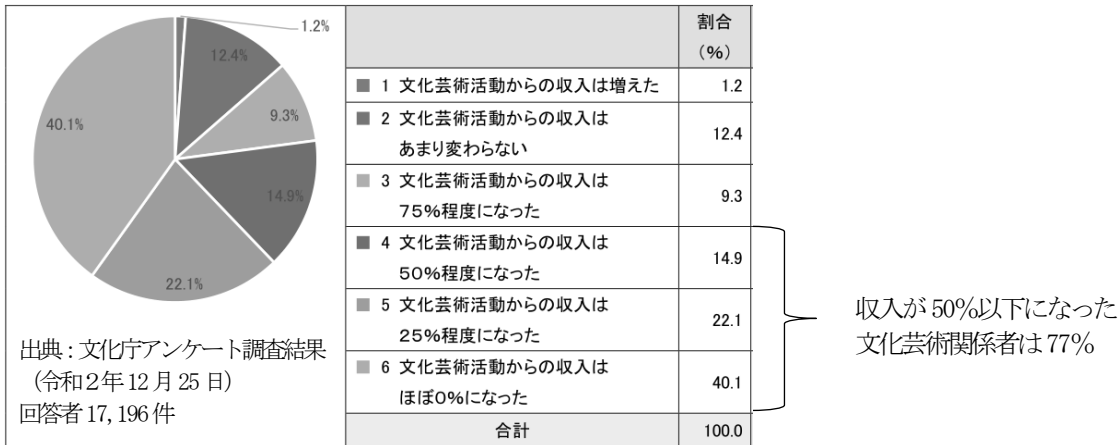
(1) 公演中止・観客収容率等の規制による推定損失額（2020年）

$$\begin{array}{l}
 \text{ライブ・エンタテインメント市場規模} \\
 6295\text{億円}
 \end{array}
 \times
 \begin{array}{l}
 \text{公演減少比率} \\
 \text{（前年比）} \\
 0.793
 \end{array}
 =
 \begin{array}{l}
 \text{推定損失額} \\
 \text{約}4989\text{億円}
 \end{array}$$

出典：文化芸術推進フォーラム資料
（令和3年3月18日）

※1 ぴあ総研が公表した2020年10月25日時点における2020年のライブ・エンタテインメント市場規模の試算値に基づく

(2) 令和2年3～8月の文化芸術活動による収入の変化



参考3 国の支援の状況

○通常期の支援（芸術文化振興基金、文化芸術振興費補助金による支援）

・審査により交付対象を決定

○コロナ対応の支援（文化芸術復興創造基金、ARTS for the future!事業による支援）

・文化芸術復興創造基金：新型コロナで苦境に陥った文化芸術団体を支援するための寄付金を財源とする基金を創設。1,000万円以上集まった段階で募集開始のため、現時点では支援を開始できていない。

※令和3年4月25日現在：約799万円

・ARTS for the future!事業：最大2,500万円の支援策であり幅広い活用が見込まれるが、原則1団体1事業が対象となることから、緊急的な支援には限界がある。（4月26日第一次募集開始）

参考4 各国の文化支出額の比較（令和元年度）

国名	フランス	韓国	イギリス	ドイツ	アメリカ	日本
文化支出額（億円）	4,394	3,015	2,522	2,267	1,806	1,167
国家予算に占める文化支出の比率(%)	0.92	1.14	0.22	0.52	0.04	0.12

出典：諸外国における文化政策等の比較調査研究事業報告書（2020年3月文化庁）

「グローバル拠点都市」の推進

内閣府、経済産業省

「グローバル拠点都市」の推進に向けた更なる支援の拡充

現状・課題

国

- 「世界に伍するスタートアップ・エコシステム拠点形成戦略」を踏まえ、スタートアップや支援者の集積と潜在力を有する都市の**拠点都市形成計画を公募**し、選定した拠点都市のスタートアップに対し、政府、政府関係機関、民間サポーターによる集中支援に着手。
- 令和2年7月、**グローバル拠点都市4か所、推進拠点都市4か所を選定**。

横浜市

- 平成29年から業種や組織の垣根を超えたオープンイノベーションの取組として「**I-TOP 横浜**」「**LIP横浜**」を進め、**会員数900超**、自動運転やスマートホームなど**個別プロジェクト100超**を推進。平成31年1月に、「YOXO（よくぞ）」を旗印に「**イノベーション都市・横浜**」を宣言。
- 令和元年10月に、国の支援をいただきながら開設した「**YOXO BOX（よくぞボックス）**」を拠点に、社会課題に挑むスタートアップの成長支援に取り組み、2年間で**70億円以上の投資実績**。
- 令和2年7月、「グローバル拠点都市」に選定。これを契機に、11月、渋谷区と「グローバル拠点都市の形成及びオープンイノベーションの実現に関する連携協定」を締結。
- 令和3年1月、世界有数のアクセラレーターの支援を受けるスタートアップとして3社採択。さらに、JETROと連携し、米国シリコンバレーの有力アクセラレーターを招聘、DXオンラインセミナーを開催。
- 令和3年3月に、**東京工業大学と「イノベーション創出とスタートアップ支援に向けた拠点形成などに関する連携協定」を締結**。また、イノベーションを生み出す民間主体の連携団体「**横浜未来機構**」が設立され、5Gユースケースの実証実験など具体的活動を開始。
- 令和3年3月に、科学技術振興機構（JST）の「SCORE大学推進型（拠点都市環境整備型）」に「**横浜プラットフォーム**」が採択され、大学発スタートアップの創出に向けて、横浜市立大学、横浜国立大学、関東学院大学、神奈川大学と連携するなど、街ぐるみで人・企業・投資を呼び込み、グローバル拠点都市を推進。

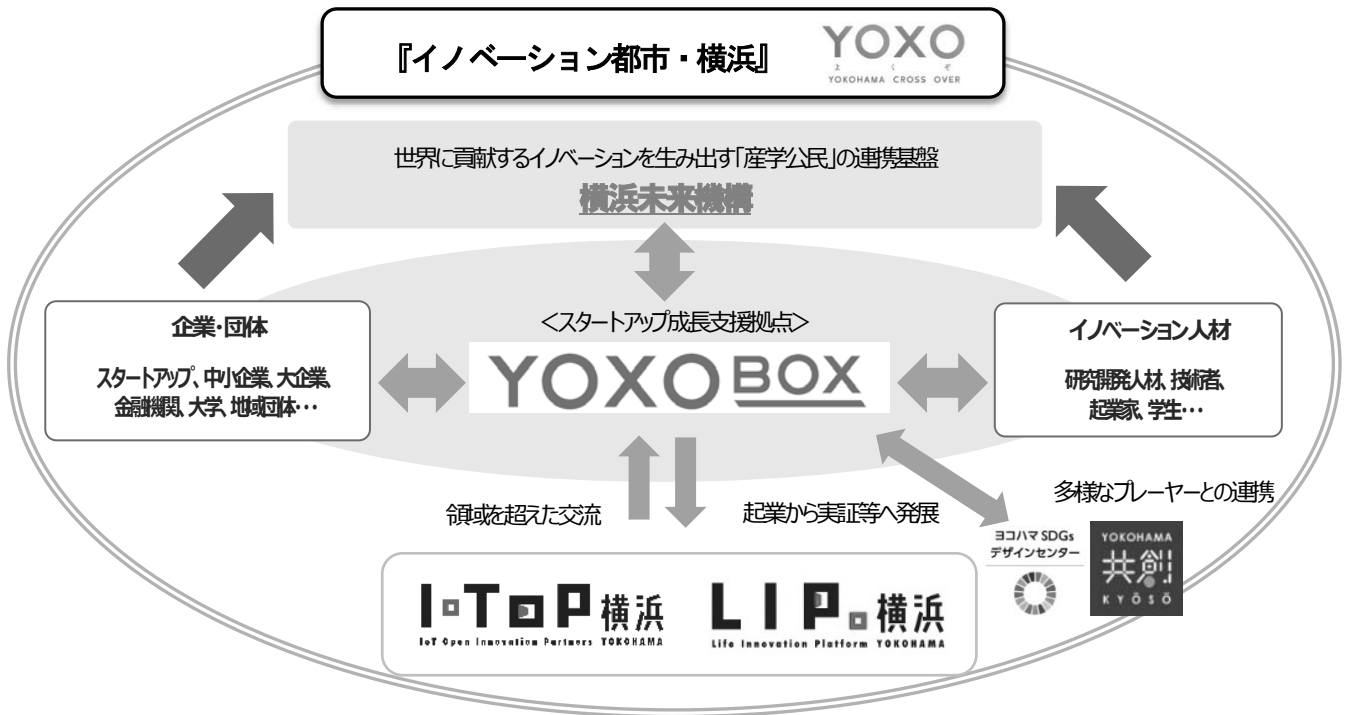
各地方自治体の強みを生かしたスタートアップ・エコシステムの形成が必要

- 拠点都市に選定された地方自治体ごとのリソース、フィールド、特性等を生かした戦略でスタートアップ・エコシステムを形成することが必要。
- そのためには、**地方自治体の実情に応じて柔軟かつ大胆に活用できる支援が必要**。

提案・要望内容

- スタートアップ・エコシステム拠点都市としてスタートアップの支援やオープンイノベーションの取組を推進していくにあたり、地方自治体の実情に応じて活用できる**地方創生推進交付金のメニューや採択枠の拡大等、財政的支援の更なる拡充**。

参考1 イノベーション都市・横浜 エコシステムについて



参考2 スタートアップ支援拠点「YOXO BOX（よくぞボックス）」について



<令和元年度～2年度 累計実績>

- 支援企業が受けた投資額 : 79 億 円
- スタートアップ支援件数 : 186 件
- イベント・セミナー参加者数 : 延 4,246 人

YOXO BOX 支援メニュー

1. YOXOイノベーションスクール
(起業志望者を対象としたビジネス講座)
2. YOXOアクセラレータープログラム
(スタートアップが対象の成長支援プログラム)
3. 横浜ベンチャーピッチ
(資金調達先や連携する企業等とのマッチング)
4. イノベーション創出のための交流・ビジネスイベント
5. 専門家によるスタートアップ相談窓口
6. 【新規】YOXOマネジメントプログラム
(IPO・M&Aを具体的に目指すスタートアップ対象の講座)

参考3 「横浜未来機構」について

- 産学公民の連携基盤団体
- 令和3年3月31日設立
- 企業・アカデミア・公共などの多様な人材が、組織や領域を越えてともに考え、試し、成長できる環境を構築し、新たなアイデアやテクノロジーからイノベーションを生み出す循環をつくる



花と緑を生かした都市の魅力づくりの推進

国土交通省、財務省

- 1 花と緑を生かして都市の魅力や賑わいを高める取組への支援の拡充
- 2 グリーンインフラを活用した、都市部のまとまった緑の確実な保全、都市基盤整備の推進のための支援の拡充

現状・課題

国

- 地域の活性化等を図るため、複数の庭園の連携により魅力的な体験や交流を創出する「ガーデンツーリズム」を推進し、各地域の取組を支援する登録制度を創設（令和元年度）、情報発信を強化。
- 自然環境の多様な機能を活用するグリーンインフラの社会実装を推進するため、「グリーンインフラ推進戦略」を公表、官民連携・分野横断の取組を支援するプラットフォームを創設（令和元年度）、「グリーンインフラ活用型都市構築支援事業」を創設（令和2年度創設、3年度拡充）。
- 新型コロナウイルス感染症を契機に公園緑地の価値を再認識し、オープンスペースの今後のあり方と方向性を公表（令和2年度）。また、ウィズコロナ・ポストコロナ時代の「新たな旅のスタイル」やインバウンドの再開を見据え、観光の再生と新たな展開への施策を推進。

横浜市

- 花と緑を生かし、様々な主体が連携して都市の魅力・賑わいを創出する「ガーデンシティ横浜」を推進。市内各所を花々で彩る「ガーデンネックレス横浜（ガーデンネックレス横浜実行委員会）」（ガーデンツーリズム登録制度の第1回登録）では観光誘客の取組や民間との連携を強化。
- 市民税の超過課税である「横浜みどり税」を財源とする「横浜みどりアップ計画」において、民有緑地の保全のため、固定資産税等の軽減、維持管理支援、買入れ申し出への対応等を推進。
- グリーンインフラを活用した持続可能で魅力的な都市づくりを推進するため、公園事業と下水道事業等が連携した雨水浸透機能向上、公共公益施設・民間建築物等の緑化を推進。
- 新型コロナウイルス感染症への対応では、「ガーデンネックレス横浜」の動画公開や「新しい生活様式」を踏まえた注意喚起や施設の利用再開等、感染拡大防止と公園緑地へのニーズの高まりへの両立を図るため柔軟に対応。



花と緑を生かして都市の魅力や賑わいを高める取組への支援の拡充が必要

- ウィズコロナ・ポストコロナ時代のガーデンツーリズムの推進に向けて、各庭園の特色や魅力を高める環境整備、全国の協議会間の連携による国内外への情報発信の更なる強化等が必要。

グリーンインフラを活用した、都市部のまとまった緑の確実な保全、都市基盤整備の推進が必要

- 相続を契機とした民有緑地の転用・売却が課題となっており、民有緑地を都市部の貴重なグリーンインフラとして位置づけ、相続時の負担軽減等を行う積極的な取組が必要。
- グリーンインフラを活用した都市基盤整備の推進には、自然環境が有する多様な機能や効果を評価する手法や、新たな技術開発・維持管理の手法の開発と実装が課題。

提案・要望内容

- 1 ウィズコロナ・ポストコロナ時代の「新たな旅のスタイル」やインバウンドの再開を見据えた戦略的プロモーションにおけるガーデンツーリズムの推進、庭園の魅力創出や魅力発信のための環境整備・プロモーション等への財政支援の拡充、ガーデンツーリズムに登録された協議会間の広域的な連携への支援
- 2-(1) 新型コロナウイルス感染症拡大を契機として再認識された、グリーンインフラとしての都市部の緑の確実な保全・創出を図るための、税制上の負担軽減措置等の拡充
 - ・ 特別緑地保全地区や近郊緑地特別保全地区に指定された緑地について、相続税の農地と同様の納税猶予制度の創設、公有地化に伴う譲渡所得に対する所得税の特別控除額の引上げ
 - ・ 借地公園について、相続税の評価の控除割合の緑地並みへの引上げ、相続税の農地と同様の納税猶予制度の創設
 - ・ 公園緑地事業の用地として国有財産の買取を希望する地方自治体に対する、国有財産の1/3を無償貸付する優遇措置の全面適用
- 2-(2) グリーンインフラの整備・維持管理に係る技術開発や効果検証手法の構築と実装の推進

参考1 横浜市におけるガーデンツーリズムの推進（ガーデンネックレス横浜）

ガーデンネックレス横浜 2020 の開催実績と新型コロナウイルス感染症への対応

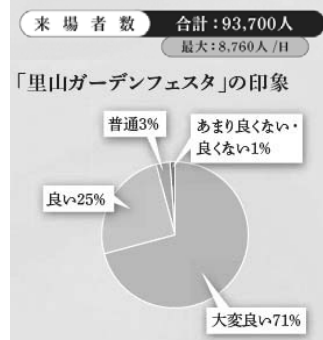
(令和2年春) みなとエリア、里山ガーデン



動画配信による外出自粛への対応やSNSによる訴求等を実施

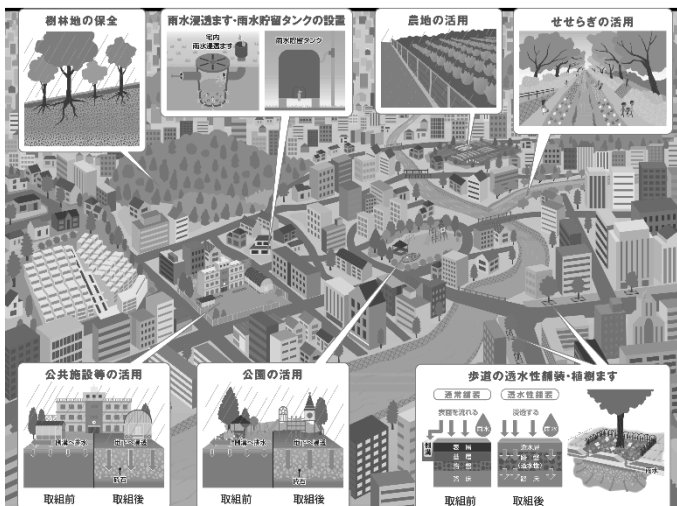
○メディア露出件数 972件 広告換算額 7.6億円

(令和2年秋) 里山ガーデン

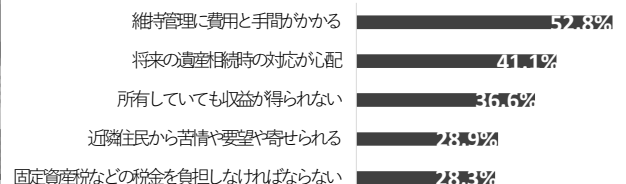


感染症対策を実施しながら、秋の開催として過去最多の来場者数を記録

参考2 横浜市におけるグリーンインフラの推進



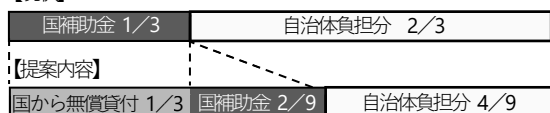
<樹林地を所有する上での課題>



横浜市による所有者意識調査(平成29年) 上位5回答を抜粋 n=1,631 複数回答

<国有財産の買取を希望する地方自治体に対する優遇措置の全面適用>

【現状】



国際園芸博覧会の開催に向けた取組の推進

農林水産省、国土交通省

2027年横浜開催に向けた協力・支援

現状・課題

国

- 平成26年、花きの振興に関する法律が制定され、平成27年、花き産業及び花き文化の振興、花きの需要の増進（博覧会の開催等含む）等について、基本方針を策定。令和2年4月に基本方針を見直し、国際園芸博覧会の「成果を今後の花き産業の発展に最大限に生かすことが重要」などについて方向付け。
- 横浜市からの要望により、国際園芸博覧会の開催に関する国としての政策的意義や、横浜市で開催する国際園芸博覧会の方向性等について検討を行う「国際園芸博覧会検討会」（令和元年8～12月）を設置し、令和2年2月に、検討会において**国が関与して国際園芸博覧会を開催する意義があることをとりまとめ**。
- 令和2年2月に**国際園芸博覧会の承認団体である国際園芸家協会（以下「AIPH」という。）に横浜開催への支援を表明する「政府支持書」（サポートレター）を提出**。
- 横浜市が作成する計画案について、充実すべき事項等を検討する「横浜国際園芸博覧会具体化検討会」（令和2年10月～令和3年3月）を設置し、**博覧会国際事務局（以下「BIE」という。）認定に向けて充実すべき内容を取りまとめ**。

横浜市

- 平成30年3月に、「旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会 基本構想案」を策定。
- 地元の地方自治体、経済界などが連携し、国際園芸博覧会の誘致活動や地域の協力体制の構築、機運醸成などを行うため、令和元年5月に「国際園芸博覧会横浜誘致推進協議会」を設立。
- 令和元年9月に、**AIPHに国際園芸博覧会の2027年横浜開催を申請し、承認**。
- 全国的な機運醸成及び博覧会の開催組織（2027国際園芸博覧会協会（仮称））の設立準備等を行うため、令和2年11月に「**2027国際園芸博覧会推進委員会**」を設立。

引き続き、国家的プロジェクトとなる国際園芸博覧会（A1クラス）の開催に向けた取組が必要

- 展示・行催事計画、会場計画、会場運営・管理計画、輸送計画等について、BIE認定に向けて、より詳細かつ具体的な調査・検討が必要。
- 全国的な機運醸成や博覧会の開催組織（2027国際園芸博覧会協会（仮称））の設立準備が必要。

提案・要望内容

- 横浜市が行う展示・行催事計画等の調査・検討への継続的な協力・支援及び博覧会の開催組織（2027国際園芸博覧会協会（仮称））の設立準備への協力・支援

参考1 開催概要（横浜国際園芸博覧会具体化検討会報告書（抜粋））

- テーマ 幸せを創る明日の風景 ～Scenery of The Future for Happiness～
- 開催場所 旧上瀬谷通信施設（横浜市）
- 開催期間 2027年3月～9月（6か月間）
- 参加者数 1,500万人
（ICT活用や地域連携などの多様な参加形態を含む）
（有料来場者数：1,000万人以上）
- 博覧会区域 約100ha
- 開催組織 2027国際園芸博覧会協会（仮称）

参考2 旧上瀬谷通信施設

平成27年6月に米軍から返還された面積約242haの首都圏最大級の平坦な土地



旧上瀬谷通信施設の位置・交通アクセス



旧上瀬谷通信施設の航空写真

参考3 今後の予定

■ スケジュール（想定）

年度	これまでの経緯と想定される主な取組
2017	基本構想案の策定
2018	国への招致要望
2019	AIPHへの園芸博開催申請・承認 「国際園芸博覧会横浜誘致推進協議会」の設立
2020	「2027国際園芸博覧会推進委員会」の設立
2021	BIE認定協議開始 博覧会の開催組織（2027国際園芸博覧会協会（仮称））の設立
2022 ～ 2026	BIEへの園芸博認定申請・承認 基本計画、会場整備、参加者招請、プレイベントなど
2027	園芸博の開催（3～9月）

■ 国際園芸博覧会（A1）の開催状況（想定）

年	開催国（都市）	参考（登録博）
2015		ミラノ万博
2016	トルコ（アンタルヤ）	
2019	中国（北京）	
2020		
2021		ドバイ万博
2022	オランダ（アルメーレ）	
2023	カタール（ドーハ）	
2024		
2025		大阪・関西万博
2027	日本（横浜）	

持続可能な脱炭素社会の実現に向けた取組への支援

環境省、経済産業省、国土交通省

- 1 脱炭素イノベーションの実現に向けた施策の推進
- 2 「地域脱炭素ロードマップ」の実現
 - (1) 脱炭素先行地域への支援
 - (2) 再生可能エネルギーの導入拡大に向けた支援の強化
 - (3) 住宅・建築物における省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入に関する目標値の設定と支援の充実
 - (4) 公共建築物の整備・改修に係る方針や基準の明確化と財政支援の充実

現状・課題

国

- 令和2年10月、内閣総理大臣は**2050年までの脱炭素社会の実現を目指すことを宣言**。
- 経済産業省は2050年脱炭素社会の実現に向けて2兆円の「**グリーンイノベーション基金**」を造成し、10年間、研究開発・実証から社会実装まで継続して支援を実施。
- 令和2年12月に設置された「**国・地方脱炭素実現会議**」において、令和3年6月に地方自治体等が脱炭素化の取組を進めるための「**地域脱炭素ロードマップ**」を策定。「**脱炭素先行地域**」として全国100か所以上を創出し、2030年度までに地域内の脱炭素化の実現を目指す。

横浜市

- **2050年までの脱炭素化、Zero Carbon Yokohamaの実現**を掲げている。
- 「**東京湾岸ゼロエミッションイノベーション協議会**」にオブザーバーとして参加。
- 国と地方で地域脱炭素ロードマップの策定等を議論する「**国・地方脱炭素実現会議**」に参加。
- 「**ゼロカーボン市区町村協議会**」会長都市として、「脱炭素社会の構築に係る提言」を国に提出。
- 令和2年度から供用開始している新市庁舎において、使用する電力を再生可能エネルギー100%とし、令和3年度には18区庁舎においても再生可能エネルギー100%とすることを目指す。
- 「**横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例**」が6月に成立。

国・産業界と大都市が連携して、日本の脱炭素イノベーションをけん引することが必要

- 様々な事業者が立地し大消費地である大都市は**イノベーションを推進する大きなポテンシャル**があり、大都市で**グリーン産業の創出、経済と環境の好循環モデルの構築**を進めることが重要。
- 産業構造の変化や事業者の脱炭素化を踏まえたサプライチェーン・マネジメントの拡大による国内経済への影響を見据え、**国と地方自治体が一体となった中小企業への支援策**の検討が重要。

まちづくりと一体となった脱炭素化の推進が必要

- 大都市においては、都心部や郊外住宅地など地域特性に応じて、複数年にわたり「まちづくり」と脱炭素化を一体的に進めることが重要。事業を着実かつ柔軟に実施できるような支援が必要。

市民や企業等の再生可能エネルギーの導入拡大に向けた支援の拡充が必要

- 再生可能エネルギーの拡大に向け、価格の低下や需要の喚起など、国主導の様々な施策が必要。
- 地域での効果的な再生可能エネルギー活用先の創出に加え、エネルギーの大消費地である地域と再生可能エネルギーのポテンシャルが高い地域の**地域間連携強化**を進めていくことが必要であり、**電力系統接続の制約**が課題。

住宅・建築物の脱炭素化の早期着手が必要

- 住宅・建築物の新築・改修にあたっての省エネルギー化や再生可能エネルギー導入を促進するため、省エネ・再エネ性能に関する具体的な目標値の設定や実効性ある支援策が必要。
- 2050年の脱炭素社会実現を見据え、住宅・建築物の脱炭素化の更なる促進が必要。

公共建築物のネット・ゼロ・エネルギー・ビル（以下「ZEB」という。）普及が必要

- 公共建築物のZEB普及に向け、自治体が取組を推進するための国主導の施策が必要。

提案・要望内容

- 1 脱炭素社会の実現に向けた、**国・産業界と地方自治体との連携によるイノベーションの推進や脱炭素化に向けた産業構造転換のけん引**。また、**地域企業による「グリーンイノベーション基金」の活用、企業が活用しやすい新たな財政支援制度の創出**
- 2 「地域脱炭素ロードマップ」の実現
 - (1) 脱炭素先行地域における**地域特性に応じた事業を柔軟に実施するための支援の強化**
 - (2) 再生可能エネルギーを導入・利用する企業や市民等の主体に対し、**経済的・社会的なインセンティブを付与するための措置をとるなど、再生可能エネルギー導入拡大への支援の強化**、また、再生可能エネルギーの**地域間連携の拡大を見据えた、電力系統の増強・運用改善**
 - (3) **住宅・建築物の省エネルギー化・再生可能エネルギーの導入を促進するため、断熱性能等の具体的な目標値の設定に加え、新築・改修時における支援の充実、賃貸住宅向けの施策、中小規模工務店向けの支援、消費者等への普及啓発の推進**
 - (4) **公共建築物のZEB普及に向けて、国の方針等に脱炭素化を位置付けるとともに、整備・改修時における具体的な基準の明確化と地方自治体への財政支援の充実**

参考1 「ゼロカーボン市区町村協議会」における「脱炭素社会の構築に係る提言」について

重点提言項目

- ① 財政支援の規模拡大と柔軟化
- ② 情報の整備・発信及び人材派遣の支援強化
- ③ 縦割りを廃した国・地方の連携強化
- ④ 意欲的な2030年温室効果ガス削減目標の設定
- ⑤ 自治体の取組を加速化させる新たな再生可能エネルギー目標の設定と、脱炭素を見据えたエネルギー政策の推進
- ⑥ 脱炭素化への機運醸成に向けた国民運動の推進
- ⑦ 脱炭素社会の実現に向けたデジタル化の推進

分野別提言項目

- ① 地域のエネルギーや資源の地産地消
- ② 住まい
- ③ まちづくり・地域交通
- ④ 公共施設をはじめとする建築物・設備
- ⑤ 生活衛生インフラ
- ⑥ 農山漁村・里山里海
- ⑦ 働き方、社会参加
- ⑧ 地域の脱炭素を支える各分野共通の基盤・仕組み

提案の担当	／	温暖化対策統括本部企画調整部調整課担当課長	宮島 弘樹	TEL 045-671-2336
		温暖化対策統括本部企画調整部プロジェクト推進課長	岡崎 修司	TEL 045-671-2636
		建築局住宅部住宅政策課長	松本 光司	TEL 045-671-2917
		建築局建築指導部建築企画課建築環境担当課長	對馬 まり	TEL 045-671-4524
		建築局公共建築部営繕企画課長	曾根 進	TEL 045-671-2910

プラスチック資源循環の推進

環境省、経済産業省

- 1 プラスチックの資源化技術の研究及びリサイクル事業者に対する財政措置等の支援
- 2 市町村負担が過大とならないよう、適切な費用負担の仕組みや補助制度等の構築

現状・課題

国

- 令和元年5月、資源循環を総合的に推進するため「**プラスチック資源循環戦略**」を策定。
- 令和3年3月、「**プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案**」を閣議決定。法律案の中で、容器包装プラスチックと容器包装以外のプラスチック（以下「製品プラスチック」という。）をまとめてリサイクルする制度が示された。参考1

横浜市

- 家庭から排出され、焼却処理されているプラスチックの量は年間約7万トン（令和2年度推計）。参考2
- 容器包装プラスチック（ペットボトルを含む）の分別収集・中間処理に係る**費用負担は年間約69億円**。（令和2年度）参考3
- 令和3年3月、ゼロカーボン市区町村協議会が国に「**脱炭素社会の構築に係る提言**」を提出。プラスチックごみ削減のため、拡大生産者責任を課すことや、普及啓発の推進を提言。



海洋環境の保全及び地球温暖化の防止の観点から、プラスチック資源循環の推進が必要

- プラスチックの資源循環を更に進めるため、**製品プラスチックをリサイクルする制度の構築**が必要。
- 制度実施にあたっては、**リサイクル事業者の施設整備を推進することや、市町村の財政負担が過大とならないよう措置を講ずることが求められる。**

提案・要望内容

- 1 製品プラスチックも一括して回収し、リサイクルする制度の構築にあたっては、**先進的な資源化技術の研究**を行うとともに、**リサイクル事業者に対し、財政措置を含む様々な支援**を行い、制度を推進させること
- 2 分別収集されたプラスチックのリサイクル工程において、市町村の財政負担が過大とならないよう拡大生産者責任の観点を踏まえ、**適切な費用負担とする仕組みや補助制度等を構築すること**

参考1 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案

①設計・製造段階



リデュース 解体しやすい 素材代替

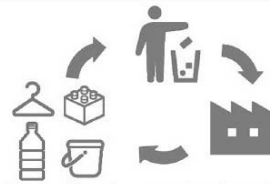
プラ製品の設計を環境配慮型に転換

②販売・提供段階



使い捨てプラをリデュース

③排出・回収・リサイクル段階

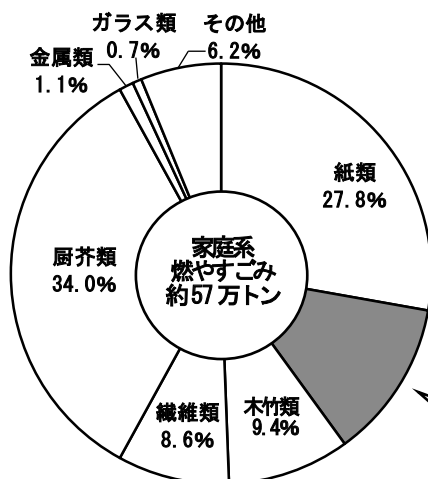


排出されるプラをあまなく回収・リサイクル

【市区町村の分別収集・再商品化】

プラスチック資源の分別収集を促進するため、容器包装リサイクル法ルートを活用した再商品化を可能にする。

参考2 横浜市で焼却されているプラスチック



横浜市組成調査結果 (令和2年度)

プラスチック類 12.2% (約7万トン)

参考3 容器包装リサイクル法の仕組み・横浜市の費用負担

横浜市の費用負担 (令和2年度)

委託内容	金額
分別収集	35億円
中間処理 (容器包装プラ)	14億円
中間処理 (ペットボトル)	20億円
合計	69億円

横浜市の処理量 (令和2年度)

委託内容	量
中間処理 (容器包装プラ)	5万1千トン
中間処理 (ペットボトル)	1万4千トン



(出典) 経済産業省ホームページ

国民健康保険の財政基盤の安定化に向けた支援の拡充

厚生労働省

- 1 将来の医療費の増加を見据えた財政支援の拡充
- 2 「決算補填等目的のための法定外一般会計繰入金」の段階的解消に必要な財政支援の拡充

現状・課題

国

- 持続可能な医療保険制度の構築に向け、負担の公平化及び医療費適正化などを推進するとともに、財政基盤の安定化のため、国費による財政支援の拡充（平成30年度以降、毎年3,400億円）や、財政運営の都道府県単位化（平成30年度）を実施。
- 市町村が行っている「決算補填等目的のための法定外一般会計繰入金（以下、「法定外繰入」という。）」は、保険制度としての給付と負担の透明化などの観点から、段階的に削減・解消すべき「赤字」であると位置付け。令和2年度の「保険者努力支援制度」（医療費適正化に向けた予防・健康づくりなどの取組への財政支援）では、各市町村への配分額の決定にあたり、法定外繰入の解消に向けた取組状況を評価する指標を新設。
- 新経済・財政再生計画改革工程表2020（令和元年12月）では、法定外繰入を行っている市町村数を令和5年度までに100市町村、令和8年度までに50市町村にする指標（KPI）を設定。

横浜市

- 国保財政の安定的な運営のために重要な取組の一つである医療費適正化に向けた取組として、「第2期横浜市国民健康保険 保健事業実施計画（データヘルス計画）」（平成30年度～令和5年度）に基づき、特定健診自己負担額の無料化による受診率の向上などを推進。参考3
- 令和3年度予算では、36.5億円（1人あたりに換算すると5,449円に相当）の市費を繰入し、大幅な保険料の上昇を抑制しながら、法定外繰入の段階的な解消に努めている。参考1

国民健康保険の安定的な運営には、国の財政支援の更なる拡充が必要

- 国民健康保険は、誰もが安心して医療を受けられる「国民皆保険制度」の根幹を支える仕組みだが、被保険者の所得水準が低いことや高齢者が多く医療費の水準が高いことなど他の医療保険とは異なる固有の構造的な課題があり、財政基盤は極めて脆弱。
- 今後、更に高齢化が進展し、医療費の増加が見込まれる中、これまでの国費による財政支援や、各市町村が進める医療費適正化の取組では、構造的な課題の解決には不十分。
- 法定外繰入について、国は早期解消を求めており、抜本的な制度改革や国費による追加の財政支援が行われない中で削減・解消を進めれば、保険料の急上昇に直結。

提案・要望内容

- 1 国民健康保険の財政基盤を安定化するため、将来の医療費の増加を見据えた財政支援の拡充
- 2 保険料の上昇を最小限に抑えながら、法定外繰入を段階的解消するため、必要な財政支援の拡充

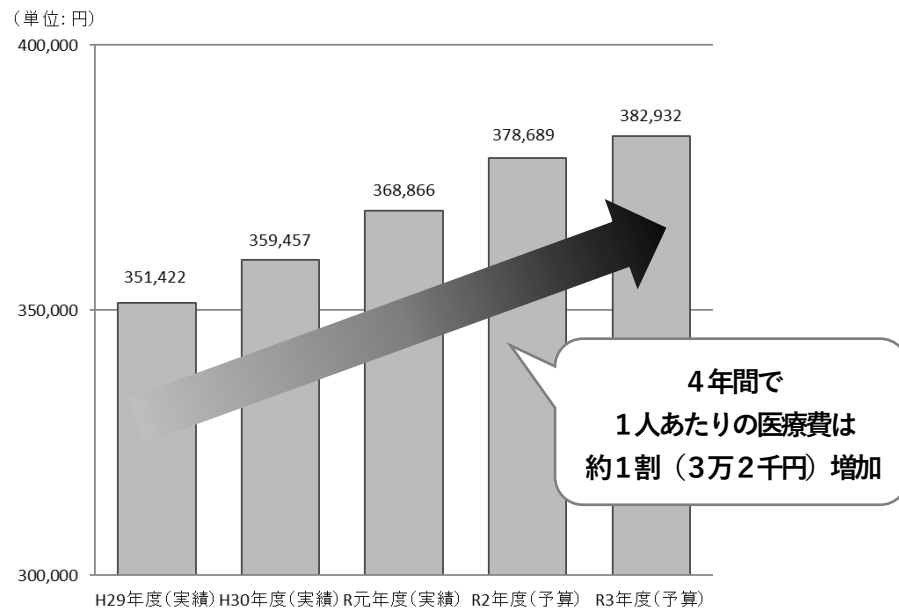
参考1 横浜市国民健康保険への市費繰入額

(単位：億円)

	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
一般会計繰入金	323.1	311.8	311.6	279.7	274.9
うち 法定外繰入 保険料負担緩和市費分	99.9	81.6	75.9	44.5	36.5 *

※1人あたりの年間の保険料に換算すると5,449円に相当

参考2 横浜市国民健康保険における1人あたりの医療費



参考3 横浜市国民健康保険における医療費適正化の取組

データヘルス計画に基づき、健康寿命延伸・医療費適正化推進のため、主に次の取組を実施。

事業	内容	令和元年度実績
特定健診未受診者 勧奨事業	特定健診未受診者の過去健診データ、医科受診歴等を分析し、ナッジ理論を踏まえ、それぞれの特性に合わせた文書等による受診勧奨を実施。	勧奨対象者数：約27万人
特定保健指導 未利用者対策事業	特定保健指導未利用者に対して、電話による勧奨を実施。	電話勧奨：実施件数 709件
糖尿病性腎症 重症化予防事業	特定健診の結果から糖尿病性腎症の重症化予防が必要と思われる対象者のうち、糖尿病治療中の方に対して、個別保健指導プログラムを実施。 また、糖尿病未治療者には、保健師による電話での受診勧奨を実施。	(1) 個別保健指導 保健指導案内者数：379人(58人が参加) (2) 未受診者勧奨 受診勧奨者数：69人(67人が受診)
重複頻回受診 対策事業	重複・頻回受診、多種・多量服薬を行う方に対して、通知・電話・面談等による指導を実施。	通知・電話指導：222件 面談・訪問指導：1件

横浜イノベーションIRの実現

国土交通省、内閣府、財務省、厚生労働省

- 1 治安対策やギャンブル等依存症対策などの懸念事項対策の推進及び支援
- 2 横浜イノベーションIRの立地に関連するインフラ等の基盤整備推進及び支援
- 3 日本の成長戦略に寄与する、横浜でのIRの実現に向けた支援

現状・課題

国

- 平成30年7月 特定複合観光施設区域整備法（IR整備法）が成立、公布。
- 令和2年12月 基本方針公表。

横浜市

- 令和元年8月、「IRの実現に向けて」を市長定例会見で発表し、IRの推進を表明。
- 令和3年1月、実施方針及び募集要項を公表し、IR事業者の公募を開始。
- IR事業者決定後に事業者とともに区域整備計画を策定し、市会の議決を経て、令和4年4月までに、区域整備計画の認定申請予定。



横浜の立地や歴史、資源や魅力を活かした、横浜イノベーションIRを推進することが必要

- 治安対策やギャンブル等依存症対策などの懸念事項に対し、国、地方自治体、関係団体等が連携協力し、安全・安心対策の横浜モデルを構築し、市民の不安を解消していくことが必要。加えて、オンラインカジノの利用者の増加が懸念されているが、ギャンブル依存症者を増やさないという観点から、実効性のある対応が必要。
- 多くのインバウンドを迎え入れ、日本各地の観光名所に送り出す日本の拠点・ゲートウェイ（玄関口）に求められる円滑な交通アクセスを実現するためのインフラ整備など、世界最高水準のIRに相応しい周辺環境の整備が必要。
- 「日本初のIR」を開港の地である横浜において実現し、横浜から世界に日本の魅力を発信し、インバウンドを全国の魅力ある観光地に送客する。それにより、日本を観光先進国に押し上げ、我が国の成長戦略に寄与するとともに、持続的な経済成長に貢献。

提案・要望内容

- 1 地方自治体との情報共有や連携による**治安対策への支援、ギャンブル等依存症対策への財政や人材育成への支援**
加えて、海外にサーバーが設置されている、**オンラインカジノ利用についての実効性のある対応**
- 2 **広域アクセスの向上やIR整備区域周辺の円滑な交通に資するインフラ整備支援及び、国の直轄による臨港幹線道路（新港～山下～本牧）や防災拠点機能を担うための耐震強化岸壁等の整備推進**
また、円滑なIR整備促進に向けた、**山下ふ頭内の国有地の早期払下げの実現**
- 3 日本を観光先進国に押し上げ、**成長戦略に寄与するとともに、日本の持続的な経済成長に貢献する横浜イノベーションIRの実現に向けた支援**

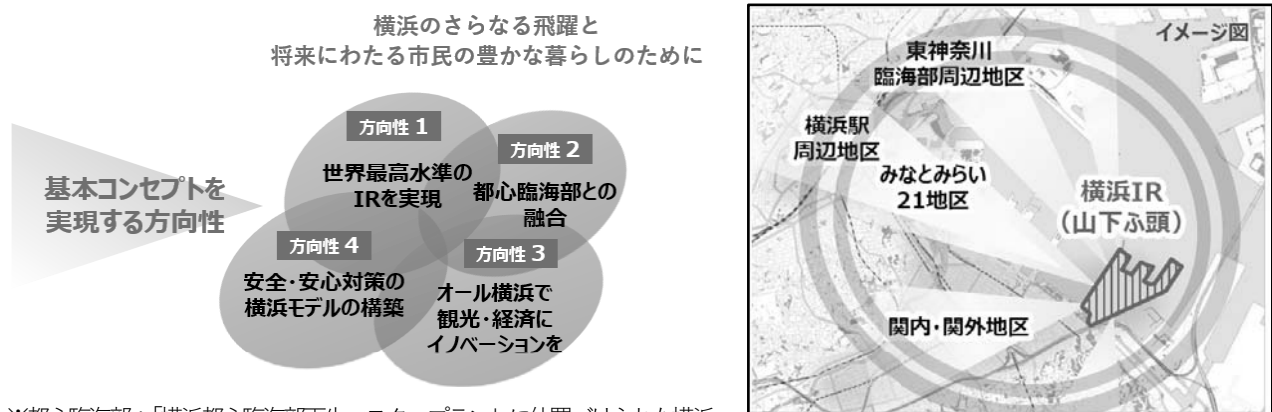
参考1 横浜イノベーションIRの基本コンセプト

横浜は、1859年の開港を機に、海外諸国との交易の玄関口となり、近代日本の成長をけん引する国際的な港湾都市として目覚ましい発展を遂げ、人口375万人の我が国最大の基礎自治体として成長してきた歴史を有している。

また、我が国でも有数の人口・経済規模を有し、陸海空の交通アクセスに優れ、海外への玄関口としての十分な機能を備えている。また、山下ふ頭を含む都心臨海部は、開港からの歴史や文化、新たなまちづくり、美しい港の風景や緑あふれる水際線など、横浜の魅力が集積しており、世界最高水準のIRを実現させるためのポテンシャルを有している。

「横浜イノベーションIR」では、世界水準のMICE施設、ホテル、エンターテインメントや最先端のテクノロジー（技術）を駆使した未来の街のショーケースを、これまで築き上げてきた横浜都心臨海部の街の魅力や資源と一体的に整備し、融合していくことで、相乗効果を最大限に発揮するとともに、新たな魅力・資源をハイブリッド（混成）に創造し、横浜の観光・経済にイノベーション（革新）をもたらしていく。

そして、横浜都心臨海部がこれからも、横浜市民の憩いの場であるとともに、横浜が世界から選ばれる「デスティネーション（目的地）」となることを目指す。



※都心臨海部：「横浜都心臨海部再生マスタープラン」に位置づけられた横浜駅周辺地区、みなとみらい21地区、関内・関外地区、山下ふ頭周辺地区、東神奈川臨海部周辺地区を含む地区の総称

参考2 横浜イノベーションIR実現に向けたスケジュール

時期	内容
2021年1月	設置運営事業予定者の公募開始
2021年夏頃	設置運営事業予定者の選定
2021年秋頃	基本協定の締結
2021年秋～冬頃	区域整備計画の作成及び公聴会等の実施
～2022年3月	区域整備計画の認定申請にかかる市議会の議決
～2022年4月	区域整備計画の認定申請
2022年5月以降(※)	区域整備計画の認定(国) 実施協定の締結、設置運営事業の開始
2020年代後半	IR開業

※国のスケジュールは想定

提案の担当 / 都市整備局IR推進室IR推進部IR推進課担当課長 山崎 達哉 TEL 045-671-4731
健康福祉局障害福祉保健部精神保健福祉課担当課長 近藤 友和 TEL 045-662-5461
港湾局山下ふ頭再開発調整室山下ふ頭再開発調整課長 畠山 幹貴 TEL 045-671-7316

横浜都心・臨海地域における都市再生の推進

国土交通省

- 1 国際競争力や魅力・活力を高める都市基盤整備への重点的な財政支援
- 2 「都市再生緊急整備地域」「特定都市再生緊急整備地域」における民間開発事業への継続的な税制・金融支援

現状・課題

国

- 官民が連携して市街地の整備を強力に推進し、海外から企業・人々を呼び込むことができるような魅力ある都市拠点的形成するため「都市再生緊急整備地域」を指定し、土地利用規制の緩和や民間プロジェクトに対する金融・税制措置を通じ、開発事業を支援。
- 都市の国際競争力の強化を図る上で、特に有効な地域を「特定都市再生緊急整備地域」と指定し、地域の拠点や基盤となる都市インフラ整備の支援を重点的かつ集中的に強化。
- 新型コロナウイルス感染症拡大を契機として、オープンスペースの重要性が高まっている。ゆとりとにぎわいある空間の確保により、海外からの人材・企業・投資を引き寄せ、都市の国際競争力を強化。居心地が良く、歩きたくなるまちなかを創出するまちなかウォークアブル推進事業を引き続き推進。

横浜市

- 横浜の成長をけん引する都心・臨海部において、多くの人々と企業が訪れ、魅力と活力にあふれるまちに向け、地区ごとの特性をいかしながら、新型コロナウイルス感染症の収束後を見据え、経済成長や都市の魅力・活力を高めるとともに、多くの来街者を引き付け、ゆとりある都市空間の形成や回遊性向上などを進め、国際競争力の強化を推進。
- 「都市再生緊急整備地域」及び「特定都市再生緊急整備地域」について、横浜都心・臨海地域の指定区域の拡大（関内・関外地区、山下ふ頭周辺地区）を受け（平成30年10月）、関内・関外地区では「国際的な産学」、「観光・集客」をテーマに都市再生の取組を推進。また、山下ふ頭周辺地区では、「ハーバーリゾートの形成」を目指し、横浜イノベーションIRの実現に向けた検討・準備など、都市再生の取組を本格化。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、一層のゆとりある空間確保に取り組むまちなかウォークアブル推進事業を実施。

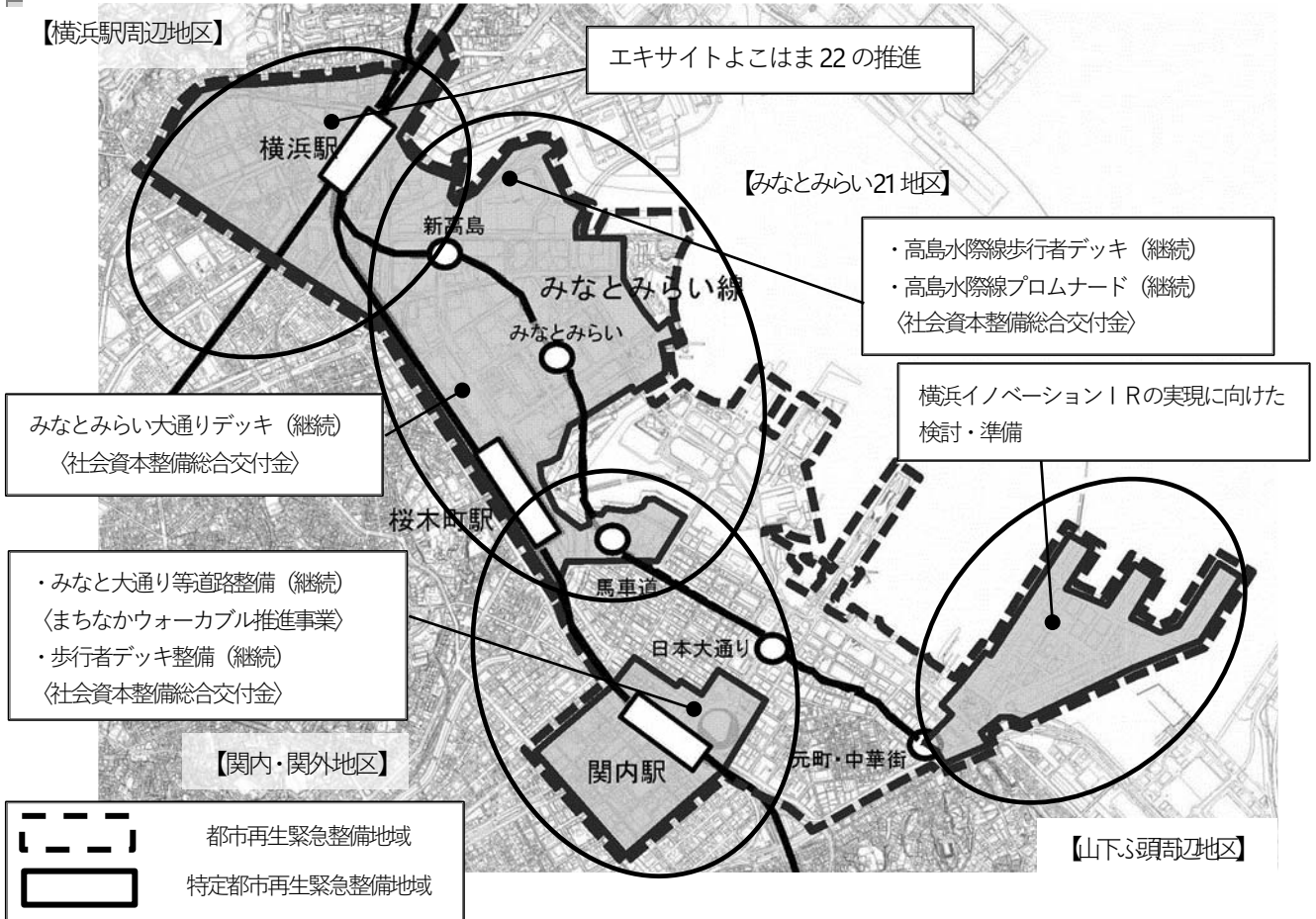
一層の国際競争力強化や魅力・活力を高め、地区全体の機能強化を一体的に進めることが必要

- 業務・商業機能や行政機能が集積する「横浜都心・臨海地域」が、横浜のみならず国全体の成長をけん引し、横浜市都心臨海部再生マスタープランに掲げる「世界が注目し、横浜が目的地となる新しい都心」となるために重点的な都市基盤整備及び民間投資の誘発が必要。
- 各地区における取組を連携させ、都心臨海部の魅力向上を図るため、移動が更に楽しく、便利になり、回遊できるような環境整備が必要。

提案・要望内容

- 1 国際競争力の強化を推進する「横浜都心・臨海地域」における都市基盤整備に対して、社会資本整備総合交付金による重点的な財政支援
- 2 「都市再生緊急整備地域」「特定都市再生緊急整備地域」における、民間事業者による開発事業への継続的な税制・金融支援

参考 「横浜都心・臨海地域」における具体的な整備事業等



<参考>各地区における主な都市再生の取組

横浜駅周辺地区	エキサイトよこはま22の推進、民間開発事業への支援、横浜駅西口駅前広場などインフラの整備
みなとみらい21地区	企業誘致、大規模街区等の開発促進、民間開発事業への支援、大規模集客施設の立地に伴う歩行者デッキなどインフラの整備
関内・関外地区	旧市庁舎街区の活用・再開発、民間開発事業者への支援、駅周辺の道路や歩行者デッキなどインフラの整備
山下・ふ頭周辺地区	横浜イノベーションIRの実現に向けた検討・準備

提案の担当	都市整備局企画部企画課長	黒田 崇	TEL 045-671-2005
	都市整備局都心再生部都心再生課長	高井 雄也	TEL 045-671-3972
	都市整備局都心再生部都心再生課都心再生担当課長	中尾 光夫	TEL 045-671-3952
	都市整備局都心再生部横浜駅・みなとみらい推進課長	浦山 大介	TEL 045-671-3679
	都市整備局都心再生部横浜駅・みなとみらい推進課担当課長	遠藤 拓也	TEL 045-671-3501

市内米軍施設の返還と跡地利用促進への支援

外務省、財務省、国土交通省、防衛省

- 1 市内米軍施設・区域の早期全面返還
- 2 跡地利用の具体化促進のための支援
- 3 根岸住宅地区の跡地利用への支援
- 4 米軍施設及び返還施設周辺的生活環境の維持向上

現状・課題

国

- 平成 16 年に日米で返還合意された 6 施設・区域のうち、根岸住宅地区と池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）の飛び地 2 施設・区域が未返還。
- 根岸住宅地区は、令和元年 11 月の日米合意に基づき、日米共同使用による原状回復作業が開始。

横浜市

- 米軍施設跡地については、市内に残された貴重な資産であることを踏まえ、広大な土地や立地特性等を生かして、地域や市域の活性化、広域的課題の解決に向けた土地利用を推進。
- 根岸住宅地区では、戦後 70 数年にわたって土地利用が制限されてきた民有地の地権者や、不便を強いられてきた周辺住民等の想いを汲み、地域の活性化や魅力的なまちづくりを実現させるため、「跡地利用基本計画」に基づき、事業化を検討中。

市内米軍施設・区域の早期全面返還が必要

- 平成 16 年に返還合意された施設・区域に加えて、横浜港の中心に位置し、活力ある横浜を担う大きなポテンシャルを有する瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドックなど、返還合意されていない施設・区域についても、早期の返還が必要。

跡地利用の具体化を進めるには、米軍施設として長年提供されてきた経緯を踏まえた支援が必要

- 跡地利用にあたっては、戦後の接收以降、米軍施設として長年にわたって土地利用が制限され、多大な負担を被ってきた経緯を踏まえ、地元の課題や横浜市の広域的な課題の解決に資するよう、公共公益的な利用の促進や、国有地の処分条件の特段の配慮が必要。
- 跡地とその周辺は、米軍施設として長年提供されていたことで、道路・公園・下水道等の都市基盤整備が極めて遅れているため、早急な整備に向けた国の費用負担等の支援が必要。

根岸住宅地区については、迅速な原状回復作業と接收・提供を要因とした様々な課題の解決が必要

- 土壌汚染や埋蔵文化財の調査、民有地・国有地に存在する全ての国有財産の処理、官民境界の確定等、原状回復作業を適切かつ早期に終了することが必要。
- 長年、米軍施設の存在に起因する、インフラ整備の立ち遅れ、入り組んだ土地権利関係、根岸住宅地区に囲まれた土地に居住する日本人世帯の生活維持等の様々な課題に対し、国が主体的に取り組み、解決していくことが必要。

提案・要望内容

1 市内米軍施設・区域の早期全面返還

- (1) 返還方針が合意されている、根岸住宅地区、池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）の飛び地の早期返還
- (2) 瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドックなど、返還方針が合意されていない施設・区域の返還促進

2 跡地利用の具体化促進のための支援

- (1) 国有地の無償利用など、地元及び市の意向の尊重
- (2) 返還施設及び返還合意施設の地権者や周辺住民等への適切な対応
- (3) 土壌汚染や残存工作物等への迅速かつ適切な対処
- (4) 跡地利用に必要な道路や公園整備など、市事業への支援
- (5) 跡地利用検討を進めるうえで必要な調査等への十分な支援及び特段の配慮

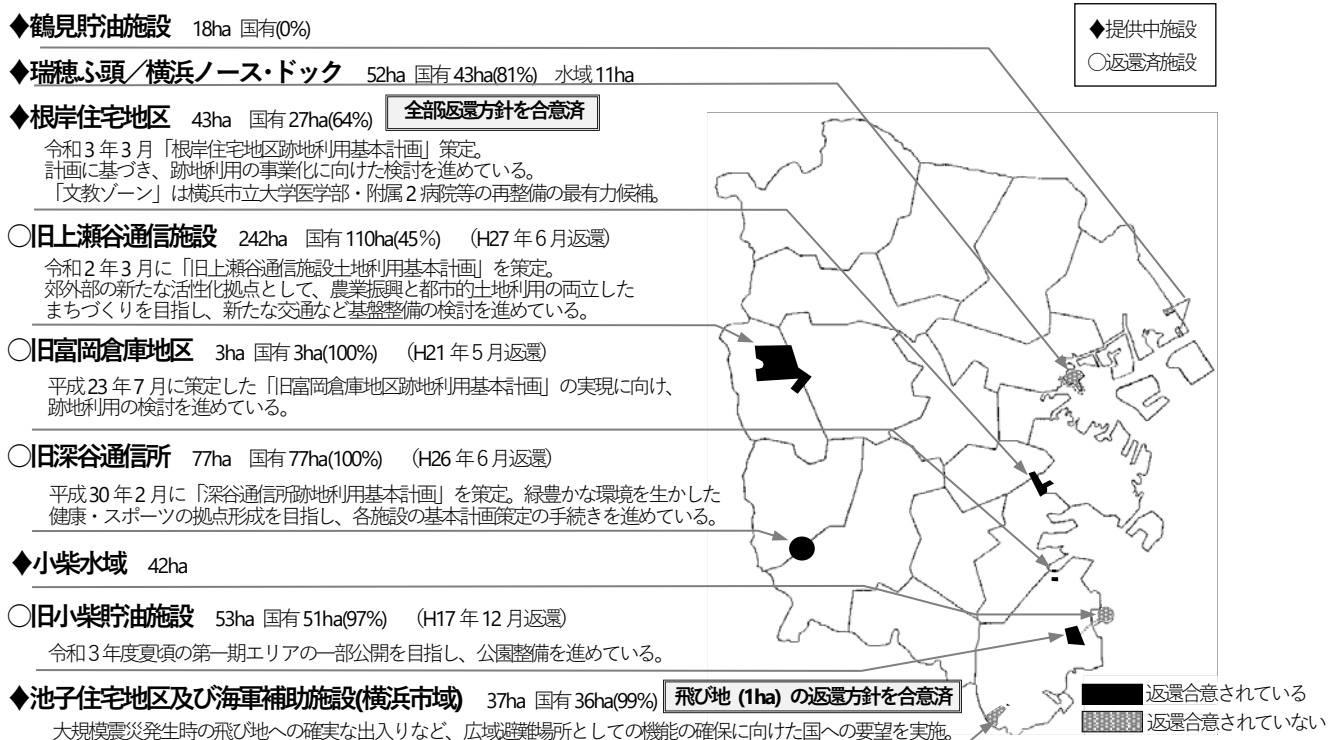
3 根岸住宅地区の跡地利用への支援

- (1) 早期引き渡しに向けた原状回復作業の迅速な実施と、地権者や周辺住民等への適切な対応
- (2) 接收・提供を要因とした様々な課題への国による主体的な解決
- (3) 文教ゾーンや森林公園ゾーン等の市の利用方針に沿った国有地の処分条件への特段の配慮
- (4) 国が整備した擁壁の恒久的な維持管理

4 米軍施設及び返還施設周辺の生活環境の維持向上

- (1) 災害や事件・事故等への迅速かつ適切な対処と確実な情報提供
- (2) 市民生活の安全に配慮した施設の維持管理及び警備等の徹底
- (3) 根岸住宅地区に囲まれた土地に居住する日本人世帯への十分な説明と生活環境維持への配慮
- (4) 根岸住宅地区、池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）の飛び地における広域避難場所機能の確保

参考 横浜市内の「米軍施設・区域」及び「事業中の返還跡地」



郊外部における新たな活性化拠点の形成に向けた 旧上瀬谷通信施設の土地利用促進への支援

財務省、農林水産省、国土交通省、防衛省

- 1 早期のまちづくりに向けた国有地処分条件の特段の配慮と迅速な対応
- 2 市施行による土地区画整理事業の早期事業化に向けた検討支援と財政支援
- 3 道路・新たな交通・都市公園・農業基盤・防災機能等の整備に向けた検討支援と財政支援

現状・課題

国

- 平成 27 年の返還を受け、国有地の境界調査等による権利関係の整理や土壌汚染調査を実施中。
- 市街化調整区域内での市施行による土地区画整理事業の実施を可能とする構造改革特別区域法の改正（令和元年 12 月）

横浜市

- 民有地・国有地・市有地が混在し、民有地の地権者約 250 名は、米軍施設として約 70 年間にわたって土地利用が制限されていたため、早期の生活再建を求めている。
- 国際園芸家協会（AIPH）に国際園芸博覧会の 2027 年横浜開催を申請し、承認（令和元年 9 月）。
- 構造改革特別区域計画を申請・認定（令和 2 年 1 月）。
- 令和 4 年度の事業着手に向け、土地区画整理事業、新たな交通、公園整備事業の環境影響評価等の手続きに着手（令和 2 年 1 月）。
- 郊外部の新たな活性化拠点として、農業振興と都市的土地利用の両立したまちづくりを目指し、「農業振興ゾーン」や「観光・賑わいゾーン」といった 4 つのゾーンからなる土地利用の考え方などを示した、旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画を策定（令和 2 年 3 月）。

郊外部の新たな活性化拠点の形成に向け、国際園芸博覧会の開催時期を目標に、早期にまちづくりを進めることが必要

- 国において、国有地の権利関係の整理を進めるとともに、国と市で、米軍施設の撤去、土壌汚染調査結果への対応方法を迅速に整理し、国の負担に基づく対応が必要。
- 接収により、長年にわたって自由な土地利用が制限されてきたため、早期に**新たな土地利用**を図る上でも、**必要な都市基盤整備にあたっては、国の積極的な支援が必要**。

提案・要望内容

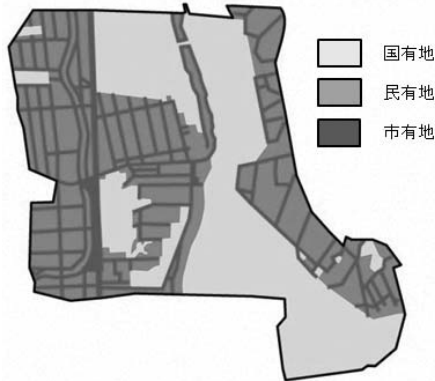
- 1 長年にわたる地元負担を踏まえ市の財政負担の軽減を図るため、早期のまちづくりに向けた**国有地の処分条件の特段の配慮**と、権利関係の整理や米軍施設の撤去、土壌汚染調査結果への迅速かつ適切な対応
- 2 **市施行による土地区画整理事業の早期事業化に向けた検討支援と財政支援**
- 3 将来の土地利用に必要な**道路・新たな交通・都市公園・農業基盤・防災機能等の整備に向けた検討支援と財政支援**

参考1 旧上瀬谷通信施設地区の特徴

- ・平成27年6月に返還された米軍施設跡地で、民有地・国有地・市有地を合わせて、ほぼ全域が市街化調整区域の約242haという首都圏においても貴重な広大な空間。
- ・市内でも有数のまとまった農地が広がり、東名高速道路や保土ヶ谷バイパスに近接する、非常にポテンシャルの高い地域。

- 総面積 242.2ha
 - ・民有地 110.0ha (45.4%)
 - ・国有地 109.5ha (45.2%)
 - ・市有地 22.7ha (9.4%)

- 地権者数 約250名



■接収以降の経緯

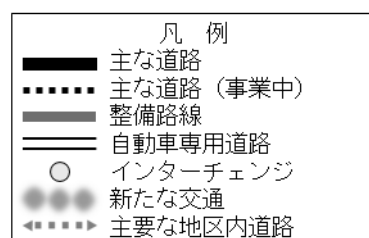
- ・昭和26年3月 米軍が接収
- ・平成27年6月 上瀬谷通信施設の全域が返還
- ・平成29年11月 民間土地所有者による「旧上瀬谷通信施設まちづくり協議会」設立
- ・平成30年12月 市施行による土地区画整理事業の実現に向けて構造改革特区を提案
- ・令和2年1月 構造改革特別区域計画の申請・認定
- ・令和2年3月 旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画策定

- 撤去が必要となる米軍施設 ※右上航空写真の点線箇所
 宿舎・厚生施設(体育館等)・通信受信施設・発電施設等

参考2 まちづくりの方向性

- ・「郊外部の新たな活性化拠点の形成～みらいまで広げるヒト・モノ・コトの行き交うまち～」をテーマに位置づけ、広大な土地や、広域における交通便利性などの特性・ポテンシャルをいかし、「農業振興」「観光・賑わい」「物流」「公園・防災」の4つのゾーンの土地利用の検討をしている。
- ・土地利用に伴い発生が想定される交通需要に対応するため、周辺道路(五貫目第33号線(八王子街道)・瀬谷地内線)の整備、新たな交通の導入に向けた検討を進めている。
- ・まちづくりの起爆剤として、国際園芸博覧会の2027年開催に向けた検討を進めている。

土地利用ゾーン図(令和2年3月公表 土地利用基本計画を基に作成)



子どもの医療費助成の充実

厚生労働省

- 1 子どもの医療費に関する全国一律の負担軽減制度の構築
- 2 全国一律の負担軽減制度の構築までの間の市区町村への財政支援の実施

現状・課題

国

- 子どもの医療費については、医療保険制度の下で、義務教育就学前は 2 割、就学後は 3 割が自己負担とされている。
- 自己負担分に対しては、全ての市区町村が独自の助成を実施。一方で、対象年齢・所得制限・自己負担額等の助成内容は、各市区町村によって異なっている。
- 子どもの医療費助成を行う市区町村に対して、国民健康保険への国庫負担金を減額する措置が行われてきたが、平成 30 年度から、義務教育就学前の子どもについては廃止されるなど、市区町村による取組への支援に進展があった。

横浜市

- 子どもの医療費助成の対象を段階的に拡充しており、通院助成の対象を平成 29 年 4 月に小学 6 年生まで、平成 31 年 4 月から中学 3 年生まで拡大し、令和 3 年 4 月から、1、2 歳児の所得制限をなくしている。



子どもの医療費に関して、国の責任で全国一律の負担軽減制度を構築することが必要

- 国を挙げて子どもを産み育てやすい社会の実現に向けて取り組む中、子どもの医療費助成は、子育て世代の家庭の経済的負担を軽減することによって、子どもたちが医療機関に受診しやすい環境を築くための重要な施策。本来は、ナショナル・ミニマムの保障として、国の責任で行われるべき。
- 同じ医療を受けても、居住地や住所地によって自己負担に差があり、不公平感が生じているため、全国一律の負担軽減制度が必要。

提案・要望内容

- 1 全ての子どもが、全国どこに住んでも安心して必要な医療を受けられるよう、**子どもの医療費に関する全国一律の負担軽減制度の構築**
- 2 全国一律の負担軽減制度が構築されるまでの間、各市区町村が厳しい財政状況の中にあっても子どもの医療費助成を安定的に実施できるよう、**子どもの医療費助成を行う市区町村に対しての財政支援の実施**

参考1 横浜市の小児医療費助成制度（令和3年4月以降）

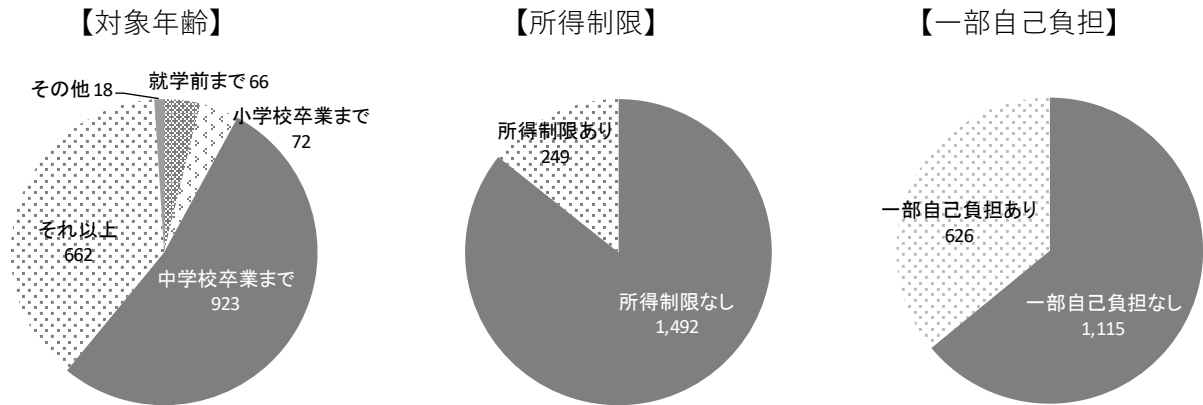
年齢		0歳	1～2歳	3歳～小3	小4～中3	
助成対象		入院・通院				
所得制限		なし		あり		
助成内容	所得制限額未満	非課税			全額助成	通院1回500円までの負担。 入院、院外薬局は全額助成。
		課税				
	所得制限額以上	通院1回500円までの負担。 入院、院外薬局は全額助成。		対象外		

参考2 子どもの医療費の自己負担分への助成の実施状況

全ての市区町村（1,741）が独自の助成を実施。一方で、助成内容は異なっている。

<通院に対する助成の実施状況>

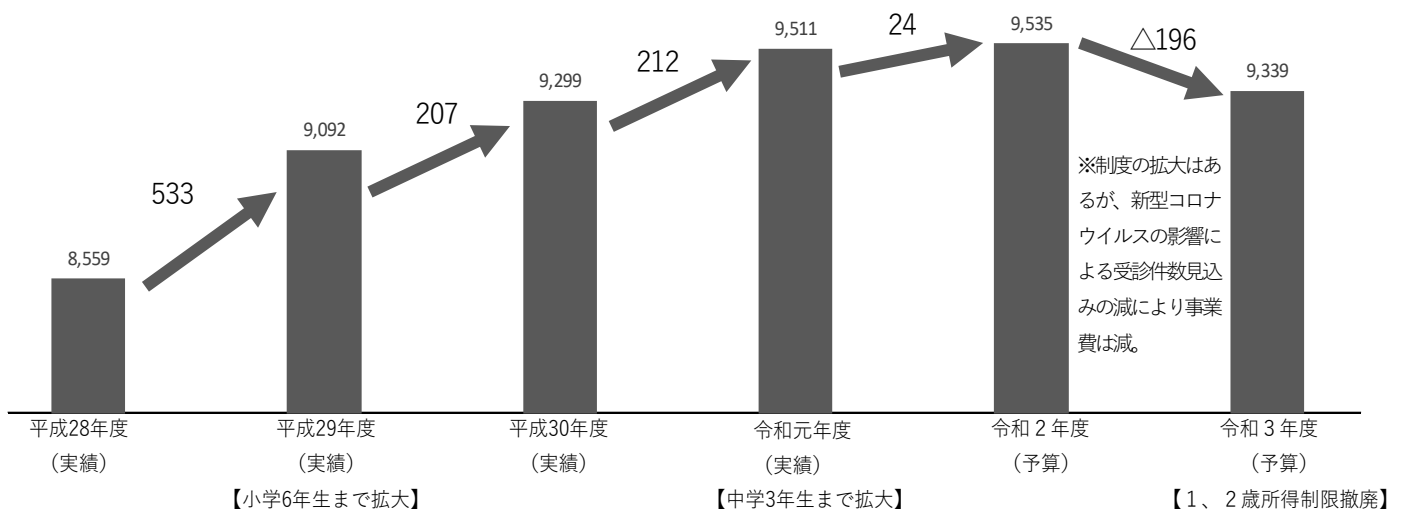
（単位：市区町村）



（出典）厚生労働省「令和元年度 乳幼児等に係る医療費の援助についての調査」

参考3 横浜市における事業費の推移

（単位：百万円）



待機児童対策の推進と幼児教育・保育の安定的な基盤づくり

内閣府、厚生労働省、文部科学省

- 1 全ての幼児教育・保育の質の確保・向上
- 2 保育者確保に向けた更なる取組の推進
- 3 保育の場の確保の推進
- 4 多様な保育ニーズへの対応と充実

現状・課題

幼児教育・保育の質に係る国・横浜市の現状

- 国は、保育士等キャリアアップ研修や睡眠中の事故防止対策、居宅訪問型認可外保育事業者（ベビーシッター）に対する講習の実施など、幼児教育・保育の質の確保・向上に取り組んでいる。
- 横浜市では、研修代替等のためのローテーション保育士の雇用経費の独自助成等による幼児教育・保育の質の確保の体系づくりや、公立園長経験者等市職員による各施設の巡回訪問、認可外保育施設への児童の健康診断受診費用、調理担当職員等の保菌検査、施設所有・管理者賠償責任保険等加入の経費の一部助成を実施。



全ての幼児教育・保育の質の確保・向上が必要

- 研修受講時の代替保育士の費用は公定価格で年間一人当たり 3 日分しか算定されておらず、保育士の研修受講機会は不十分。また、国の処遇改善の対象となる研修が保育士等キャリアアップ研修のみであり、継続した専門性向上のため**質の確保・向上のための体系づくり**が課題。
- 認可外保育施設を対象とした安全対策に係る備品導入補助は対象が限定されている。さらにベビーシッターへの集団指導に関する具体的な方策の提示と必要な経費の助成による、**認可外保育施設の質の確保・向上**が必要。

保育者確保における国・横浜市の現状

- 国は、保育人材の確保を図るため、修学資金貸付事業等による人材確保支援、宿舍借り上げ支援事業等による定着支援などを総合的に実施。ただし、宿舍借り上げ支援事業は令和 3 年度から対象期間を 10 年から 9 年に短縮。国の補助対象外となった 10 年目の保育士に対する宿舍借り上げ支援については、横浜市独自で継続して補助を実施。
- 保育士が勤務を続けていくうえで重視されている「職場環境」を改善するため、休憩室を設置した保育所等への整備費の加算や横浜市独自の処遇改善、さらには、待機児童対策に寄与している幼稚園預かり実施園等を対象とした住居手当補助の実施など、幼稚園教諭も含めた保育者の定着支援を推進。
- コロナ禍においてもオンラインの採用面接が実施できるよう、保育事業者の ICT 環境の改善支援や、民間団体と連携した就職相談会の開催など、保育者の採用支援を実施。



保育者確保に向けた更なる取組の推進が必要

- 人材紹介料の高騰により、保育士等の人件費が圧迫されている。さらに、依然として全産業平均に比べ保育士の平均年収は低く、**保育士の処遇改善の着実な実施**が必要。
- 働きやすい職場環境づくりの支援や、宿舍借り上げ支援事業の補助・対象期間の見直し、さらには幼稚園教諭への対象拡大などの制度改正による**保育者の定着の更なる取組**が必要。
- 保育士資格取得後の就業状況などの現況が把握できないため、潜在保育士への継続的な働きかけが困難。**採用に向けた取組の効率化**が必要。

保育の場の確保における国・横浜市の現状

- 国では、新子育て安心プランに基づき、整備費等の補助率の高上げや企業主導型の活用を図り、令和3年度から令和6年度末までの4年間で約14万人の保育の受け皿の整備を予定。
- 横浜市では、保育ニーズに対応した定員変更や企業主導型保育事業の活用など、既存資源を最大限活用したうえで、なお受入枠が不足する場合に新規整備し、毎年約2,200の受入枠を拡大。
- 保育ニーズが高い1歳児の受入枠拡大のため、比較的余裕のある0歳児の定員を抑制し、翌年度以降の1歳児への持ち上りを減らす定員変更に対する助成金を横浜市独自に新設。
- 保育所等の廃止や定員減について、市町村に実効性のある抑止手段がない。また、横浜市では築40年以上の保育所が50施設を超え、年々進む施設の老朽化が課題。



保育の場の確保の推進が必要

- 0歳児と1、2歳児の公定価格の単価の差や、0歳児の利用が要件の加算があるため、保育ニーズに合わせた定員構成の変更が進んでいない。**よりニーズの高い1歳児枠確保の促進策**が必要。
- 保育所等の突然の閉園や定員減、老朽化による廃園などの、既存保育所等の受入児童数の縮減を防ぎ、**安全で質の高い保育所等の運営を継続するための方策**が必要。
- 多様な就労形態への対応や地域枠の継続的活用を進めるため、**企業主導型保育事業の募集継続と、既開設園が運営を維持できるような支援体制の充実**が必要。

多様な保育ニーズに係る国・横浜市の現状

- 育児・介護休業法では保育所等に入所できなかった場合等に限り、2歳まで育児休業給付金の受取が可能。育児休業延長を許容できる場合は利用調整の優先順位を下げる運用が示されている。
- 横浜市では、国から示された運用上の工夫に合わせ、令和2年度利用申請から育児休業延長を許容できる方の調整指数等の減点を行い、令和3年4月時点で約1,400名が申請。
- 国は、一時預かり事業に係る利用児童数に応じた補助基準額の設定や、病児保育事業のICT化を行うためのシステム導入など、円滑な運営のための拡充を推進。



多様な働き方を選択できる社会の実現に向けて、多様な保育ニーズへの対応と充実が必要

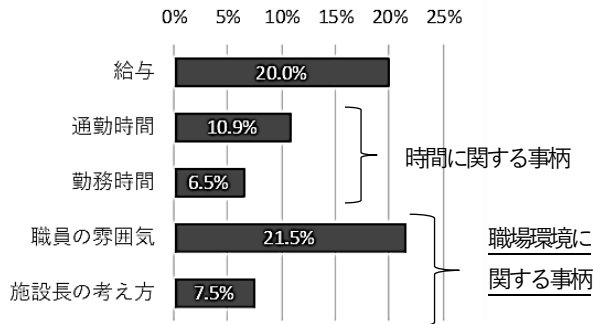
- 運用上の工夫だけでは、育児休業の延長に係る保護者の申請の手間は残る。**子どもが2歳になるまでは、自由に育児休業を取得できる制度**が必要。
- 事業の採算性の確保や、高いスキルが求められる担い手確保のため、**一時預かり事業及び病児保育事業の補助制度拡充**が必要。

提案・要望内容

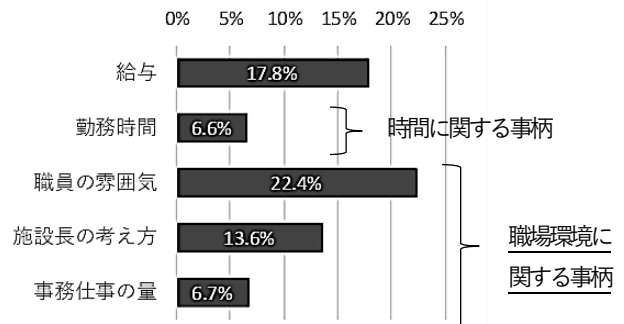
- 1 全ての幼児教育・保育の質の確保・向上
 - (1) 保育士の研修機会の確保等のための**ローテーション保育士雇用経費の充実**、キャリアアップ研修修了後の質の向上に向けた、**教員免許更新制度に準じた仕組みの導入**による研修の更なる充実による幼児教育・保育の質の確保・向上のための体系づくり
 - (2) 子どもの健康診断等の**衛生・安全対策事業の拡充**や、**安全性向上に資する備品への導入助成拡大**、**ベビーシッターへの集団指導に関する具体的な方策の提示と必要な経費の助成**による、認可外保育施設の質の確保・向上
- 2 保育者確保に向けた更なる取組の推進
 - (1) 全国一律での**人材紹介会社の紹介料の上限設定**や、**委託費を確実に保育士の人件費にあてる使途制限**、**保育士給与のベースアップ**などによる保育士の処遇改善の着実な実施
 - (2) 宿舍借り上げ支援事業に係る**補助・対象期間の見直し**、**地域による基準額の格差の撤廃**、さらには**幼稚園教諭に対する宿舍の借り上げ支援事業の創設**、また、**職場環境改善への取組**や**事務職員の配置に係る公定価格の加算充実**による保育者の定着の取組の更なる実施
 - (3) **保育士資格の届出制の導入**による、採用に向けた取組の効率化
- 3 保育の場の確保の推進
 - (1) 0歳児から1、2歳児への定員の変更をした場合に、**一定期間0歳児と同額まで運営費を加算**することや、**0歳児利用を要件とした加算要件の緩和**など、よりニーズの高い1歳児枠確保の促進
 - (2) 保育所等の**突然の閉園・定員減への全国統一の対応策**を検討するとともに、子育て安心プラン採択自治体については、**老朽民間児童福祉施設整備の補助率を保育所等整備等交付金と同等まで引き上げる**ことによる、安全で質の高い保育所等の運営を継続するための仕組みづくり
 - (3) **企業主導型保育事業の募集継続**と、**既開設園が運営を維持できるよう、急な廃園を防ぐ対応などの支援体制の充実**
- 4 多様な保育ニーズへの対応と充実
 - (1) 多様な働き方を選択できる社会に向けて、**子どもが2歳になるまでは自由に育児休業を取得し、育児休業給付金を受けられる**よう、育児・介護休業法等の改正
 - (2) 人材確保のための、**公定価格と同等の賃金水準の実現**、及び地域による人件費や賃料等の格差是正のための**地域区分の設定**による、**一時預かり事業や病児保育事業の補助制度の拡充**

参考1 保育士意識調査

●現役保育士の勤務を続けるうえで特に重視する上位5つの事柄



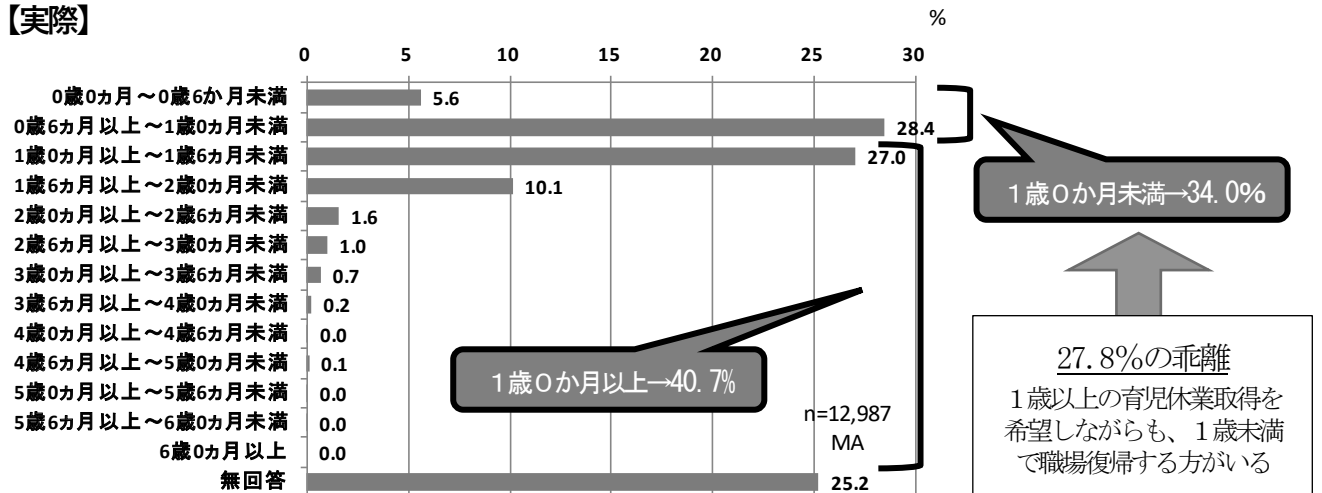
●現役保育士の転職・退職のきっかけとなりうる上位5つの事柄



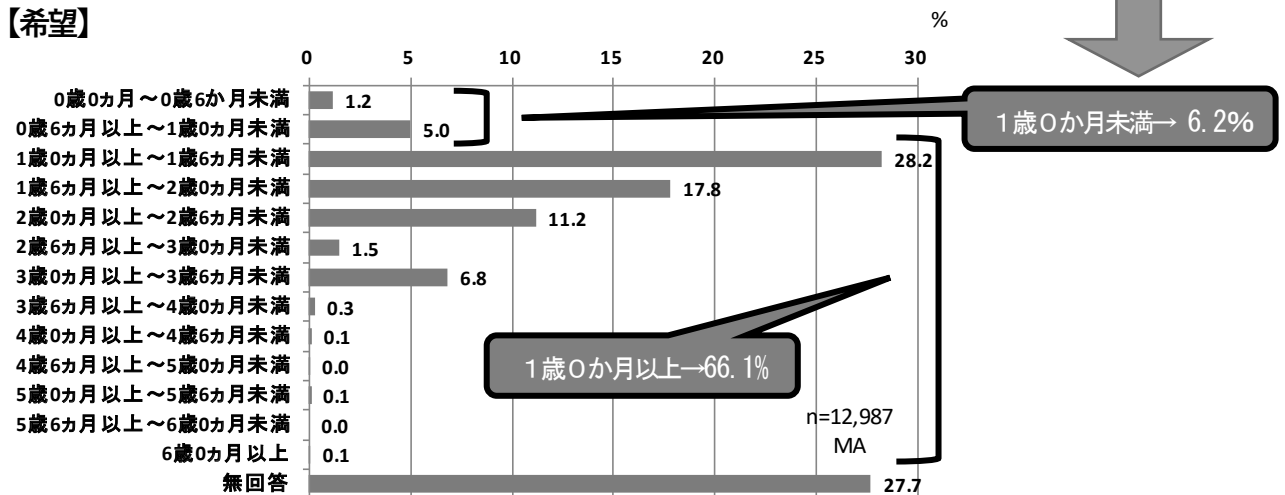
<出典>横浜市保育士意識調査結果 (平成30年12月～平成31年1月実施)

参考2 保育ニーズの状況 (育児休業からの職場復帰の実際と希望の時期)

【実際】



【希望】



<出典>横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査 (平成30年11月)

提案の担当/	こども青少年局子育て支援部保育対策課長	渡辺 将	TEL 045-671-3955
	こども青少年局子育て支援部保育対策課担当課長	佐藤 やよい	TEL 045-671-4468
	こども青少年局子育て支援部子育て支援課人材育成・向上支援担当課長	野澤 裕美	TEL 045-671-2706
	こども青少年局子育て支援部保育・教育運営課長	古石 正史	TEL 045-671-2365
	こども青少年局子育て支援部保育・教育運営課担当課長	真館 裕子	TEL 045-671-2386
	こども青少年局子育て支援部こども施設整備課長	白井 正和	TEL 045-671-2376

小学生の放課後対策の推進

厚生労働省

- 1 地域の実情に応じた財政措置の実現
- 2 低所得世帯、ひとり親家庭、多子世帯等への利用料減免制度の創設
- 3 既存の放課後児童クラブに対する賃借料補助制度の拡充

現状・課題

国

- 小1の壁打破・女性の就業率上昇への対応を目的に、小学生の放課後の受け皿を5か年で30万人分整備する「新・放課後子ども総合プラン」（平成30年9月）を策定。
- 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年）や放課後児童クラブ運営指針（平成27年）を策定するとともに、市町村に対する補助事業として財政措置。

横浜市

- 小学校を活用した公設民営の放課後キッズクラブと民間施設を活用した民設民営の放課後児童クラブとで、受け皿を確保。両事業ともに、運営主体に対する運営費の補助により事業を実施。
- 利用料減免補助や既存の民間施設の家賃補助などは、国の補助メニューにはないため、横浜市独自の補助を実施。令和3年度からは、利用料減免の対象を就学援助世帯まで拡充。
- 国の補助額の増に伴い、横浜市から運営主体への補助額も増。一方、都市部では賃借料負担が重いクラブや、最低賃金の上昇等により慢性的に人材確保に苦慮するクラブが多数存在。



地域の実情に応じた財政措置や、人材確保のための更なる処遇改善が必要

- 放課後児童健全育成事業では基本補助各種加算とも全国一律の基準が設定されているが、人件費等の運営経費は市町村により大きく異なるため、地域の実情に応じた補助金額の設定が必要。
- 児童、保護者にとって安心・安全な放課後の居場所を確保するためには、放課後児童支援員の更なる処遇改善により、安定的な人材確保を行うことができる環境整備が重要。

低所得世帯、ひとり親家庭、多子世帯等の負担を軽減する財政措置が必要

- 利用料を徴収している市町村のうち、約86.7%（令和元年、1,263か所）が利用料減免を実施。その数は増加傾向（平成28年：81.6%）。高いニーズに対する国の財政措置が必要。
- 新型コロナウイルス感染症による影響を考慮し、ひとり親世帯等に対する支援が進む中、就労継続支援や収入減による利用控え防止の観点から、放課後事業の利用料負担軽減も早急に必要。

既存の放課後児童クラブの賃借料負担を軽減する補助制度が必要

- 国の賃借料補助制度は「待機児童が既に存在している、又は当該放課後児童健全育成事業を実施しなければ、待機児童が発生する可能性がある状況」等の要件があるため、都市部に立地する既存の民設民営の放課後児童クラブは、国の補助制度を受けられず、賃借料の負担が大きい。活動場所の確保と安定した運営の継続のため、既存のクラブへの賃借料補助の創設が必要。

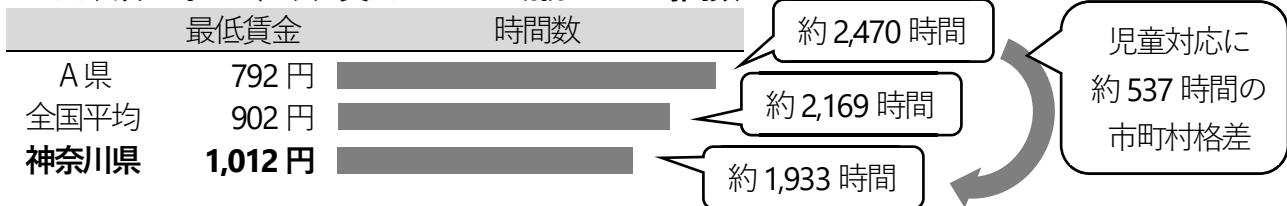
提案・要望内容

- 1 地域による人件費等の格差を踏まえ、現在の基準額を全国の最低水準とした上で、**地域区分の新設と各種補助基準額の引上げ**の実施及びキャリアアップ処遇改善事業等の拡充
- 2 低所得世帯、ひとり親家庭、多子世帯等を対象とした、**利用料減免制度の創設**
- 3 **国の賃借料補助制度**について、「待機児童が既に存在している、又は当該放課後児童健全育成事業を実施しなければ、待機児童が発生する可能性がある状況」等の要件を撤廃し、**既存の放課後児童クラブを対象とすること**。

参考1 最低賃金をもとにした時間数・人件費比較（令和3年4月）

■障害児受入推進事業（基準額：1,956千円）

・基準額に対して、最低賃金によって勤務できる**時間数**



・基準額と最低賃金で想定される、勤務時間数に対する**人件費**
 （基準額／最低賃金（最低額：792円）＝約2,470時間）



参考2 公設民営クラブ利用料減免 各都市の状況（令和2年4月）※19時までの月額利用料

	利用料	減免額	備考
横浜市	5,000円	2,500円	生活保護世帯、市民税所得割非課税世帯
さいたま市	8,000円	8,000円または6,000円	対象世帯の区分により異なる。
名古屋市	6,500円	3,250円	生活保護世帯、ひとり親家庭（所得制限あり）

参考3 民設民営クラブ賃借料補助 各都市の状況（令和2年4月）

	補助等加算額	備考
横浜市	15万円/月（上限）	分割・移転等で面積・耐震基準を満たした場合：+5万円
さいたま市	12万円～23万円/月	駅からの距離等による加算額の区分あり。
名古屋市	5万円/月	月額賃借料の2/3。

参考4 民設民営クラブ1か所あたり賃借料 各都市の状況（令和2年4月）

横浜市	さいたま市	名古屋市
197,254円（205か所）	181,314円（168か所）	97,685円（44か所）※
※元年度数値		

横浜市は指定都市の中でも賃借料負担が重い

GIGA スクールの運用のための支援の拡充

文部科学省

- 1 端末等の運用保守に係る継続的な財政支援
- 2 教育用クラウドサービスにかかる費用への財政支援
- 3 サポートデスク、ICT 支援員への継続的な財政支援

現状・課題

国

- 「GIGA スクール構想」の実現に向け、「校内通信ネットワーク整備事業」と「児童生徒 1 人 1 台端末の整備事業」を令和元年度補正予算及び令和 2 年度補正予算に計上。
- 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和 2 年 4 月 7 日閣議決定)において、児童生徒 1 人 1 台端末の整備スケジュールの加速、学校現場への ICT 技術者の配置支援、在宅・オンライン学習に必要な環境整備を図るとともに、在宅での PC 等を用いた学習・評価が可能なプラットフォームの実現を目指すこととされ、令和 2 年度補正予算において、GIGA スクールサポーター (ICT 技術者) の配置経費やモバイルルータ整備費 (上限 1 万円/台) を計上。

横浜市

- 令和 2 年度中に、全小・中学校 (義務教育学校含む) 及び特別支援学校に、国の補助金を活用し、児童生徒 1 人 1 台の端末と校内 LAN (建て替え校等を除く) などの通信環境を整備。
- 令和 2 年 9 月には「横浜市における GIGA スクール構想」を策定。
- 教育用クラウドサービスの活用、指導者用デジタル教科書の導入等、個別最適な学びと社会とつながる協働的な学びの実現を目指す。



端末の運用保守、環境整備のための継続的な財政支援が必要

- 端末の故障・破損等があった場合、1 年間はメーカー保証があるものの内容は限定的であり、端末更新の目途である 5 年間、児童生徒 1 人 1 台の環境を維持するためには、予備端末の準備・保守サポートサービスへの加入や高速大容量通信を維持するための校外ネットワークや校内 LAN の維持管理及びセキュリティ対策等への財政支援が必要。
- 教育用クラウドサービスを継続的に利用するための有料アカウント購入への財政支援が必要。
- ICT を活用した学びを浸透させるためには一定の時間を要するため、教員の負担軽減や円滑な授業支援等を行う ICT 支援員の学校訪問、電話等で学校のサポートを行う学校ヘルプデスク機能に係る地方財政措置のほか、GIGA スクールサポーターへの補助制度など、継続した財政支援が必要。

提案・要望内容

- 1 児童生徒 1 人 1 台端末環境を継続して維持していくための、保守サポートサービスへの加入や予備端末の準備に係る費用への国庫補助等の財政支援
- 2 クラウドサービスのアカウント料も国庫補助対象とするなど、教育用クラウドサービスの活用を推進するための財政支援
- 3 ICT 支援員の訪問回数の増加や学校ヘルプデスクを継続して実施するための GIGA スクールサポーター制度の継続

参考 1 横浜市における児童生徒端末整備台数、令和 3 年度維持・保守概算額

校種	端末整備台数	令和 3 年度所用額	実施内容
小学校	190,498 台	670,553 千円	端末メーカー保守サービス加入 (バッテリー交換及び故障時の端末交換等)
中学校	81,599 台	595,320 千円	予備端末購入
特別支援学校	1,866 台	6,569 千円	端末メーカー保守サービス加入 (バッテリー交換及び故障時の端末交換等)
計	273,963 台	1,272,442 千円	

※端末整備台数には教員分を含む。

参考 2 横浜市における学校からインターネット接続の通信費等

70,432 千円/年の増

通信方法	令和 2 年度迄	令和 3 年度以降
学校からインターネット接続	100Mbps/校、186,046 千円/年	514Mbps/校、256,478 千円/年

※学校からインターネット接続の費用には、セキュリティ面など管理を行うセンター機能の運用費を含む。

※学校毎の通信速度（帯域）は想定 of 最大値（ベストエフォート値）。

参考 3 教育用クラウドサービスにかかる費用

令和 4 年度以降も
継続的に負担

アカウント利用料	1 人 1,000 円/年	児童・生徒数 265,318 千円/年
----------	---------------	------------------------

※令和 3 年度児童生徒数見込みより積算。包括連携協定により、令和 3 年度中は、費用負担なし。

参考 4 横浜市における令和 3 年度 ICT 支援員の概算費用と実施内容

校種	1 人 1 台端末整備前・令和 2 年度迄	1 人 1 台端末整備後・令和 3 年度以降
小学校	21 回/年・校 ※概ね 2 回/月 204,389 千円	48 回/年・校 ※概ね 1 回/週 513,427 千円
中学校	4 校でモデル実施 5,728 千円	223,238 千円
高等学校	-	2 回/月・校 8,712 千円
特別支援学校	-	48 回/年・校 ※概ね 1 回/週 23,866 千円
計	210,117 千円	769,243 千円

559,126 千円/年の増

参考 5 ICT 支援員とヘルプデスクの役割

種別	業務内容	回数	国庫補助
ICT 支援員	教員及び児童生徒の端末活用に係る運営支援	小・中・特：概ね 1 回/週 高：2 回/月	あり・1/2 GIGA スクールサポーター※1 地財措置令和 4 年度末まで
学校ヘルプデスク	トラブル発生時の ICT 専門家による故障判断等の技術的なサポート	問合せに応じて随時 (令和元年度実績：8,030 回)	一部あり※2・1/2 GIGA スクールサポーター

※1 令和 3 年度は、ICT 環境整備の初期対応となるため、GIGA スクールサポーター国庫補助制度を活用予定
 ※2 GIGA スクールサポーター国庫補助制度対象だが、補助金総額として不足。(標準補助額は、4 校に 1 人、年間 6 カ月で算定)

小学校高学年における「チーム学年経営」の推進

文部科学省

- 1 教科指導の分担調整を行うチーム・マネジャーを教職員定数に位置づけること
- 2 専科教員配置にあたり、地域の実情に合わせた柔軟な配置を可能とすること

現状・課題

国

- 令和3年1月の中央教育審議会答申において、「小学校高学年からの教科担任制を（令和4年度を目途に）本格導入する必要がある」と示された。
- 答申では、教科担任制の導入に関して、「地域の実情に応じた効果的な指導体制」や「専科指導の専門性の担保、専門性を有する人材、教員定数の確保」について検討する旨が示された。

横浜市

- チーム・マネジャーが学年マネジメントを行うとともに、学年で教科分担を実施する「チーム学年経営」の研究を平成30年度から開始。令和3年度は339校中、129校で実施。
- 実施校の管理職及び教員、また実施校の対象学年の児童及び保護者を対象にアンケート調査を行った結果、「児童の学力向上」「児童の心の安定」「教員の負担軽減」での効果を確認。
- チーム・マネジャーは、学年主任として教科指導の調整や学年全体を俯瞰したマネジメントを行うことから正規教員がその役割を担うが、実施校への加配を非常勤としている。実施校は自らの工夫により正規教員のチーム・マネジャーを生み出しているため、年度途中でチーム・マネジャーが本来の業務に専念できなくなる事態も発生。
- 「チーム学年経営」の希望校全てに加配を手当てできず、多くの学校が導入を見送っている。



教科担任制の導入に向けて、現行の仕組みを活用した学年マネジメントが必要

- 「学級担任制」を基本とする「チーム学年経営（教科分担制）」は、現在の教職員組織にチーム・マネジャー（5、6年生に各1名）を配置することで、スムーズな専科指導の導入が可能。
- チーム・マネジャーが定数配置されることにより、専科の配置を含めた教科指導調整を安定的に提供できる体制が実現。

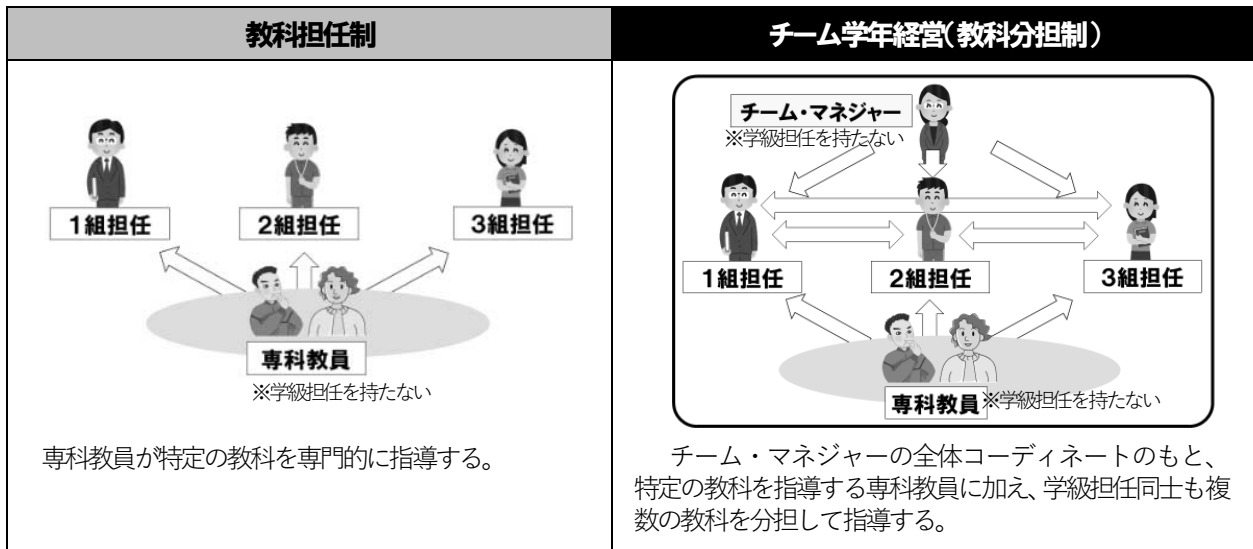
教科担任制の専科指導を行う教員を安定的に学校に配置することが必要

- 例えば、現行の英語専科の制度では、学校規模により週24時間の授業時数を確保することや制度で示されている中高の英語の免許など、専門的な英語能力を満たす教員が少ない状況にあるため、制度の活用が困難。
- 少人数学級（35人学級）の導入など、教員の人材確保はより一層厳しい状況が継続。

提案・要望内容

- 1 学年全体を俯瞰し、教科指導の調整などマネジメント機能を担う、**学級担任を持たないチーム・マネジャー**を、**教職員定数に位置づけて配置すること**。
- 2 教科担任制の導入に際しては、現在の専科制度の課題を踏まえ、**専科指導の教員の配置にあたっては、地域の実情にあった柔軟な配置が可能な制度とすること**。

参考1 教科担任制と「チーム学年経営（教科分担制）」のイメージ



参考2 「チーム・マネジャー」の役割とメリット

■チーム・マネジャーの役割

通常、学年主任は、自分の学級にかかりきりになってしまうため、日中の他クラスの状況を確認することが難しい。しかし、自分の学級を持たないチーム・マネジャーは、**学年を俯瞰**して見ることができ、適切なマネジメントを行うことができる。チーム・マネジャーの役割は、学級担任個人の裁量に左右されるような小学校の学年運営の状況を改善し、チームとして**組織的な対応**を行えるようにすることである。また、チーム・マネジャーは、教科を分担して受け持つとともに、分担する教科等の調整や時間割の調整を行うことで、変更が生じた場合に対しても柔軟な対応を行うことができる。

■チーム・マネジャーがいることによるメリット（実施校でのアンケート調査結果）

- ・児童の様子を捉えて、少人数指導を効果的に取り入れるなど、その時々に応じた**柔軟な指導形態を提案**できる。
- ・学年の**足並みをそろえた指導**がしやすい。（「〇〇先生はいいのに、△△先生はダメと言っていた」といった不公平感が生まれにくい。）
- ・学級担任に加え、チーム・マネジャー1名がいることで、常にそのうち1名が授業を行っていない状態であるため、**迅速な児童指導や保護者対応**をすることができる。児童指導については、その日のうちに問題対応が可能となるため、トラブルになりにくい。
- ・**経験年数の浅い教員の人材育成（校内OJT）**に取り組むことができる。チーム・マネジャーが授業を見せたり、一緒に指導を行ったりする中で、学ぶことができる。また、専科教員を活用し時間割を調整することで、学級担任の空き時間をそろえ、学年内のミニ授業研究会を定期的に開くことにより、**学年全体の授業力向上**につなげている実践例もある。
- ・「学年主任会」を組織し、各学年の学年主任のリーダーとしている実践例もある。チーム・マネジャーとして有効だと思った実践を他の学年に広げることで、**学校全体の組織力向上**を図る（チーム・マネジャーの視点で気付いたことを他の学年主任に伝えることで、意識が変わり、学年経営が充実する）。

小学校の児童支援を専任する教員の定数化

文部科学省

いじめや不登校、発達上の課題など、子ども一人ひとりの成長段階に対応し、関係機関や地域との連携を進めるための小学校の「児童支援専任教諭」の定数化

現状・課題

国

- 令和2年度予算においては「いじめ、不登校等の未然防止・早期対応等の強化」として教職員定数100人の加配(全国)の拡充を措置していたが、令和3年度予算では加配の拡充措置なし。
- 「子供・若者育成支援推進大綱」(令和3年4月決定)において、いじめ防止対策等として学校における早期発見・早期対応の取組や関係機関等との連携した取組の促進が示された。

横浜市

- いじめや不登校、その背景にある子どもの生活環境、発達上の課題などに対応するため、平成22年度から小学校に「児童支援専任教諭」を段階的に配置し、平成26年度全校配置。
- 児童支援専任教諭は、特別支援教育コーディネーターを兼務し、全校的な視野に立ち、児童指導・支援の中心的な役割を担うとともに、小中学校間、幼稚園・保育園との連携、児童相談所・警察署等の関係機関及び地域との窓口となっている。
- 児童支援専任教諭を中心とした校内体制の確立により、学級担任が1人で抱えることがないよう組織的に子どもの成長段階に応じたきめ細かな指導や支援が可能となり、更に特別支援教育の充実を図ることで、複雑化・多様化する問題の早期解決につなげている。
- 児童支援専任教諭の授業時間数軽減を目的に配置する非常勤講師では学級担任や校務分掌を持つことができず、学校の負担軽減が十分でないため、非常勤講師の常勤化を進めている。

小学校の「児童支援専任教諭」の定数化が必要

- 児童支援専任教諭は、いじめ等への未然防止・対応に資するため、日常的に児童や担任教諭の身近で支援・指導を行うほか、関係機関との信頼関係の構築や、組織対応の中心的役割、緊急事案への対応等が求められるため、児童支援の豊富な経験を持つ教諭の定数配置が必要。
- 現行の基準では児童支援専任教諭の全小学校への定数配置は困難であり、児童支援専任教諭の授業時間数軽減のため、非常勤講師等を配置せざるを得ない。そのため、各地方自治体が独自にこの制度を導入しようとする、財政面の負担が非常に大きくなるなどの課題がある。
- いじめの早期解決や再発防止を進める上でも、校内での児童支援体制の確立が必要であり、これまでも増して、児童支援専任教諭の役割が重要。

提案・要望内容

- 小学校における児童をめぐる諸問題解決のため、法令改正等により「児童支援専任教諭」を定数化し、全国的な制度として配置すること。

参考1 児童支援専任教諭の配置の推移

・横浜市では、平成22年度から毎年小学校70校ずつ段階的に配置し、平成26年度に全小学校に1名ずつ配置。併せて児童支援専任教諭の授業時間数軽減のため非常勤職員を配置。

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
学校数 (校)	70	140	210	280	全校 (341)	全校 (341)	全校 (341)	全校 (340)	全校 (341)	全校 (341)	全校 (341)	全校 (340)

- 児童支援専任教諭の授業等を軽減する目的で配置している非常勤職員の常勤化を拡充
H29：40校 → H30：90校 → R1：140校 → R2：190校 → R3：240校*

※うち77校は市単独自算で対応

参考2 児童支援専任教諭の配置効果

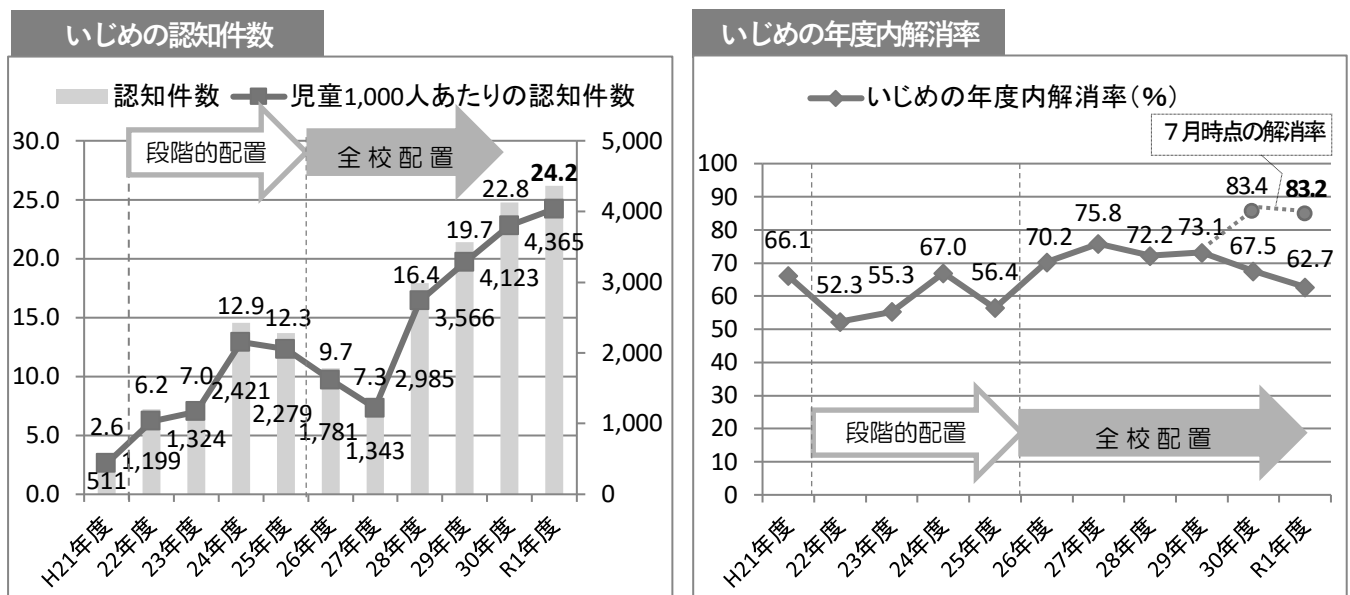
(1) 小学校の児童1,000人あたりのいじめの認知件数

配置前と比べ **9.3倍増加** (平成21年度2.6件 → 令和元年度24.2件)

(2) いじめの解消率

配置前と比べ **17.1ポイント増加** (平成21年度66.1% → 令和元年度83.2%*)

※下記グラフの年度内解消率は毎年度3月末時点。平成29年の国の方針改正により、「いじめの解消している状態」として最低3か月の目安が示された。**3か月後の令和2年7月における解消率は83.2%**となっている。



女性活躍の推進による社会・経済の活性化

内閣府

- 1 コロナ禍を踏まえたジェンダー平等を重視し、多様で柔軟な働き方の定着による女性活躍の更なる推進
- 2 女性活躍推進法における企業の雇用形態及びその男女割合の公表義務化

現状・課題

国

- 日本経済の低迷や国際的な女性の社会参画の遅れを受け、「日本再興戦略（平成25年6月閣議決定）」において女性活躍推進を最重要分野に据え、「女性活躍推進法」「女性活躍加速のための重点方針」等により取組を推進。
- 新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、令和2年4月には**非正規雇用労働者を中心に女性の就業者数は対前月で約70万人の減少（男性の約2倍）**となり、女性の非労働力人口は増加（男性の2倍以上）。
- 令和2年7月「経済財政運営と改革の基本方針2020」に、女性の正規労働者比率が20歳代後半でピークを迎えた後、低下を続ける「L字カーブ」の解消に向けた取組推進が掲げられる。
- 令和2年11月「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会」緊急提言にて、新型コロナウイルスの感染拡大は、特に女性への影響が深刻であり**「女性不況」の様相が確認できると指摘**。
- 令和2年12月の「第2回 生活意識・行動の変化に関する調査」において、**就業者全体の36.7%が今後のテレワーク実施を希望している一方で、令和2年12月のテレワーク実施割合は全国平均で21.5%と、同年5月の27.7%から6.2ポイント低下**。
- 世界経済フォーラムの「ジェンダーギャップ指数2021」では、**日本は156か国中120位と過去2番目に低い順位**。特に経済分野は117位、政治分野は147位と遅れが顕著。

横浜市

- 正規雇用労働者の約7割は男性である一方で、**非正規雇用労働者の約7割が女性**であり、**依然として働く上での実質的な男女格差が存在**。
- 雇用の安定は生活の安定に直結する。非正規雇用労働者は雇用の調整弁となりやすく、コロナ禍での雇用情勢の悪化により、女性比率の高い非正規雇用労働者への影響が深刻化。
- 男女共同参画センター横浜の相談窓口には、「**コロナの影響で退職となった」「派遣契約終了後に次の派遣先が決まらない**」などの**女性からの相談**が寄せられている（「心とからだと生き方の電話相談」件数（令和2年4月～令和3年3月）：2,717件）。
- 令和2年12月の市内企業・事業所対象の調査では、従業員の感染症予防のために「勤務体制、働き方の見直し」を実施した事業所が7割超。具体的な取組内容としては、「フレックスタイムや時差出勤」が68.9%、ついで、「テレワーク」が64.2%、「勤務時間の短縮」が38.8%。
- 一方で、**2割弱の事業所が「勤務体制、働き方の見直しを実施したかったが、できなかった」と回答**。実施できなかった具体的な取組は「テレワーク」が65.5%と最も多い。その理由としては、「ハード面の準備ができなかった」「ノウハウが不足していた」「セキュリティ面での課題が解決できなかった」ことなどが挙げられている。



コロナ禍においても、ジェンダー平等を重視するとともに、女性の活躍を一層推進することが必要

- 女性活躍の取組はコロナ禍を理由に後退させてはならず、実効性が高く持続可能な取組とするためにも、**ジェンダー平等や多様性の視点が不可欠**。
- テレワークやフレックスタイムなど**多様で柔軟な働き方は、女性の活躍を後押しするとともに、社会・経済の活性化につながる**。

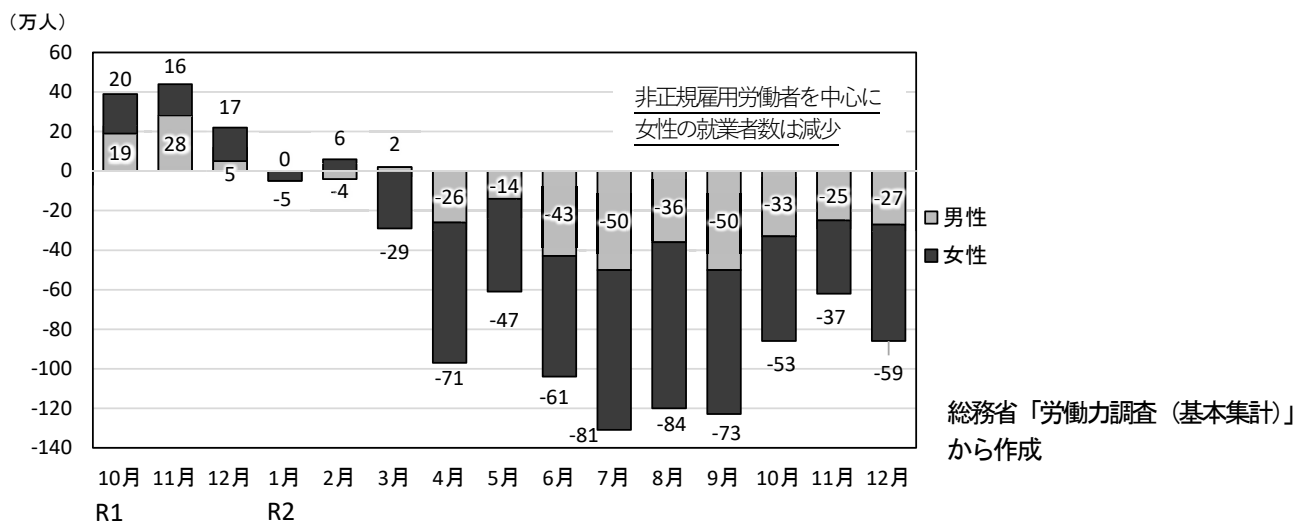
コロナ禍による負の影響が女性へ偏ることとなっている構造的な問題の解決が必要

- コロナ禍によってあらわになった**構造的な問題の解消**のため、女性活躍推進法に基づき、**事業主による自社の状況把握・課題分析を促し、実質的な男女格差是正の取組につなげる**ことが必要。

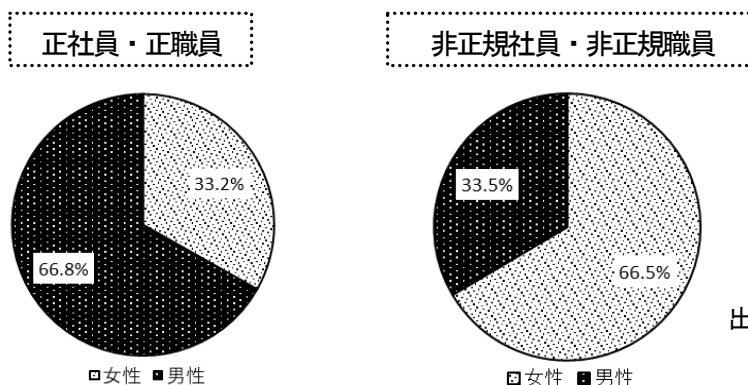
提案・要望内容

- 1 コロナ禍によって明らかになった女性への負の影響を踏まえ、**ジェンダー平等や多様性重視の視点を**国の「女性活躍加速のための重点方針」などにおいて明確に打ち出すとともに、**多様で柔軟な働き方の定着による女性活躍を更に推進**
- 2 **働く上での実質的な男女格差解消**のため、女性活躍推進法において、一般事業主行動計画の策定届け出義務のある全ての企業において、**企業の雇用形態及びその男女割合の公表を義務化**

参考1 「非正規雇用労働者数」の前年同月比（全国）



参考2 雇用形態別に見た男女構成



出典：横浜市「男女共同参画に関する事業所調査」（R2）

国と地方自治体が一丸となった子どもの貧困対策の推進

内閣府、厚生労働省

- 1 「子どもの生活支援事業」への国庫補助の創設
- 2 一時預かり事業、病児保育事業における低所得世帯等の減免制度の創設

現状・課題

国

- 平成31年4月施行の改正生活困窮者自立支援法より、子どもの学習支援事業は、学習支援に加え、生活習慣・育成環境の改善等を行う「子どもの学習・生活支援事業」として強化。
- 地域子ども・子育て支援事業として、市区町村は一時預かり事業及び病児保育事業を行うこととしているが、低所得世帯やひとり親世帯に対する減免制度は限定的。
- 「子供・若者育成支援推進大綱」（令和3年4月決定）では「都道府県のみならず市町村において、地域の実情を踏まえた子供の貧困対策が、教育分野、福祉分野等の地域における多様な関係者等の連携・協力を得つつ効果的に実施されるよう、適切な支援を行う」とされている。

横浜市

- 学習支援と生活支援では支援の目的や手法等が異なるため、法改正以前から、別事業として生活支援事業を実施。別事業として実施することで、学習や将来の自立の土台となる生活習慣の習得、コミュニケーション能力の向上、ロールモデルの獲得等の効果が出ている。
- 新型コロナウイルス感染症の影響による家庭環境の悪化などの新たな課題も出ていることから、利用者に寄り添った支援を行う生活支援事業の必要性は増している。
- 認可保育施設等の一時預かり及び病児保育において、経済的な理由で事業を利用できないことを防ぐ目的で、低所得世帯等の利用料を減免。



支援の目的・手法が異なる学習支援と生活支援を別事業とすることが必要

- 地域の実情を踏まえた子ども貧困対策として、より効果的に学習支援と生活支援を行うため、支援の目的や手法等が異なる学習支援と生活支援を別事業とすることが必要。

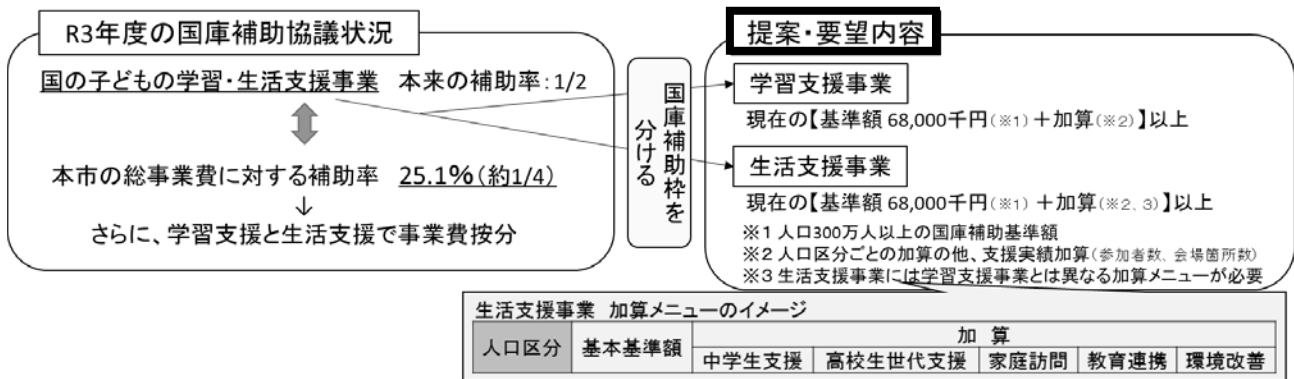
経済的理由により、一時預かり事業や病児保育事業を利用できない環境の解消が必要

- 心身の不調により就労困難な生活困窮世帯やひとり親世帯、死別・離婚等によりひとり親となった直後の世帯の子どもの養育環境整備や親の就労に向けた支援として、一時預かり事業や病児保育事業を経済的負担なく利用できる環境整備が必要。

提案・要望内容

- 1 「子どもの学習・生活支援事業」において、学習支援事業と生活支援事業を分けた上で、事業ごとに現在と同等以上の国庫補助基準額の設定及び加算額の創設
- 2 一時預かり利用時の低所得世帯、ひとり親世帯の利用料減免制度の創設及び病児保育利用時のひとり親世帯の利用料減免制度の創設

参考1 子どもの生活支援事業における基本基準額及び加算のイメージ



参考2 新型コロナウイルス感染症の影響による家庭環境の悪化等について

(生活支援事業支援スタッフの声)

- 生活支援事業を利用している家庭の中には、虐待のおそれがあるため、親子の距離を取るという意味でも事業を利用しているケースがある。新型コロナウイルス感染症の影響で外出しにくい状態が続いていることにより、家庭内の親子関係が更に悪化し、精神状態を保てなくなった親から、「私では子どもを育てられないので、なんとかしてほしい」という相談が度々ある。
- 学校給食の提供がない期間は、食事面において子ども達の生命の危機がより大きくなっていった。
- 生活支援事業で入浴や着替え、洗濯をしない場合、子ども達の衛生状態は更に悪化し、感染症の危険にさらされる可能性がある。

参考3 一時預かり事業及び病児保育事業における国と横浜市の利用料減免制度の比較

		国の減免制度	横浜市の減免制度
一時預かり事業	低所得世帯	なし	<認可保育施設等・認可外保育施設等> あり ※生活保護世帯、市民税非課税世帯について、独自に全額減免
	ひとり親世帯	なし	<認可保育施設等・認可外保育室等> あり ※児童扶養手当受給者世帯等について、独自に全額減免
病児保育事業	低所得世帯	あり ※低所得者減免に対する加算	あり ※生活保護世帯、市民税非課税世帯について、国の制度に準じて減免
	ひとり親世帯	なし	あり ※児童扶養手当受給者世帯等について、独自に全額減免

参考4 児童のいる世帯全体平均所得と、ひとり親世帯との平均所得の比較

	平均	備考
児童のいる世帯全体 平均所得	708万円	※平成28年国民生活基礎調査
ひとり親世帯 平均所得	302万円	※平成29年横浜市ひとり親世帯アンケート調査(アンケートは収入で調査) 児童扶養手当、養育費を含んだ世帯総収入は432万円。 うち母子家庭のみでは約4割が300万円未満。 ※仮に世帯の総収入が432万の場合、給与所得は約302万となる。

406 万円の差

提案の担当 / こども青少年局青少年部青少年育成課長 梶原 敦 TEL 045-671-2297
健康福祉局生活福祉部生活支援課長 岩井 一芳 TEL 045-671-2367
こども青少年局子育て支援部保育・教育運営課長 古石 正史 TEL 045-671-2365
こども青少年局子育て支援部保育・教育運営課担当課長 真館 裕子 TEL 045-671-2386

障害者が地域で自立した生活を送るための支援の拡充

厚生労働省

- 1 自立生活援助に係る基本報酬の見直し
- 2 自立生活援助に係る利用期間の見直し

現状・課題

国

- 平成 30 年度より障害者総合支援法において、「自立生活援助」として、障害者施設や精神病院から地域生活へ移行した一人暮らしの障害者等に対し、支援員が月に 2 回以上居宅訪問し、日常生活に関する相談や助言、情報提供などを実施するサービスを創設。
- 自立生活援助は、障害者総合支援法の「地域移行支援」と比較して、基本報酬が低い。参考 3
- 令和 3 年度の報酬改定で加算が創設されたものの、夜間の緊急時対応や協議会との連携などは、支援員の安定的な収入として見込めるものではない。
- 原則、利用期間は 1 年。（審査会の個別審査で認められた場合は更新可能。）

横浜市

- 平成 13 年度より独自で「障害者自立生活アシスタント事業」を実施し、居宅訪問や同行を通じて相談・助言等を行っている。
- 同事業では、年間の延べ利用者数を 25 名と想定しており、障害支援経験 5 年以上の専従の支援員を 1 名以上配置している。利用開始前から計画的・継続的な支援を行うため、支援員 2 名に対し、年間約 1 千万円を固定費として設定。
- 障害受容や関係性の構築に時間がかかる例もあり、自立に向けたきめ細かな支援を行うため、支援期間は平均 5 年。



自立生活援助に係る基本報酬の見直しが必要

- 国の自立生活援助は、基本報酬の算定要件が厳しく報酬額が低いことから、安定的な経営や職員の配置が困難。主な指定都市の事業所数及び利用者数も伸び悩んでいる状況。

自立生活援助に係る利用期間の見直しが必要

- 国の自立生活援助は利用期間が 1 年、更新には審査会による認定が必要で、長期的な支援計画が立てられず、居宅訪問に拒否的な利用者や課題が多い利用者に適用できない。
- 支給決定期間は原則 1 年間であり、短期間の支援しか受けられないという不安から、自立生活援助による支援が必要であっても希望しないという利用者がいる。

提案・要望内容

- 1 利用者の個々の状況に応じた支援が行えるよう、居宅外での訪問、相談・助言を基本報酬の算定要件に加えること、また、自立生活援助の基本報酬を「地域移行支援」程度に引き上げること。
- 2 利用者の個々の状況に応じた計画的かつ継続的な支援を一人暮らしが定着するまで行えるよう、利用期間を見直し、現行の原則 1 年から支援当初に策定する支援計画に基づく期間とすること。

参考1 国の「自立生活援助」と横浜市独自の「障害者自立生活アシスタント事業」との比較

	【国の制度】 自立生活援助	【横浜市独自の制度】 障害者自立生活アシスタント事業
開始時期	平成30年4月	平成13年10月
対象者	地域で一人暮らしをしている方 (同居している家族の障害や病気、高齢化などで日常生活上の支援を受けられない方を含む)	地域で一人暮らしをしている方 (同居している家族の障害や病気、高齢化などで日常生活上の支援を受けられない方を含む) 一人暮らしを目指す方
支援内容	支援員による月2回以上の居宅訪問を通じた相談・助言や情報提供、常時の連絡体制・緊急対応	支援員による居宅や 居宅外(職場・通所先、病院等) 訪問を通じた相談・助言や情報提供、常時の連絡体制・緊急対応
利用期間	原則1年 (市町村審査会の個別審査で認められた場合は更新可)	平均5年 (期間の定めはないが、終結に向けて支援する)
支援員	利用者25人に対して支援員1人が目安 (支援員の経験は問わない。兼務も可だが、サービス管理責任者も配置)	利用者25人に対して 支援員2人 が目安 (1人は障害者支援の 経験が5年以上)
報酬額	変動(年間約414万円程度) (居宅訪問月2回以上の利用者数等に応じて決定)	固定(年間約1,000万円) (支援体制に基づき設定)

参考2 主な指定都市及び特別区の「自立生活援助」の指定状況

R3.4.1 時点<単位:か所>

横浜	札幌	大阪	名古屋	京都	神戸	川崎	特別区
37	3	11	3	3	2	0	39

参考3 「自立生活援助」と「地域移行支援^{*}」の基本報酬の単価比較

(1単位=10.96円)

自立生活援助		地域移行支援	
自立生活援助サービス費(I)	1,558 単位	地域移行支援サービス費(I)	3,504 単位
自立生活援助サービス費(II)	1,166 単位	地域移行支援サービス費(II)	3,062 単位
		地域移行支援サービス費(III)	2,349 単位

約2.1万円の差

^{*}障害者施設や精神科病院等に入所・入院している障害者に対して、住居の確保や障害福祉サービスの体験利用・体験宿泊のサポートなど、地域生活への移行を支援する制度。月2回の対面での支援が請求要件となる。利用期間は、最大1年。

医療的ケア児・者等への切れ目ない支援の充実

厚生労働省、文部科学省、内閣府

- 1 医療的ケア児・者等のライフステージに応じた切れ目のない支援のため、児童と成人を包括した制度創設と支援内容にふさわしい人材の配置
- 2 医療的ケア児・者等に対する訪問看護の保険適用拡大
- 3 保育所・学校等における医療的ケア児の受入環境整備促進
- 4 医療的ケア児・者等の実態を継続的に把握するための仕組みの構築

現状・課題

国

- NICU（新生児集中治療室）等から退院後、在宅での人工呼吸器使用や、たん吸引等の**医療的ケアが日常的に必要な児童（以下「医療的ケア児」という。）が増加**。平成 28 年度、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、必要な体制整備を行う努力義務が地方自治体に課された。また、保育所や学校等での受入が進むよう、地方自治体への補助の充実等に取り組んでいる。

横浜市

- 平成 30 年度から**医療的ケア児だけでなく 18 歳以上の者及び重症心身障害児・者（以下「医療的ケア児・者等」という。）に対象を拡大した、医療的ケア児・者等コーディネーターを養成し、配置**。
- 医療的ケア児の受入れにあたって、保育所等では、既に配置されている看護職に加え、非常勤看護職配置経費を独自に助成。小・中学校及び特別支援学校でも看護師派遣や配置を実施。
- 地方自治体は、**医療的ケア児・者等の正確な人数と実態を把握することができていない**。



支援対象の拡大と支援内容に相応しい人材の配置が必要

- 国の制度として障害福祉と医療・看護の総合調整、児童と成人を包括した支援体制構築が必要。
- 医療・福祉・教育等の制度全般や地域特性を理解した上でライフステージに応じた切れ目ない支援を行うため、支援内容にふさわしい人材の確保育成・配置のための補助金の増額が必要。

医療的ケア児・者等への訪問看護の保険適用拡大が必要

- 医療保険上、居宅以外では、日頃から状態を把握している訪問看護の利用は認められず、保護者に多大な負担を強いている。居宅と保育所・学校でのケアの継続性の確保が課題。

保育所・学校等における医療的ケア児等の受入れへの支援が必要

- 保育所や学校等における医療的ケア児の受入れを増やすため、看護職雇用や施設改修、医療器材の確保への国の支援が必要。また、受入れのための研修ガイドラインの策定や、相談・支援体制を構築するための補助の拡充が必要。

医療的ケア児・者等の実態を継続的に把握するための仕組みが必要

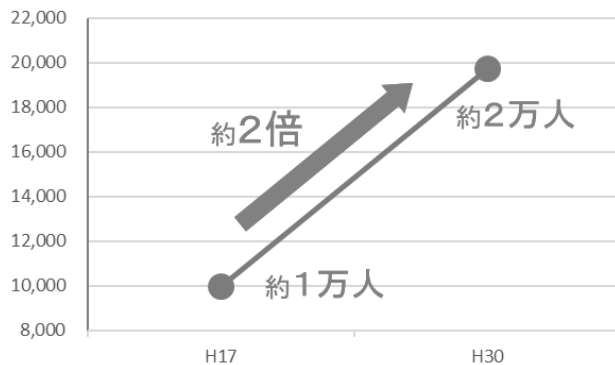
- 医療・福祉・教育分野の各施策・事業に対するニーズは高まっている。定量的・定性的に課題と対応を検討するためには、正確な人数と実態を把握する仕組みや制度が必要。
- 医療的ケア児・者と同様の課題を抱える重症心身障害児・者も同様の仕組みや制度が必要。

提案・要望内容

- 1 医療的ケア者等支援のための体制整備について障害者総合支援法に規定し、**児童と成人を包括した国における制度を創設する**とともに、質の高い研修内容と充実した研修環境によりコーディネーターを養成し、**相応しい人材を配置促進することができるよう補助金額を拡充すること。**
- 2 医療的ケア児・者等の**居宅以外での訪問看護を保険適用できる**よう制度改正すること。
- 3 保育所・学校等における看護職配置や施設改修、医療器材確保等を促進するための補助の創設や研修ガイドラインの策定など、**受入環境整備促進のための財政支援策等の充実を図ること。**
- 4 実効性のある個人情報等の収集により、継続的な実態把握が可能となるよう、**法規定と国の制度を創設すること。**

参考 医療的ケア児の状況と横浜市における医療的ケア児・者の状況

○増加する医療的ケア児（推計値）



出典：令和元年度医療的ケア児等の地域支援体制構築に係る担当者合同会議資料「医療的ケアが必要な子どもへの支援の充実に向けて」（令和元年10月11日）

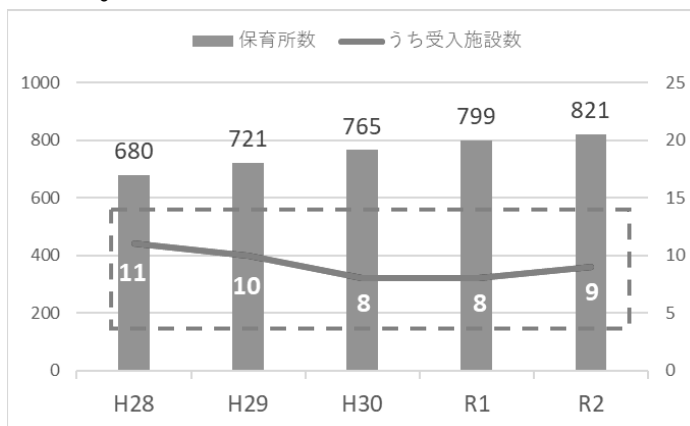
○首都圏の医療的ケア児（推計値）

	医療的ケア児数
東京都	2,140人
神奈川県	1,094人
横浜市※	515人
埼玉県	664人
千葉県	758人
合計	4,656人

出典：令和元年度医療的ケア児等の地域支援体制構築に係る担当者合同会議資料「医療的ケアが必要な子どもへの支援の充実に向けて」（令和元年10月11日）（平成28年10月1日現在）
横浜市※：神奈川県立こども医療センター「小児在宅医療患者実数調査」（平成27年）における推計

○市内保育所における医療的ケア児の受入状況

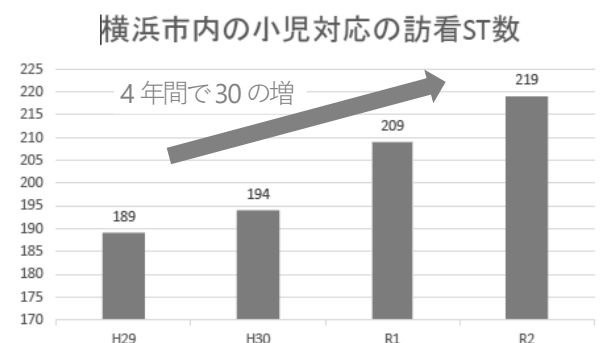
保育所数は増加しているものの、医療的ケア児を受け入れている施設数は横ばいとなっている。



横浜市作成：横浜市内の保育所数及び医療的ケア児を受け入れている保育所数の推移

○訪問看護ステーションにおける医療的ケア児の受入状況

小児受入可能な訪問看護ステーションは増加している。



出典：かなかわ訪問看護ステーション一覧（神奈川県看護協会）

提案の担当 / こども青少年局こども福祉保健部障害児福祉保健課長
こども青少年局子育て支援部子育て支援課人材育成・向上支援担当課長
健康福祉局障害福祉保健部障害施策推進課長
医療局疾病対策部がん・疾病対策課在宅医療担当課長
教育委員会事務局学校教育企画部特別支援教育課担当課長

及川 修 TEL 045-671-4277
野澤 裕美 TEL 045-671-2706
佐渡 美佐子 TEL 045-671-3569
鎌田 学 TEL 045-671-3609
藤原 啓子 TEL 045-671-3187

総合的な依存症対策の充実に向けた支援

厚生労働省

- 1 総合的な依存症対策に取り組む地方自治体への財政支援の拡充
- 2 国による医療人材の育成・確保
- 3 ゲーム依存症についての実態把握及び対応方針の確立
- 4 国と地方自治体による調査の実施にあたっての連携強化

現状・課題

国

- アルコール及びギャンブル等依存症の基本法及び基本計画が策定され、依存症対策総合支援事業実施要項により、国と地方が一体となった総合的な依存症対策の取組が進められている。
- アルコール及びギャンブル等、ゲーム依存症等に関する実態調査が継続的に実施されている。
- ゲーム依存症については、厚生労働省を中心として、令和2年2月にゲーム依存症対策関係者連絡会議が設置され、対策に向けた取組が進められているほか、ゲーム依存症の治療ガイドラインや相談マニュアルの作成が進められている。

横浜市

- ゲーム依存症等の新たな依存への関心の高まりなど、対策の更なる充実が求められる中、「横浜市中期4か年計画2018～2021」では、依存症対策を主な施策の一つに掲げている。
- 依存症の当事者や家族の支援に向け、総合的な依存症対策の充実を進め、令和2年3月にはこころの健康相談センターを依存症相談拠点とした。相談拠点として、地域の関係機関との連携の更なる強化を目指し、令和2年度からは依存症関連機関連携会議を開催。
- 対策の更なる充実に向けて、依存症対策総合支援事業実施要項に基づく「横浜市依存症対策地域支援計画（仮称）」を令和3年度に策定予定。

地域の実情に応じた施策展開や地域の基盤強化が必要

- 横浜市内では、多くの民間支援団体により早くから依存症への支援が行われており、身近な地域での支援の充実が不可欠。多様な民間支援団体や関係機関相互の連携・協力関係を構築し、地域の支援基盤を強化していくには、経験や調整力のある人材の育成が庁内外で必要。
- 横浜市内では、依存症治療に取り組む医療機関は必ずしも多くなく、専門医療機関や専門医の増加に向けて、国とともに取り組むことが必要。
- ゲーム依存症については、国が実施した実態調査で若年層への広がりが見られ、対策の強化が必要。
- 依存症を取り巻く状況の変遷や地域の特徴に合わせた対策を進めるため、国の調査手法等や結果を地方自治体と共有することや、依存症者の継続的な状況把握の調査が必要。

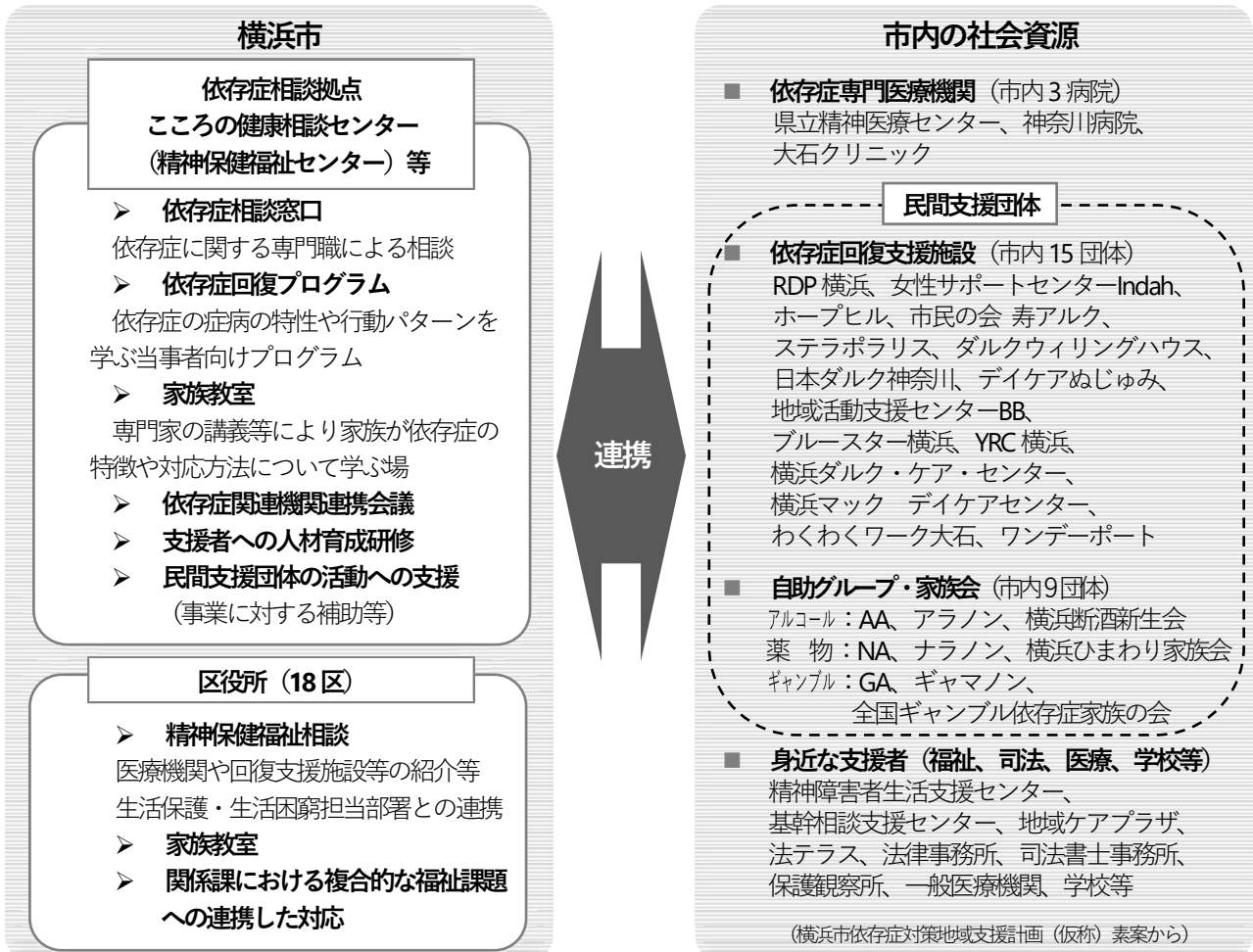
提案・要望内容

- 1 地域における総合的な依存症対策の充実に向けて、**依存症対策総合支援事業の必要な事業費を確保すること**。さらに、地方自治体が主体的に施策を実施できるよう、新たな施策への柔軟な対応や、地域における支援基盤の強化に必要な人的負担を考慮し、**対象経費の拡充や国庫補助割合の引上げなど、総合的な依存症対策に取り組む地方自治体への財政支援の拡充**を図ること。
- 2 **依存症に関わる医療人材の育成・確保のため、教育・研修を充実させるとともに、医療機関・専門医の増加に向けて**、ギャンブル等依存症などの**診療報酬を拡充**すること。
- 3 **ゲーム依存症の実態を把握し、治療、支援についての方針を早期に示す**とともに、地方自治体とも情報共有を密に行うこと。
- 4 地域の実情のきめ細かな把握とともに、アルコール・薬物・ギャンブル等の幅広い分野の実態把握に向け、**国で実施する実態調査や、地方自治体による調査の実施にあたって**、調査項目等の整理、調査結果の共有、国の専門的な知見の提供等において、**国と地方自治体の連携**を図ること。

参考1 国の「依存症対策総合支援事業」

- 実施主体：都道府県及び指定都市
- 事業内容：相談支援、人材育成、普及啓発、回復支援、家族支援等
- 国庫補助率：1/2（一部モデル事業を除く）

参考2 横浜市における総合的な依存症対策



国民健康保険に係る国庫負担金減額措置の廃止

厚生労働省

医療費の自己負担助成を行っている地方自治体に対して、
国民健康保険の国庫負担金を減額する措置の廃止

現状・課題

国

- 重度障害者・子ども・ひとり親家庭等の医療費の自己負担に独自に助成を実施する地方自治体に対して、負担軽減は医療費の増加に波及するため、その波及増は限られた国費の公平な配分の観点から地方自治体が負担すべきとの考え方に基づき、国民健康保険の国庫負担金を減額する措置を実施。
- 子どもの医療費助成に係る減額措置は、義務教育就学前の子どもについてのみ、地方自治体の少子化対策の取組を支援することを理由に、平成30年度から廃止。

横浜市

- 重度障害者・子ども・ひとり親家庭等の医療費助成を実施。国庫負担金の減額措置によって、約18億円（令和元年度）の国費が減額され、その分の国民健康保険の財源を市費で補填。
- 小児医療費助成については、子育て支援等の観点から、平成19年度以降、対象年齢の段階的拡充等を実施しており、それに伴い国費の減額対象となる被保険者層（中学3年生まで）も拡充。



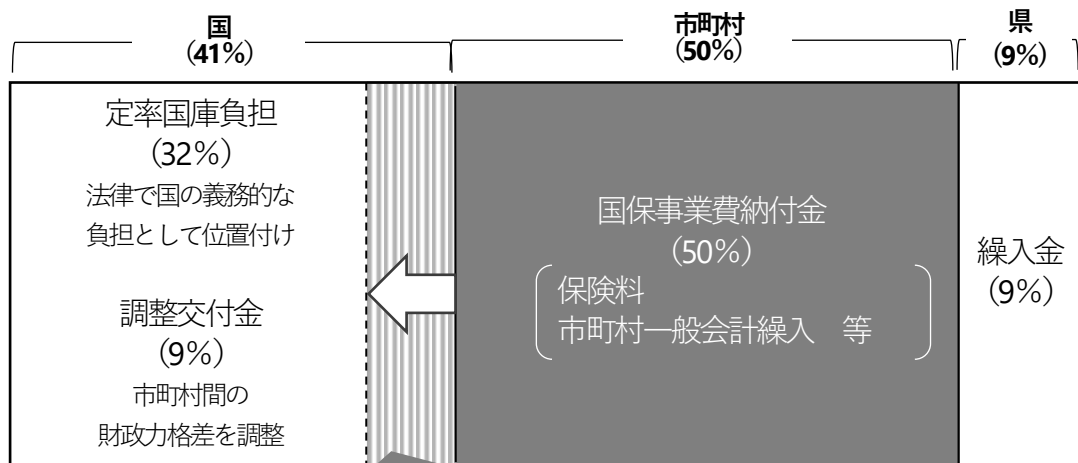
国民健康保険の国庫負担金を減額する措置の廃止が必要

- 重度障害者・子ども・ひとり親家庭等の医療費は、本来、国の責任で全国一律の負担軽減策が行われるべきもの。
- 国は、障害者が自立し、積極的に社会に参加・貢献していくことができる地域共生社会の実現や、子ども・ひとり親家庭等への支援を推進しているにもかかわらず、独自に医療費助成を実施する地方自治体に対して国庫負担金の減額措置を行うことは、国の施策とも整合していない。
- 全国のほとんどの地方自治体で独自の医療費助成が行われており、地方自治体間の医療保険制度の公平性を担保するものとしても不十分。
- 本来は国が負担すべき国民健康保険の財源を地方自治体が代わりに負担することになり、地方自治体にとっての財政負担は大きい。

提案・要望内容

- 重度障害者・子ども・ひとり親家庭等の医療費の自己負担に独自の助成を行っている地方自治体に対して、**国民健康保険の国庫負担金を減額する措置の廃止**

参考1 国民健康保険の財源構成と減額措置の部分（％は減額前の構成割合）

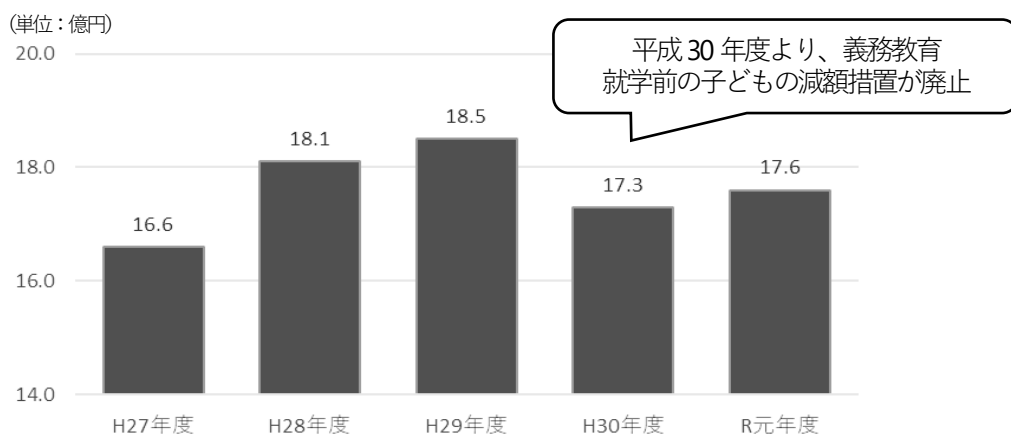


国庫負担金の減額分は市町村が一般会計からの繰入等で代わりに負担
 (減額措置額は、各市町村での医療費助成額に比例)

参考2 横浜市における国庫負担金（定率国庫負担）減額措置額

令和元年度実績		(参考) 神奈川県内の実施状況 (全33市町村中)	
		実施市町村数	内容
重度障害者	1,573,914 千円	33	全市町村で一部負担金免除
子ども	61,203 千円	33	全市町村で中3まで助成有
ひとり親家庭等	125,723 千円	33	全市町村で助成有
合計	1,760,840 千円		

参考3 横浜市における国庫負担金（定率国庫負担）減額措置額の推移（過去5年度分）



提案の担当 / 健康福祉局生活福祉部保険年金課長 海老原 雅司 TEL 045-671-2373
 健康福祉局生活福祉部医療援助課長 佐藤 修一 TEL 045-671-3694

高速道路の整備推進

国土交通省

- 1 横浜環状南線・横浜湘南道路及びアクセス道路の整備推進
 - (1) 本線の早期開通に向けた整備推進
 - (2) 横浜環状南線の脱硝装置の設置等、環境に配慮した取組の推進
 - (3) 本線へのアクセス道路の事業費確保
- 2 横浜北西線の立替費用の支払いにおける有料道路事業の活用による支援
- 3 高速道路の安定的な維持管理・更新等による高いサービス水準を維持するための検討の推進

現状・課題

国

- 生産性の高い物流システムの構築、災害発生時の回路機能、首都圏全体の国際競争力強化を目的に、首都圏3環状道路をはじめとした道路ネットワークの早期整備を推進。
- 横浜環状南線及び横浜湘南道路は、圏央道の西側区間で唯一の未整備区間。
- 令和3年3月10日、社会資本整備審議会の国土幹線道路部会において、高速道路の安定的な維持管理等に必要なシステムについて論点が整理され、検討を開始。

横浜市

- 横浜環状南線及び横浜湘南道路の完成により、国際コンテナ戦略港湾である横浜港の国際競争力が強化、保土ヶ谷バイパス等市内幹線道路の混雑緩和。
- 整備効果を最大限に発揮させるために、アクセス道路について、計画的かつ集中的に整備。
- 横浜環状南線の環境影響評価の手続きにおいて、脱硝装置の導入を市長意見として出したほか、地元からの請願が横浜市会において全会一致で採択。
- 令和2年3月開通した横浜北西線において、シールドトンネル工事等に係る立替施行の支払いが令和6年度まで継続。



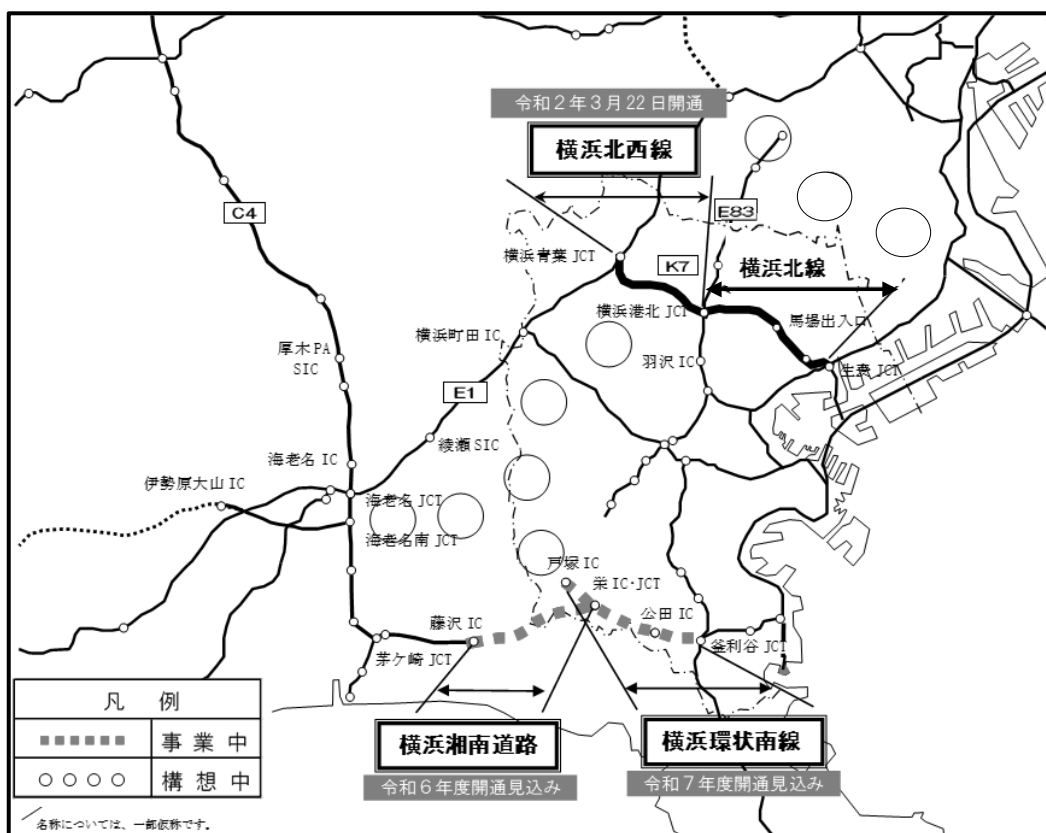
生産性の高い物流ネットワーク構築のため、横浜環状南線・横浜湘南道路の早期開通が必要

- 経済の好循環をもたらす圏央道の整備効果を十分に発揮するため、未整備区間である横浜環状南線及び横浜湘南道路の早期開通が必要。
- 本線及びアクセス道路の早期整備を通じてストック効果を最大限に発現するため、国と地方が一体となった連携が必要。

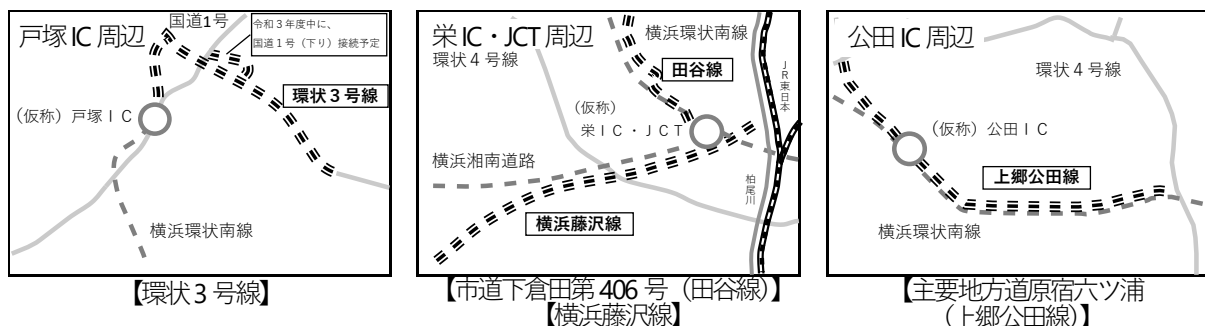
提案・要望内容

- 1 横浜環状南線及び横浜湘南道路の早期開通に向けた整備の推進
 - (1) 本線の早期開通に向けた整備推進
 - (2) 横浜環状南線の整備における脱硝装置の設置等、環境に配慮した取組推進
 - (3) 本線へのアクセス道路（環状3号線、市道下倉田第406号線、横浜藤沢線、主要地方道原宿六ツ浦）の整備に係る事業費の着実な確保
- 2 横浜北西線の立替費用の支払いにおける国・自治体出資金の償還時期の見直し等による有料道路事業の活用
- 3 高速道路の安定的な維持管理・更新等による高いサービス水準を維持するための検討の推進

参考1 横浜市高速道路広域図



参考2 横浜環状南線・横浜湘南道路 アクセス道路位置図



提案の担当	道路局計画調整部事業推進課長	森田 真郷	TEL 045-671-2937
	道路局横浜環状道路調整課長	青木 隆浩	TEL 045-671-3985
	道路局横浜環状道路調整課横浜環状道路調整担当課長	木村 修平	TEL 045-671-2889
	道路局横浜環状道路調整課担当課長	鈴木 誠	TEL 045-671-4751
	道路局横浜環状道路調整課横浜環状道路調整担当課長	小島 岳生	TEL 045-671-2734

市内幹線道路の整備と連続立体交差事業の推進

国土交通省

- 1 直轄国道の整備推進及び補助国道の事業費確保
- 2 地域高規格道路における計画路線の指定を含む整備推進に向けた支援
- 3 子どもの移動経路における交通安全対策に資する幹線道路整備に対する支援
- 4 幹線道路ネットワーク整備に対する支援の拡充
- 5 横浜市内の渋滞ボトルネック対策の推進
- 6 連続立体交差事業の推進
- 7 道路整備を計画的かつ着実に進めるための道路関係予算の更なる拡大

現状・課題

国

- 重要物流道路の路線指定や、新たな広域道路交通計画の策定に向けて、地域高規格道路のネットワークを再編・検討。
- 子どもの移動経路における安全な歩行空間の確保を目的に、総合的な交通事故抑止対策を推進。
- 交通事故の防止と駅周辺の歩行者等の交通利便性確保のため、踏切道改良促進法に基づき改良すべきとされた踏切道の対策について、計画的かつ集中的に支援する個別補助制度を創設。
- 国の道路関係予算は平成9年度のピーク時から半減し、事業の進捗に影響を及ぼしている。

横浜市

- 3環状10放射道路として位置づけられた横浜北部放射幹線道路（羽沢池辺線）及び横浜藤沢線は、地域高規格道路の候補路線として指定されているが、整備が進んでいない。
- 幹線道路の整備が不十分のため、子どもの移動経路（通学路等）である生活道路に車両が流入。
- 国や県、指定都市で構成する「渋滞ボトルネック検討ワーキング」や「移動性向上委員会」を通じ、渋滞対策の取組を推進しているが、横浜市内の道路はまだまだ混雑している状況であり、横浜市の管理道路では、主要渋滞箇所が95箇所となっている。
- 「横浜市踏切安全対策実施計画」にて、鶴ヶ峰駅付近を次期連続立体交差事業区間として選定し、国の着工準備採択を取得。令和4年度の事業化に向けて、都市計画や環境影響評価等の手続きを早急に進めている。



幹線道路ネットワーク整備への支援が必要

- 地域高規格道路として整備するために必要な国の指定を受けるとともに、事業費の確保が必要。
- 子どもの移動経路に流入する通過交通を転換するため、必要な幹線道路の整備実現に向けた国の支援が必要。
- 市内の道路の混雑解消に向けて、渋滞対策を国の重点施策の対象とすることが必要。

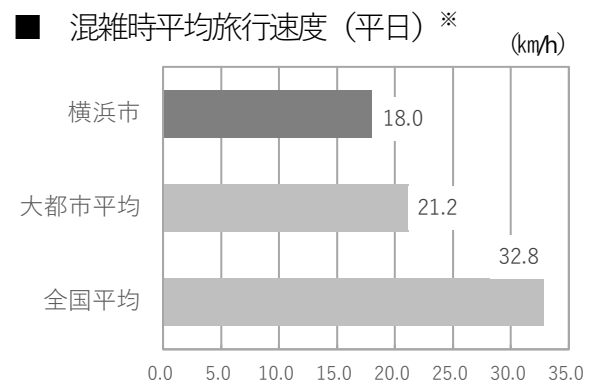
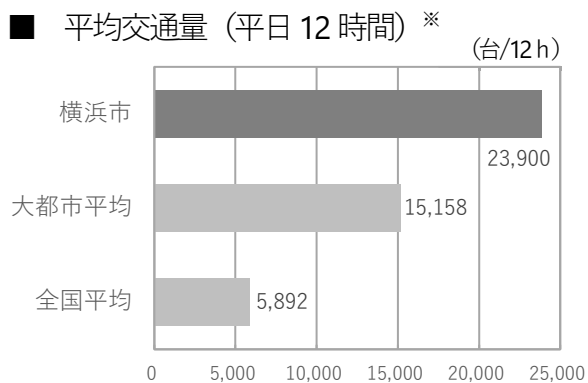
連続立体交差事業を推進するための支援が必要

- 連続立体交差事業は、多額の費用と時間を要するため、安定的な国の支援が必要。

提案・要望内容

- 1 直轄国道（一般国道 1 号戸部付近及び一般国道 246 号荏田付近の現道拡幅、一般国道 16 号屏風ヶ浦交差点の改良、一般国道 357 号）の着実な整備及び補助国道（一般国道 1 号保土ヶ谷橋工区及び不動坂工区）の整備に係る事業費の確保
- 2 **地域高規格道路として整備を目指す横浜北部放射幹線道路（羽沢池辺線）や横浜藤沢線への計画路線の指定を含む整備推進に向けた支援**
- 3 交通安全対策に資する山下長津田線（鴨居地区）、桜木東戸塚線（平戸地区）及び横浜逗子線（釜利谷六浦地区）の整備推進への継続的な支援
- 4 渋滞対策に向けた幹線道路ネットワーク整備に対する支援の拡充
- 5 一般国道 1 号（戸塚警察署交差点、横浜新道～藤沢バイパス間）の渋滞対策、第三京浜保土ヶ谷 PA 付近における横浜方面の出入口設置、横浜新道の付加車線設置に向けた所要の調査設計等の推進。物流機能維持のため、高速道路料金の激変緩和措置の継続及び大口・多頻度割引等の拡充。混雑状況に応じた料金施策の実現
- 6 **相模鉄道本線（鶴ヶ峰駅付近）連続立体交差事業の推進に必要な事業費の確保**
- 7 道路整備を計画的かつ着実に進めるための道路関係予算の更なる拡大

参考 1 横浜市における道路交通の状況



（※出典：平成 27 年度 全国道路・街路交通情勢調査）

参考 2 通学路に流入する車両



参考 3 踏切による渋滞の様子



提案の担当 / 道路局計画調整部事業推進課長
 道路局計画調整部企画課長
 道路局横浜環状道路調整課長
 道路局建設部建設課鉄道交差調整担当課長

森田 真郷 TEL 045-671-2937
 桐山 大介 TEL 045-671-2746
 青木 隆浩 TEL 045-671-3985
 梅津 彰 TEL 045-671-2757

道路・河川における防災・減災、国土強靱化の対策推進

国土交通省

- 1 道路事業における国土強靱化関係事業の推進に向けた支援
 - (1) 5 か年加速化対策に必要な予算・財源の確保
 - (2) 交付金制度の要件緩和
 - (3) 事業費の確保
- 2 無電柱化の推進に向けた支援
 - (1) 無電柱化の推進に向けた財源確保
 - (2) 電線共同溝 PFI 事業の実施にかかる新たな補助制度の創設
 - (3) 省スペース・低コスト手法の普及及び地上機器の地下化の普及・実用化
- 3 河川の氾濫防止対策の推進に向けた予算の拡大

現状・課題

国

- 激甚化・頻発化する水災害や地震災害等に屈しない強靱な国土づくりに向けた「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を令和2年12月に閣議決定。
- 無電柱化推進計画において「国及び地方公共団体は、民間の技術・ノウハウや資金を活用するとともに、地方公共団体の財政負担の平準化にも資するPFI手法の採用を進める」としている。
- 平成29年度以降各地方整備局にて、地方自治体への普及を図ることを目的として先行的にPFI手法による電線共同溝の整備を実施。
- 「総力戦で挑む防災・減災プロジェクト（令和2年9月）」において、近年の頻発・激甚化する水害に対して流域のあらゆる関係者の協働による「流域治水」へ転換。

横浜市

- 平成31年3月「横浜市強靱化地域計画」、平成30年12月「横浜市無電柱化推進計画」を策定。
- 令和元年9月の大雨では、住宅等が近接する未改修河川で浸水被害が発生。

国土強靱化の推進に向けた更なる支援が必要

- 国土強靱化に関する交付金制度は、災害時にも地域の輸送等を支える道路整備のうち3年以内に効果発現する事業が重点要件となっているため、事業期間が3年を超える事業が対象外。

無電柱化の推進のため、財源確保とPFI事業の実施にかかる新たな補助制度の創設や省スペース・低コスト手法の普及・実用化が必要

- 無電柱化を推進するには、財源の確保や民間の資金を活用したPFI手法の導入による財政負担の平準化に資する、地方自治体への財政面での国の支援・制度の見直し等が不可欠。
- 直接埋設や小型ボックス活用埋設等、省スペース化が図れる低コスト手法や歩行空間の確保、調整期間の短縮が図れる地上機器の地下化の普及・実用化が必要。

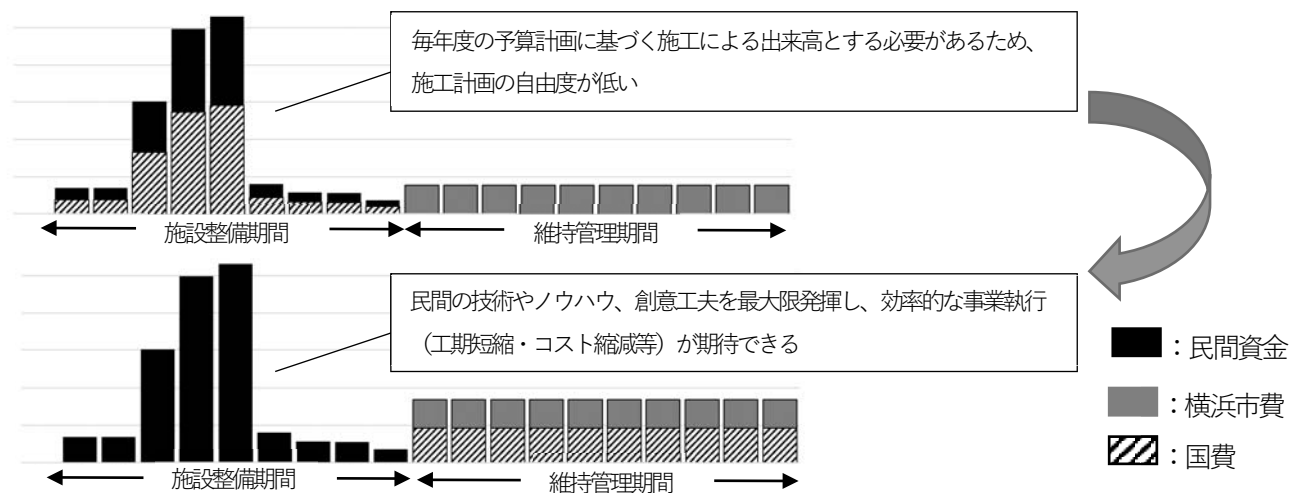
未改修河川への対策を着実に推進するために予算の拡大が必要

- 近年、未改修河川で台風等の大雨による浸水被害が発生しており、流域治水の基盤となる河川改修の推進が不可欠。
- 都市部の中小河川の改修では、個別補助制度の適用対象とならない事業区間も多くあるため、交付金による所要額確保が必要。

提案・要望内容

- 1 (1) 国土強靱化対策を推進するために必要な予算・財源の確保
 (2) 道路事業における国土強靱化関係事業の推進に向けた交付金制度の対象要件を、現行の事業期間3年以内から社会資本総合整備計画の計画期間として認められている5年に延長
 (3) 国土強靱化地域計画に基づく事業として実施している、(仮称)鶴見川人道橋の整備に係る事業費の確保
- 2 (1) 無電柱化事業の事業費確保のための財政支援の継続
 (2) 電線共同溝 PFI 手法における維持管理期間に国費を投入できる補助制度の創設
 (3) 省スペース・低コスト手法及び地上機器の地下化の普及・実用化
- 3 河川の氾濫防止対策の推進に向けて、都市部の中小河川の改修に対する個別補助金及び交付金の所要額の確保

参考1 電線共同溝 PFI 手法における維持管理期間への国費投入のメリット



参考2 河川改修の進捗状況（護岸整備率）と被害発生状況 都市基盤河川改修事業

- ・帷子川 (71.6%)
 床上・床下浸水 31 戸（平成 25 年 4 月 6 日大雨）
 床上・床下浸水 18 戸（平成 26 年台風 18 号）
- ・今井川 (69.9%)
 床上・床下浸水 114 戸（平成 16 年台風 22 号）

準用河川改修事業

- ・日野川 (43.8%)
 床上・床下浸水 45 戸（令和元年 9 月 3 日大雨）



提案の担当 / 道路局計画調整部事業推進課長 森田 真郷 TEL 045-671-2937
 道路局計画調整部企画課長 桐山 大介 TEL 045-671-2746
 道路局河川部河川事業課長 米寿 満芳 TEL 045-671-3981

鉄道整備事業の推進

国土交通省

- 1 充実した鉄道ネットワークの構築（高速鉄道3号線の延伸等）に向けた支援
- 2 駅機能の改善や高度化に向けた支援
- 3 神奈川東部方面線整備事業の着実な推進

現状・課題

国

- 交通政策審議会答申第198号において、高速鉄道3号線の延伸、横浜環状鉄道などの路線が「地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクト」として位置づけ。
- 駅利用者の安全確保や利便性向上を図るため、鉄道事業者が実施するホームドアの整備や駅の総合的な改善に対して、乗降者数や事業内容等に基づき補助金を交付し、整備を促進。
- 神奈川東部方面線整備事業については、令和元年11月30日に相鉄・JR直通線が開業。令和4年度下期の相鉄・東急直通線の開業に向けて、国、県、市、関係者が連携して、事業を推進。

横浜市

- 高速鉄道3号線の延伸（あざみ野～新百合ヶ丘）について、平成31年1月に事業化を判断。令和2年1月に、本路線に関する概略ルート・駅位置について、横浜市・川崎市の両市で合意。令和2年9月に、横浜市条例に基づく環境影響評価計画段階配慮書の手続きを完了。
- 平成26年にホームドアの補助制度を創設し、28駅を対象に整備促進。また、駅を利用する市民から、駅舎のバリアフリー化や新たなホームの設置など、駅機能の改善や高度化の要望。
- 相鉄・東急直通線の開業にあわせて、新駅周辺における都市基盤整備等のまちづくりを推進。

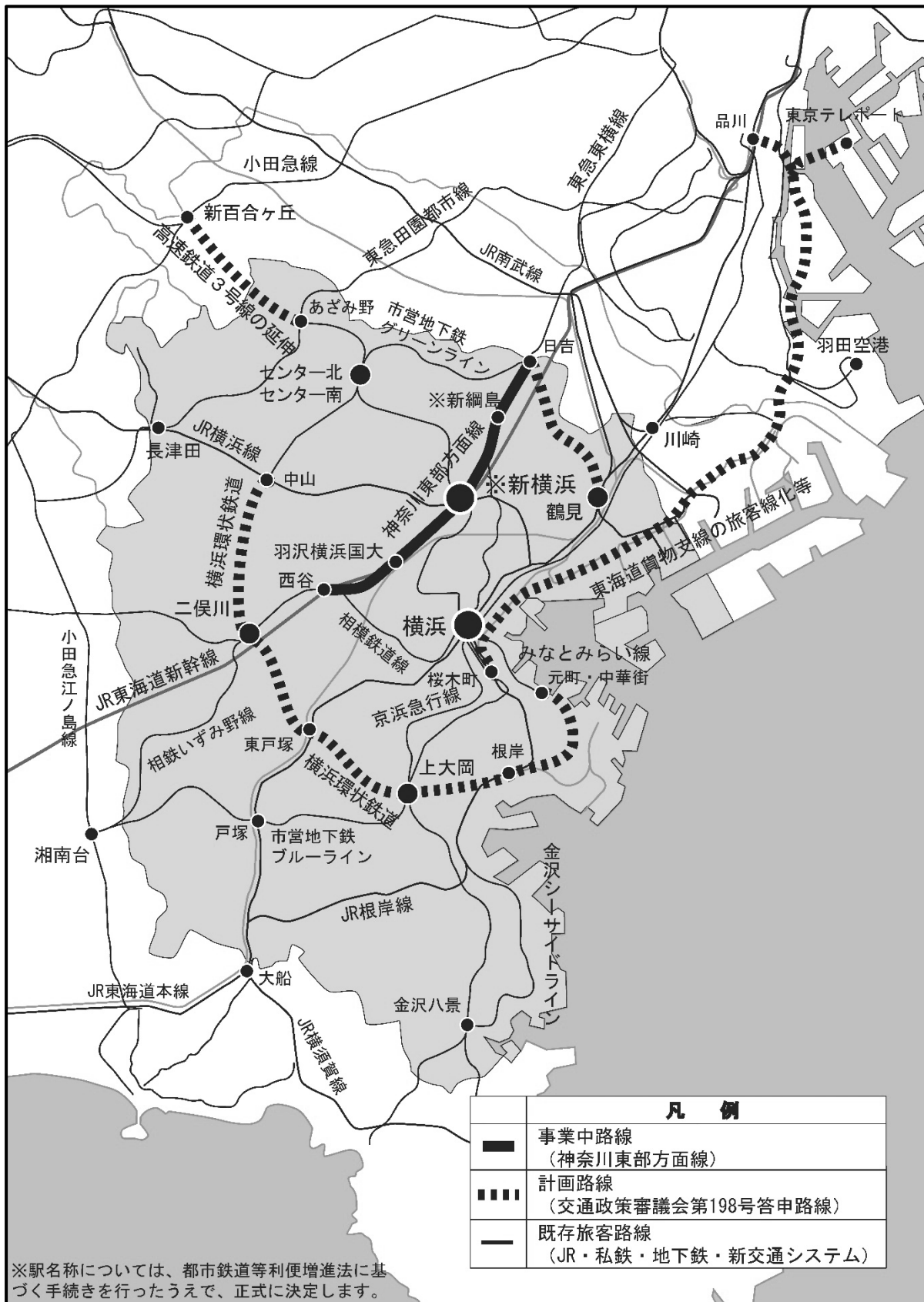
充実した鉄道ネットワークの構築及び利用者の安全確保・利便性向上の取組への国の支援が必要

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による鉄道事業者の減収に鑑み、国の適切な支援が必要。
- 高速鉄道3号線延伸の早期事業着手に向け、事業許可に関する協議及び所要額の確保が必要。
- ホームドアの整備促進を図るため、補助対象駅に対する国の支援の継続と確実な予算措置や、駅ごとの課題解決に向けた取組に柔軟に活用できるよう、制度の見直しなどが必要。
- 横浜市西部と東京都心方面の速達性向上や沿線地域の活性化を図るため、神奈川東部方面線整備事業の着実な推進が必要。

提案・要望内容

- 1 充実した鉄道ネットワーク構築のため、交通政策審議会答申へ位置づけられた**高速鉄道3号線の延伸等の事業化に向けた取組の支援**や**補助制度の拡充**
- 2 **ホームドアの整備促進のための支援の継続と確実な予算措置**及び、駅機能の改善や高度化を支援する制度について、**個々の駅の実情に対応できるよう、対象の拡充や柔軟な運用**
- 3 **神奈川東部方面線整備事業**の整備主体である（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構や関係者による**工程管理及び事業費の執行管理の実施**や、**事業費の所要額の確保等、事業の確実な推進**

参考 交通政策審議会答申第 198 号（平成 28 年 4 月）に位置づけられた路線（横浜市関連）



提案の担当 / 都市整備局都市交通部都市交通課長
 交通局工務部建設改良課長
 都市整備局都市交通部都市交通課鉄道事業推進担当課長

村田 功 TEL 045-671-3515
 上杉 知 TEL 045-671-3172
 六渡 淳一 TEL 045-671-2716

横浜港の物流機能強化

国土交通省、財務省、総務省

- 1 コンテナ取扱機能強化のため D5 ターミナル再整備をはじめとする本牧ふ頭の再編や南本牧ふ頭・新本牧ふ頭整備の推進
- 2 国際コンテナ戦略港湾の国直轄事業に対する地方負担の低減
- 3 国直轄事業による航路・泊地となる市有地や既存施設（上屋等）の補償
- 4 とん税・特別とん税に関する特例措置の適用拡大や内航事業への支援など、コスト低減等による集貨施策の更なる強化
- 5 ICT 活用や福利厚生施設の機能拡充・通勤環境改善による、働きやすく生産性の高い港づくりへの支援

現状・課題

世界

- 海運アライアンス再編、輸送効率向上のため船舶の大型化や寄港地の絞り込みが進展。

国・横浜市

- 国際コンテナ戦略港湾政策として、「集貨」「創貨」「競争力強化」の3本柱の取組を推進。



世界の海運動向に迅速かつ的確に対応していくことが必要

- 国際基幹航路等に就航するコンテナ船の大型化等に対応するため、大水深岸壁等の整備が必要。

東アジア諸港と競合する中、国策として港湾コスト等を低減していくことが必要

- 海運ネットワークの更なる拡充のため、税制見直しを含めたコスト低減の推進が必要。

人口減少・超成熟社会の到来を踏まえ、働きやすく生産性の高い港づくりが必要

- 今後も物流機能を維持・向上させていくため、ICT等の導入や働きやすい環境整備が必要。

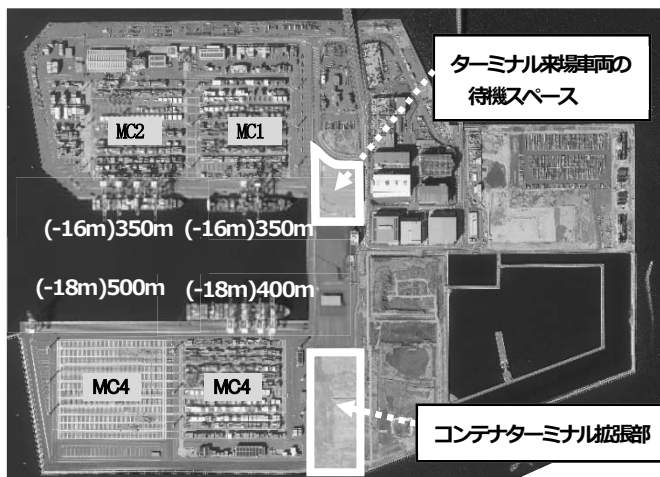
提案・要望内容

- 1 既存ストックを有効活用するための本牧ふ頭 D5 ターミナルの再整備や南本牧ふ頭ターミナルの拡張整備、将来を担う物流拠点としての新本牧ふ頭の着実な整備の推進
- 2 経済を支える基幹インフラの整備を国の責任において推進していくため、国際コンテナ戦略港湾の直轄事業の負担割合を低減するとともに、コンテナターミナル用地の国有化の推進
- 3 本牧ふ頭の再整備に関連し、岸壁・航路・泊地とするために除却する市有地や支障となる既存施設の撤去に対する「国土交通省の直轄の公共事業の施行に伴う公共補償基準」の適用
- 4 とん税・特別とん税の特例措置の国際基幹航路の定義に合わせた中南米・豪州・アフリカ航路への拡大のほか、内航事業に関する税負担の軽減などの取組の推進
- 5 荷役機械の遠隔操作などの実証事業推進や新・港湾情報システム「CONPAS」の運用拡大、内陸部とのコンテナ輸送を担うトレーラードライバーも安心して休憩できる港湾厚生施設の機能拡充・整備や各ふ頭地区への通勤手段の確保など、働きやすく生産性の高い港づくりへの支援

参考1 本牧ふ頭・新本牧ふ頭における国直轄事業



参考2 南本牧ふ頭における国直轄事業



参考3 直轄事業の地方負担割合

(新本牧ふ頭整備の例)

施設名称	現在の負担割合	負担割合低減を要望
岸壁	3/10	
荷さばき地	1/3	
防波堤	1/3	
防波堤機能を有する護岸	4.5/10	

提案の担当 / 港湾局港湾物流部物流企画課長
 港湾局政策調整部新本牧事業推進課長
 港湾局政策調整部政策調整課長
 港湾局港湾物流部物流運営課長
 港湾局港湾物流部物流運営課担当課長

成田 公誠 TEL 045-671-2714
 米森 勝行 TEL 045-671-7373
 洞澤 実 TEL 045-671-2877
 永田 実 TEL 045-671-2873
 山本 智 TEL 045-671-2919

国際クルーズの再開と港の賑わい創出

国土交通省、外務省、厚生労働省

- 1 国際クルーズ再開に向けた国際ルールの確立・ガイドライン策定・水際対策に必要な体制確保
- 2 山下ふ頭の再開発に合わせた岸壁の耐震強化等や臨港幹線道路（新港地区～山下ふ頭～本牧ふ頭）の直轄事業による整備
- 3 港の賑わい創出や市内経済活性化のため、新港歩行者デッキの整備や大さん橋国際客船ターミナルの大規模改修（設備更新・電源浸水対策等）への支援

現状・課題

国

- ポストコロナ時代を見据えた「新たな日常」の実現を目指し、観光活性化についても官民一丸となって取り組む考え。（令和2年7月17日閣議決定「経済財政運営と改革の基本方針2020」）
- 令和2年9月、国内クルーズ再開に向け、感染予防対策に関するガイドライン等を公表。

横浜市

- 臨海部では、新たに新港ふ頭客船ターミナル「横浜ハンマーヘッド」やパシフィコ横浜ノースなど集客施設が次々に開業。合わせて、サークルウォークの改修、女神橋の整備や民間によるロープウェイの整備により回遊性向上を推進。
- 山下ふ頭の再開発をはじめ来街者を引き付ける都市空間の形成などにより、臨海部の賑わい創出の取組を推進。



国際クルーズ再開のため、国際的なルールやガイドライン等が必要

- 港、船籍、船会社が異なる場合の対処について国際的なルールが必要。
- 各港での対応の違いによる混乱を避けるため国による統一的なガイドラインの策定が必要。

港の更なる賑わい創出を図るため、既存ストックを生かし回遊性に優れたまちづくりが必要

- 観光客を呼び込み市内経済の活性化を図っていくため、新たな賑わいとして山下ふ頭の再開発を進めるとともに、既存施設の改修やそれらをつなぐ歩行者デッキ・遊歩道の整備が必要。

提案・要望内容

- 1 国際クルーズ再開に向け、港、船籍、船会社等のそれぞれで国が異なる場合などの対処に関する**国際ルールの確立、国による統一的なガイドライン等の策定及び検疫・税関等の体制の確保**
- 2 再開発に合わせ、**山下ふ頭を防災拠点とするために必要な緊急物資輸送用の耐震強化岸壁の整備及びアクセス強化・緊急輸送路確保のための臨港幹線道路（新港地区～山下ふ頭～本牧ふ頭）の整備を国直轄事業として推進**
- 3 回遊性向上や新港ふ頭客船ターミナルへのアクセス向上を図る**新港歩行者デッキの整備**や、供用後20年が経過する**大さん橋国際客船ターミナルの大規模改修**を推進するための支援

参考1 山下ふ頭再開発と基盤施設（岸壁の耐震強化等、臨港幹線道路）の整備



参考2 新港地区周辺の回遊性に優れた魅力的なまちづくり



提案の担当	／ 港湾局みなと賑わい振興部客船事業推進課担当課長	荻原 浩二	TEL 045-671-3870
	港湾局山下ふ頭再開発調整室山下ふ頭再開発調整課担当課長	氏家 治	TEL 045-671-7325
	港湾局政策調整部政策調整課長	洞澤 実	TEL 045-671-2877
	港湾局みなと賑わい振興部整備推進課長	石井 雅樹	TEL 045-671-2885

安全・安心で環境にやさしい港づくり

国土交通省、経済産業省、厚生労働省、外務省

- 1 カーボンニュートラルレポート（CNP）形成に向けた次世代エネルギーの利活用の推進に対する支援
- 2 港湾機能維持のため、国主導による検疫体制等の強化や感染症対策の支援
- 3 津波・高潮・高波対策として海岸保全施設等の整備に対する事業費の確保
- 4 「ヒアリ」などの特定外来生物の侵入・定着防止対策の強化
- 5 SOLAS 制限区域における確実な警備体制の確保に向けた支援

現状・課題

国

- 2050年までにカーボンニュートラル・脱炭素社会の実現を目指すことを宣言（令和2年10月）。
- 災害時や感染症発生時の円滑な連携を図るため、各港で「水際・防災対策連絡会議」を開催。

横浜市

- 令和3年2月、カーボンニュートラルレポート（CNP）検討会を国と共催。
- 新型コロナウイルス感染拡大の中でも、コンテナ取扱個数は前年比0.6%増（令和2年12月）。
- 津波・高潮・高波からの被害を防ぐため、大黒ふ頭や金沢地区において海岸保全施設を整備。
- 令和2年度も大黒、本牧、南本牧ふ頭において、ヒアリ（特定外来生物）の侵入を確認。



カーボンニュートラルレポート（CNP）を実現していくため、取組の具体化と効果検証が必要

- 水素・アンモニア等の利活用に関し、取組の具体化やそれらの効果検証が必要。

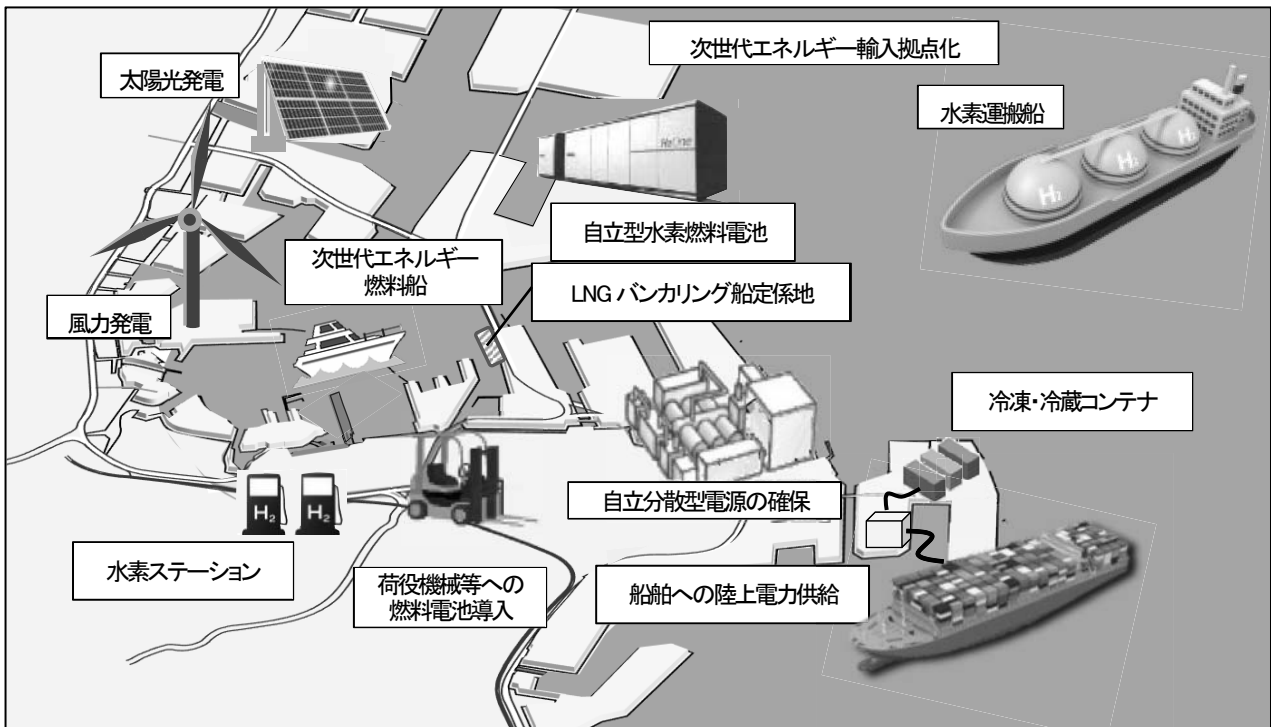
港湾機能を維持していくため、感染症や特定外来生物等の侵入、大規模災害に対する備えが必要

- 感染症や特定外来生物等の侵入を水際で抑えていくため、国主体の対策構築が必要。
- 巨大地震や激甚化する気象災害に備えて、海岸保全施設の早期整備が必要。

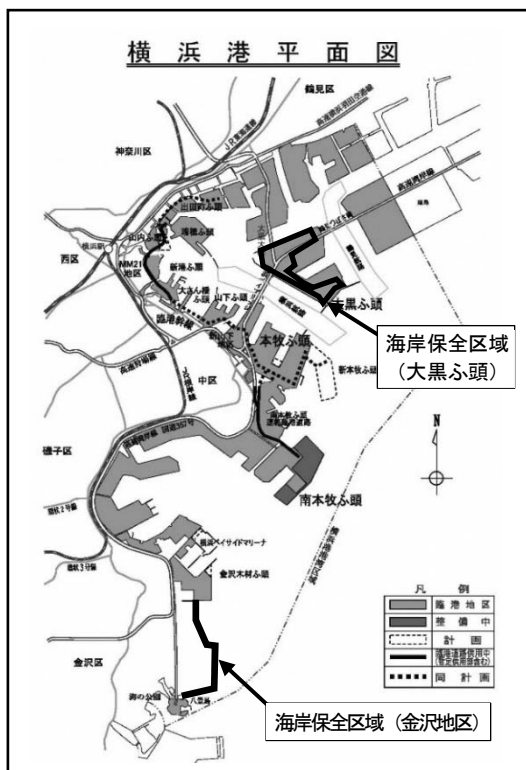
提案・要望内容

- 1 平時は船舶への電源供給設備として、災害時は非常用電源としても期待できる水素・アンモニア・カーボンニュートラルメタン等次世代エネルギーを利用した自立分散型電源の導入への支援や、荷役機械への燃料電池搭載・水素ステーションの設置などの推進、及びLNGバンカリング船の固定資産税に対する特例措置やLNG燃料船の普及に向けた地球温暖化対策税の還付措置の創設
- 2 錨地検疫を原則とした検疫体制（海上での輸送手段、検疫用岸壁等）の確保や国主導での広域的な港湾管理者相互の協力体制の構築、及び市民生活や経済を支える港湾機能維持のため、港湾労働者のPCR検査の優先実施などの感染症対策への支援
- 3 津波・高潮・高波への対策のため、海岸保全施設等の早期整備に必要な事業費の確保
- 4 特定外来生物の侵入に対し、海外の積出港での対策徹底を要請するなど対策の強化
- 5 SOLAS 制限区域の保安対策徹底のため、警備員の増員や労働環境改善に対する支援

参考1 カーボンニュートラルポート（CNP）のイメージ



参考2 海岸保全区域位置図及び大黒ふ頭地区の海岸保全施設の整備状況



施工前 (大黒ふ頭地区 胸壁整備)



完了 (大黒ふ頭地区 胸壁整備)

提案の担当 / 港湾局政策調整部政策調整課担当課長
 港湾局港湾管理部港湾管財課担当課長
 港湾局政策調整部政策調整課長
 港湾局港湾管理部施設管理課長
 港湾局港湾物流部物流運営課長

中村 仁 TEL 045-671-7165
 野路 靖雄 TEL 045-671-2867
 洞澤 実 TEL 045-671-2877
 箕輪 竜一 TEL 045-671-7221
 永田 実 TEL 045-671-2873

公共施設の老朽化対策の推進

国土交通省、総務省、文部科学省、環境省、内閣府

- 1 防災・安全交付金の対象施設・事業の拡充、規模要件の緩和とそれに伴う所要額の確保
- 2 公共施設等適正管理推進事業債の対象事業の拡大及び恒久化
- 3 PFI 事業推進への支援
- 4 膨大な学校施設の老朽化対策に必要な制度の見直し
- 5 廃棄物処理施設の整備及び収集事務所等関連施設の更新に係る支援の拡充

現状・課題

国

- 国民の命と暮らしを守るインフラの機能が発揮されるよう、平時からのメンテナンスサイクルに万全を期すことが不可欠。
- 地方自治体に対し、令和2年度までに施設ごとの「個別施設計画」の策定を指示。
- 公共施設等適正管理推進事業債は、制度が拡充された平成29年度から5年間を事業期間と位置づけ、令和3年度までの措置。長寿命化事業は、一部公共施設・インフラに限られる等対象施設が限定。
- 公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図る PPP/PFI 手法を推進。
- 「働き方改革実行計画」（平成29年度策定）を踏まえ、建設業でも週休2日制を推進。
- 学校施設の老朽化対策は、改築（建替え）に比べ、長寿命化改修をより進める方針。
- 焼却工場等の廃棄物処理施設の整備には交付金等による支援を実施。廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏に資する取組や一般廃棄物処理施設の強靱化への取組を支援。

横浜市

- 高度経済成長期以降に大量かつ集中的に公共施設を整備。一部の施設は既に老朽化が深刻化し、今後更に老朽化する施設が急速に増加。横浜市公共施設管理基本方針に沿って、公共施設の保全や更新の今後一層の計画的な実施が求められている。
- 令和2年度末までに道路、河川、港湾などにおいて 31 の個別施設計画を策定済み。
- 民間ノウハウの活用による施設整備・運営の質の向上、財政負担の低減及び平準化等を行うため、PFI 手法による事業等を推進。
- 平成29年に「横浜市小・中学校施設の建替えに関する基本方針」を策定、計画的な改築を推進。
- 学校施設について、ゼロカーボン化の視点を取り入れた改築（建替え）が求められており、新たなコストが発生。
- 廃棄物関連施設は市民生活を支える根幹インフラであり、近年の気候変動に伴う災害やコロナ禍等においても、安定したごみの収集・運搬・処理・処分の実施が求められている。
- 焼却工場の発電電力を、市庁舎及び株式会社シーサイドラインへ自己託送実施。
- 交付対象外の施設・設備の老朽化対策が大きな財政負担となり、十分な工事が行われていない。

長寿命化や安全確保を柱とする公共施設の保全・更新の計画的な実施のための財源確保が必要

- 市民の命と暮らしを守るインフラ機能が発揮されるよう、平時から公共施設のメンテナンスサイクルを計画的かつ確実に循環し、老朽化対策を推進するためには、国の財政支援が不可欠。

民間ノウハウの十分な活用、コスト削減のため、PFI事業の円滑な実施が必要

- PFI事業実施の際、電線共同溝事業など施設整備に関する国庫補助金の支払いが平準化されない場合、民間ノウハウの十分な活用や市予算の平準化が図れない場合がある。

膨大な学校施設の老朽化対策のために制度の見直しが必要

- 学校施設環境改善交付金については、国の補正予算で各自治体が必要としている額を計上することが常態化しているため、**所要額を当初予算において確保**することが必要。
- 横浜市の小中学校の大部分は敷地面積が狭いうえ増築を繰り返しており、施設形状に課題があり、国の進める長寿命化改修では課題が解決しない。長寿命化を図った上で行う改築（建替え）についても、新增築の補助率と同様になるよう**小中学校改築の補助率を見直し**、財政支援が必要。

廃棄物処理施設の老朽化対策や収集事務所等関連施設の再整備への支援が必要

- 廃棄物処理施設の老朽化のため緊急停止等が相次いでおり、安定的な施設管理が困難。
- 焼却工場の更新は、複数年度にわたる事業期間と多額の事業費を要し、大きな財政負担となる。
- 他都市への災害廃棄物収集支援を実施するなど、焼却工場に加えて収集事務所等の関連施設は、災害時において、域内処理のための重要施設であるとともに広域処理でも重要な施設となる。施設の強靱化の観点からも、収集事務所等についても対策が必要。

提案・要望内容

- 1 老朽化対策などを支援する防災・安全交付金について、地方自治体が公共施設のメンテナンスサイクルを実情に合わせて柔軟に事業執行できるよう、**対象施設・事業の拡充及び規模要件の緩和**
- 2 公共施設等の老朽化対策をはじめ適正管理を推進する公共施設等適正管理推進事業債について、老朽化対策等の課題が生じている全ての施設を対象を拡充し、**令和3年度までの時限措置を地方自治体が長期的な視点で公共施設等の老朽化対策を計画的に実施できる**よう恒久化
- 3 PFI等公民連携手法の採用により、民間ノウハウの十分な活用や地方自治体の財政負担の平準化を図れるよう、維持管理期間に投入する**国庫補助金及び対応する市費負担分の平準化を可能とすること**
- 4 **膨大な学校施設の老朽化対策に必要な制度の見直し**
学校施設環境改善交付金について、地方自治体が事業実施に必要な所要額の当初予算における確保や補助対象経費の拡充、及び改築（建替え）についての補助率を現行の1/3から新增築と同様の1/2へ引上げ
- 5 **廃棄物処理施設及び収集事務所等の関連施設の整備への支援**
 - (1) 廃棄物処理施設の更新、基幹改良や、中央監視制御装置等の重要設備の単純更新について、循環型社会形成推進交付金での対象施設・設備の拡大及び交付率の引上げなど、財政措置の拡充
 - (2) 施設の強靱化の観点から、災害時の広域処理を支える収集事務所等の関連施設の更新に当たっての財政措置を新設

参考1 防災・安全交付金の対象施設・事業の拡充及び規模要件の緩和

	現状	提案
港湾事業	<ul style="list-style-type: none"> 計画的な維持修繕の確実な実施が必要。 老朽化対策事業は、規模要件「2億円以上かつ5億円を超えない」に該当しない事業が多く、補助率も新設・再建設より低い。 	<ul style="list-style-type: none"> 老朽化対策事業における規模要件緩和及び補助率の引上げ。
河川事業	<ul style="list-style-type: none"> 地下式遊水地のく体等に対する老朽化対策、長寿命化が対象となっていない。 老朽化対策事業は、規模要件「事業費が概ね4億円以上」に該当しない事業が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> 地下式遊水地のく体等の老朽化対策、長寿命化への対象拡充。 老朽化対策事業における規模要件緩和。
公園事業	<ul style="list-style-type: none"> 公園施設の長寿命化対策支援事業について、規模要件「2ヘクタール以上」に該当しない事業が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> 公園施設の長寿命化対策支援事業における規模要件緩和



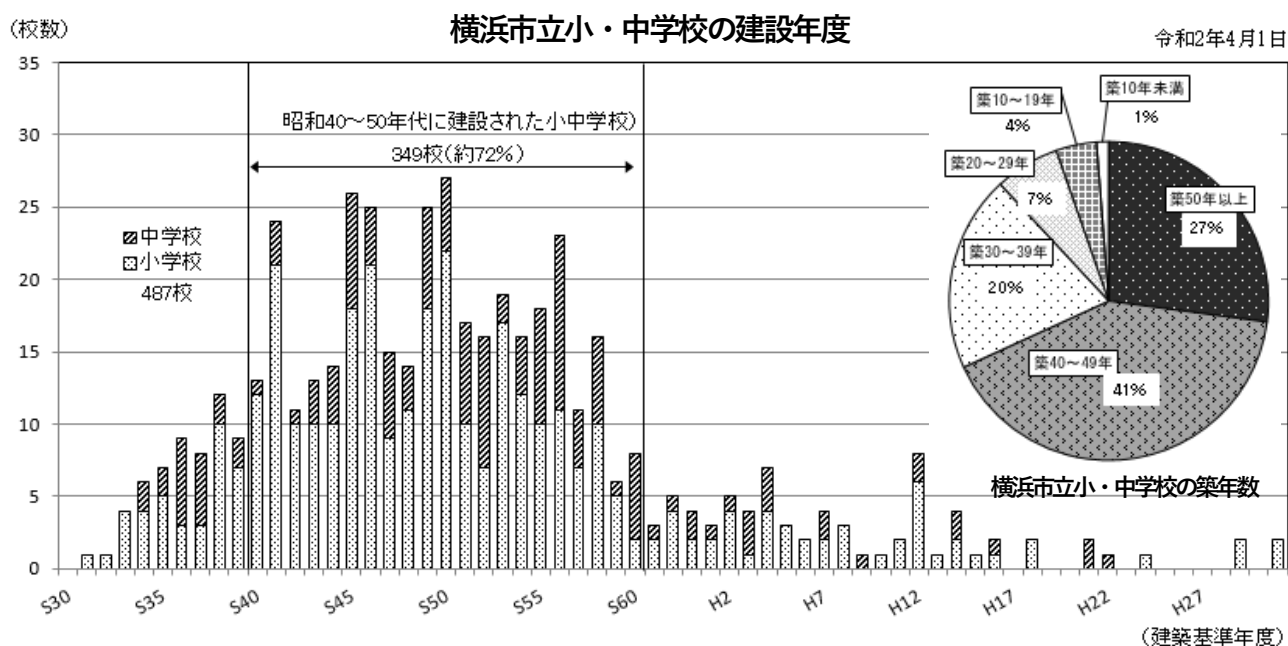
大黒ふ頭電気防食工事



鳥山川遊水地 壁面のひび割れ

参考2 横浜市の学校施設の年度別整備と老朽化の状況

横浜市では、学齢期人口の急増に対応し、昭和40年代から50年代にかけて学校施設を集中的に整備しました。従来は築40年程度で改築を行っていましたが、現状では6割以上の学校が築後40年以上経過しています。それを踏まえ、維持管理等を適正に行うことで長寿命化を図るとともに、築70年を超えない範囲で平準化して改築を進めています。



参考3 循環型社会形成推進交付金等の対象施設・設備の拡充

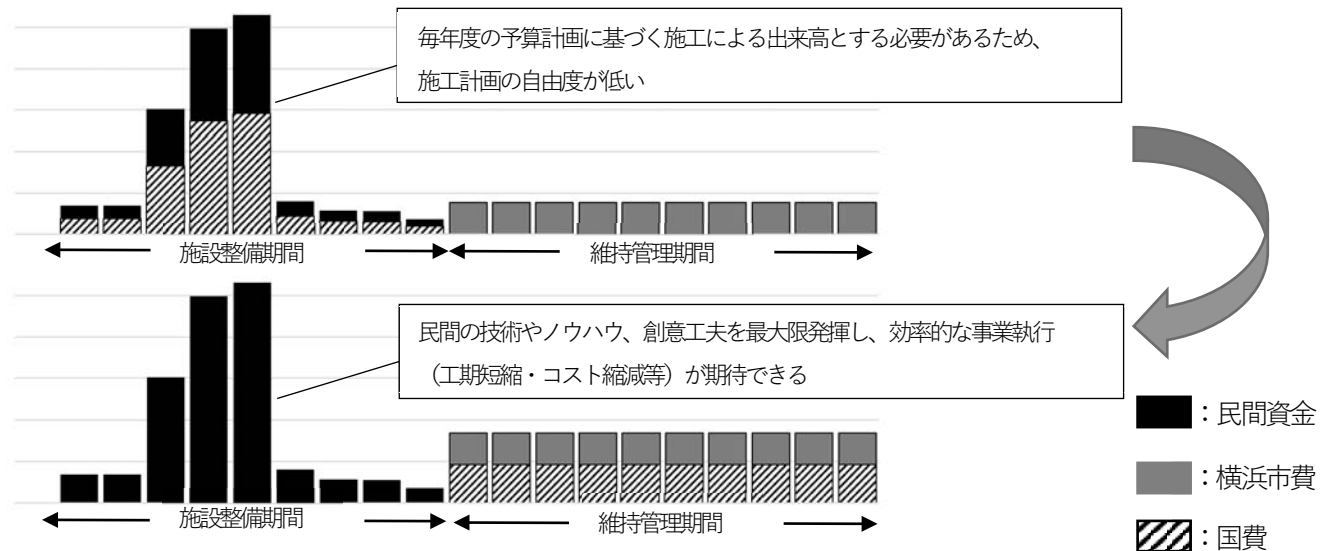
		現 状	課 題 等	提案内容
廃棄物処理施設	工場新設・更新	交付対象設備 プラント設備等 交付率 1/3 (高効率エネルギー回収に必要な設備のみ1/2)	一体で整備が必要な管理棟などが対象外 一律で1/2とすることが必要	管理棟などを対象とする 一律で1/2とする
	基幹改良	対象施設 工場・資源化施設 対象設備 二酸化炭素の排出抑制に寄与するもの	中継輸送・最終処分場が対象外 中央監視制御装置等の単純更新は対象外	中継輸送施設、最終処分場等も対象とする 中央監視制御装置等の重要設備の単純更新も対象とする
収集事務所更新		財政措置がなされていない	老朽化対応に支障	財政措置の新設

参考4 焼却工場における発電実績

[kWh]

令和元年度	鶴見工場	旭工場	金沢工場	都筑工場	計
発電電力量	106,211,050	42,491,310	131,898,770	79,796,980	360,398,110

参考5 電線共同溝 PFI 手法における維持管理期間への国費投入のメリット



提案の担当	／ 財政局公共施設・事業調整室公共施設・事業調整課長	山本 淳一	TEL 045-671-3918
	財政局財政部限外課長	足利 有喜	TEL 045-671-2185
	政策局共創推進室共創推進課担当課長	吉原 秀典	TEL 045-671-4392
	教育委員会事務局施設部教育施設課担当課長	山本 和弘	TEL 045-671-3186
	資源循環局適正処理計画部施設課長	生井 秀一	TEL 045-671-2527
	資源循環局適正処理計画部施設計画課長	草刈 岳	TEL 045-671-4145

災害に強い水道システム構築に向けた更新・耐震の推進

厚生労働省

- 1 水道施設の更新・長寿命化事業に対する新たな財政支援制度の創設
- 2 水道施設の災害対策推進に対する財政措置の強化

現状・課題

国

- 「国土強靱化基本計画」に基づく「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（令和3～7年度）」（令和2年12月11日閣議決定）の重点対策の一つに、「水道施設（浄水場等）の耐災害性強化対策及び上水道管路の耐震化対策」を掲げ、同取組を加速化・深化。
- 本施策に基づき、「生活基盤施設耐震化等交付金」等を通じた財政支援を段階的に拡充。

横浜市

- 節水機器の普及・高性能化、企業のコスト削減に加え、今後、給水人口の減少に伴い、使用水量は一層減少。
- 高度経済成長期に建設した水道施設の老朽化が進んでおり、今後、施設の更新需要は増加。
- 安全な水を安定して供給するため、水道施設の更新や、大規模地震・豪雨等多様化する自然災害への対策を着実に推進。
- 水道施設の更新・耐震化の資金確保のため、**企業債充当率の見直し**（令和2年度以降、35%→40%）や、**料金改定**（令和3年7月施行、平均改定率12%）を実施。



水道施設の更新・長寿命化事業に対する新たな財政支援の確立が必要

- 老朽化した浄水場等の更新や長寿命化を図るための事業を対象とする新たな補助金・交付金制度を創設するなど、**大量に更新時期を迎える水道施設の更新等に対する財政支援の確立が必要**。

災害対策の推進に対する財政措置の強化が必要

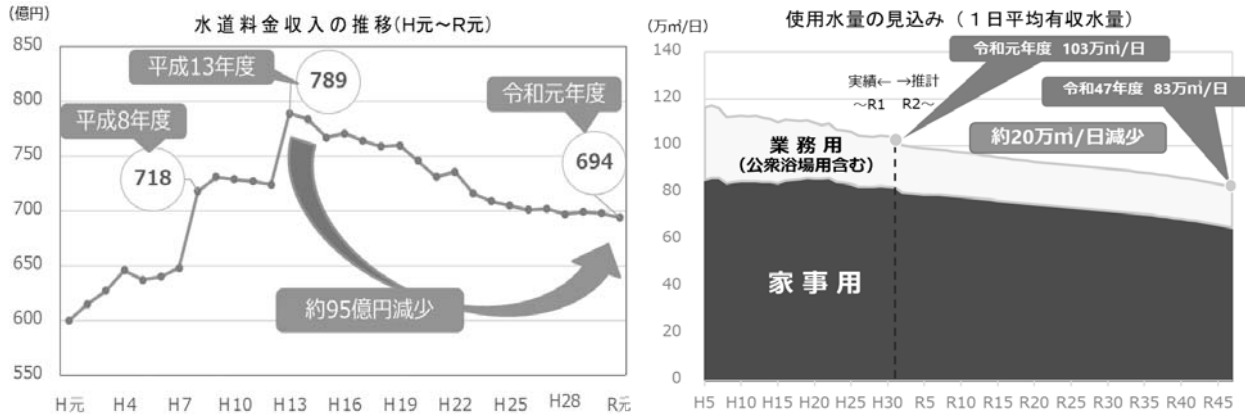
- 「生活基盤施設耐震化等交付金」は、「水道料金が平均以上であること」や「法定耐用年数以内の施設であること」などが採択基準として定められており、水道施設の災害対策の推進のためには、要件の緩和・拡充が必要。

提案・要望内容

- 1 水道施設の更新及び長寿命化事業並びに廃止施設の撤去事業に対する財政支援制度の創設
- 2 水道施設における災害対策を推進するため、生活基盤施設耐震化等交付金の採択基準の緩和・拡充による財政措置の強化

参考1 水道料金収入・使用水量の推移と見込み

- 令和元年度の水道料金収入は、平成13年度の789億円をピークに、約95億円減少。業務の委託化や職員数の削減（約900人）等により対処してきたが、今後は災害対応や技術継承の観点からこうした削減は困難
- 今後、横浜市では人口減少が予測されており、令和47年度の使用水量は20万m³/日減少する見込み



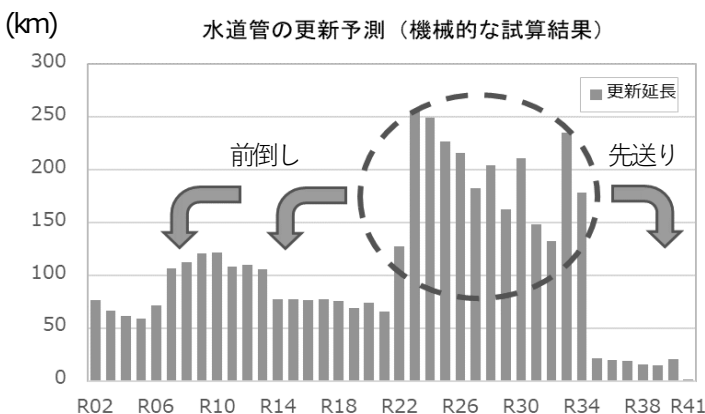
参考2 水道施設の耐震化率

- 「自然流下系施設の優先的整備」方針に基づき、川井浄水場（平成25年度完成）に続き、西谷浄水場の再整備に着手（令和14年度耐震化完了、令和22年度完成予定）
- 導水施設・浄水施設・配水池の耐震化率は、西谷浄水場の再整備及び、小雀浄水場の廃止（検討中）により、20年後の令和22年度末に100%となる予定
- 災害時に大きな影響を及ぼす可能性がある口径400mm以上の大口径管路や、震度7・液状化が推定される地域に布設された管路の耐震化のペースを早め、これらの管路の40年後の耐震管率100%を目指す（令和2年度末）

施設	導水施設	浄水施設	配水池等	送配水管(全口径)	送配水管(口径400mm以上)
耐震化率	69%	51%	96%	29%	51%

参考3 水道管の更新需要の増大への対応

- 市内の送配水管約9,300kmは、横浜市独自の想定耐用年数を基に、年間約110kmペースで更新・耐震化を推進
- 高度経済成長期に布設した管路の更新需要が増加するため、適切に更新の前倒しや先送りをする事で事業費の平準化を図る



水道管更新工事の様子

持続可能な社会の構築に資する下水道事業への支援

国土交通省、財務省

- 1 強靱な都市づくりに向けた浸水対策・地震対策に対する必要な予算額の確保
- 2 激甚化する降雨に備えるグリーンインフラの活用に対する制度拡充
- 3 地球温暖化対策の推進に向けた下水道施設の改築に対する支援の継続・拡充

現状・課題

国

- 令和 2 年 6 月、「気候変動を踏まえた都市浸水対策に関する検討会」において、都市浸水に対する早期の安全度の向上や下水道施設の耐水化の推進等を提言。
- 令和 2 年 10 月、菅内閣総理大臣は所信表明演説において、2050 年までに脱炭素社会の実現を目指すことを宣言。
- 令和 2 年 11 月、財政制度等審議会において、「雨水公費・污水私費」の原則を踏まえ、污水处理に要する費用を使用料で賄い公費の投入を抑える議論が進められている。
- 令和 2 年 12 月「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」閣議決定。
- 令和 3 年 5 月、流域治水関連法公布。下水道を含めた流域全体でのハード対策や雨水貯留対策の強化など、流域治水の実効性を高める法的枠組みを整備。

横浜市

- 気候変動の影響で記録的な暴風・波浪・大雨が発生。災害対策への市民の関心も高まっている。
- 気候変動の適応策として、グリーンインフラを活用した総合的な浸水対策を推進。
- 污泥処理の集約化、PFI 事業、ノズルカメラによる調査等、経営の効率化に向けて積極的に推進。
- 下水道施設の急速な老朽化や、国土強靱化、脱炭素化等への対応のため、今後 20 年間で污水事業に係る改築事業費が約 2 倍の約 500 億円となる見込み。
- 設備更新に併せ高効率・省エネルギー機器を導入するなど、多量のエネルギーを必要とする下水処理において、温室効果ガス排出削減に取り組んでいる。

強靱な都市づくりに資する浸水対策・地震対策の推進のため確実な財源確保が必要

- 都市の強靱化につながる下水道のハード整備推進のため、確実な財源確保が必要。
- 横浜駅周辺をはじめとする都市機能が集積する地区や郊外部の雨水幹線、雨水排水施設の耐水化など計画的な基盤整備による浸水対策の着実な推進のため、所要額の確保が必要。

局所的大雨等に伴う都市型の浸水被害に対応するための総合的な浸水対策が必要

- 気候変動への対応策としてグリーンインフラ活用や減災の観点からの総合的な浸水対策が必要。

施設改築に併せた地球温暖化対策の推進に向け、予算額の確保と技術開発が必要

- 公衆衛生の確保や下水処理の省エネルギー化による温室効果ガス排出削減等、下水道が担う公共的・公益的役割の維持・向上のため、下水道施設の改築の予算額確保や技術開発が必要。

提案・要望内容

- 1 都市の強靱化につながる浸水対策や地震対策などハード整備を引き続き推進するため「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に係る下水道事業における所要額の確実な確保
- 2 激甚化・頻発化する局所的大雨等に対応するための適応策として、グリーンインフラを活用した総合的な浸水対策を推進するため、社会資本整備総合交付金の対象拡充や新たな支援制度の創設
- 3 2050年までの脱炭素社会の実現に向け、下水道事業が取り組むべき地球温暖化対策の方向性を示すとともに、温室効果ガス削減につながる下水道施設の改築への国費負担の継続と下水処理の省エネルギー化に係る技術開発の推進

参考1 雨水幹線の整備



図1：新羽末広幹線（Φ3,000mm～8,500mm）

参考2 横浜市行政における下水道事業の温室効果ガス排出割合

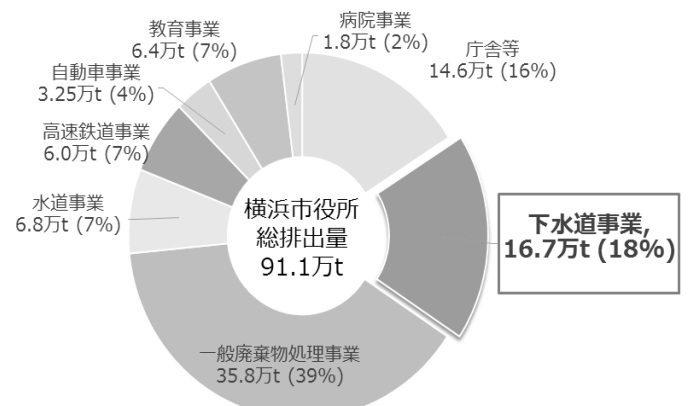
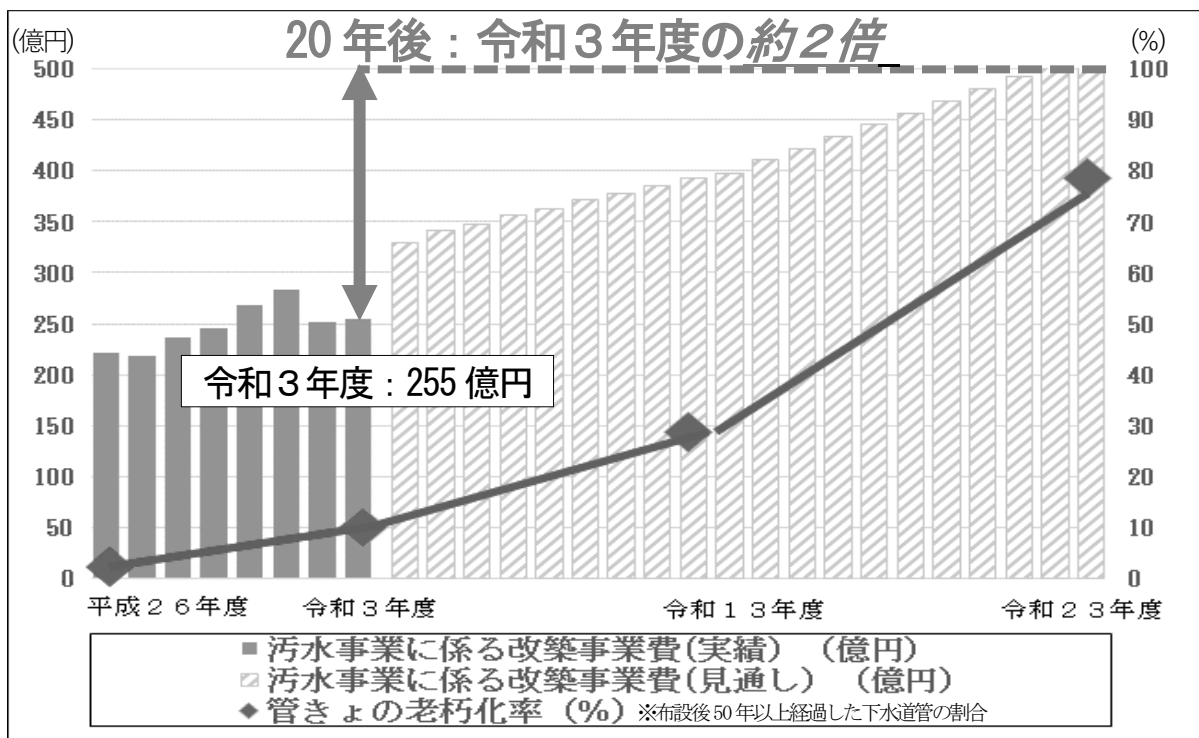


図2：横浜市役所温室効果ガス排出状況
(2019年実績、排出量はCO2換算)

参考3 横浜市における今後20年間の汚水事業に係る改築事業費の見通し



国及び国の関係機関が発注する公共事業における 市内中小企業者の受注機会の増大

国土交通省

- 1 分離・分割発注の推進、地元企業が参画しやすい発注方式の拡大
- 2 WTO 及び緊急随意契約案件を除いた発注額の増大

現状・課題

国

- 公共事業の地元企業への発注を基本方針とするとともに、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づく公共事業の発注者向けの「発注関係事務の運用に関する指針」（令和 2 年 1 月改正）において、災害時の対応を含め、地域において社会資本の維持・管理を担う企業を確保することの重要性が掲げられている。

横浜市

- 「横浜市中企業振興基本条例」（平成 22 年制定）に基づき、市が発注する公共事業において、市内中小企業者の受注機会の増大を推進。
- 国及び国の関係機関が発注する公共事業についても、「横浜市内公共事業発注者連絡会」（平成 23 年度から毎年開催）等を通じて、市内中小企業者の受注機会の増大を推進。



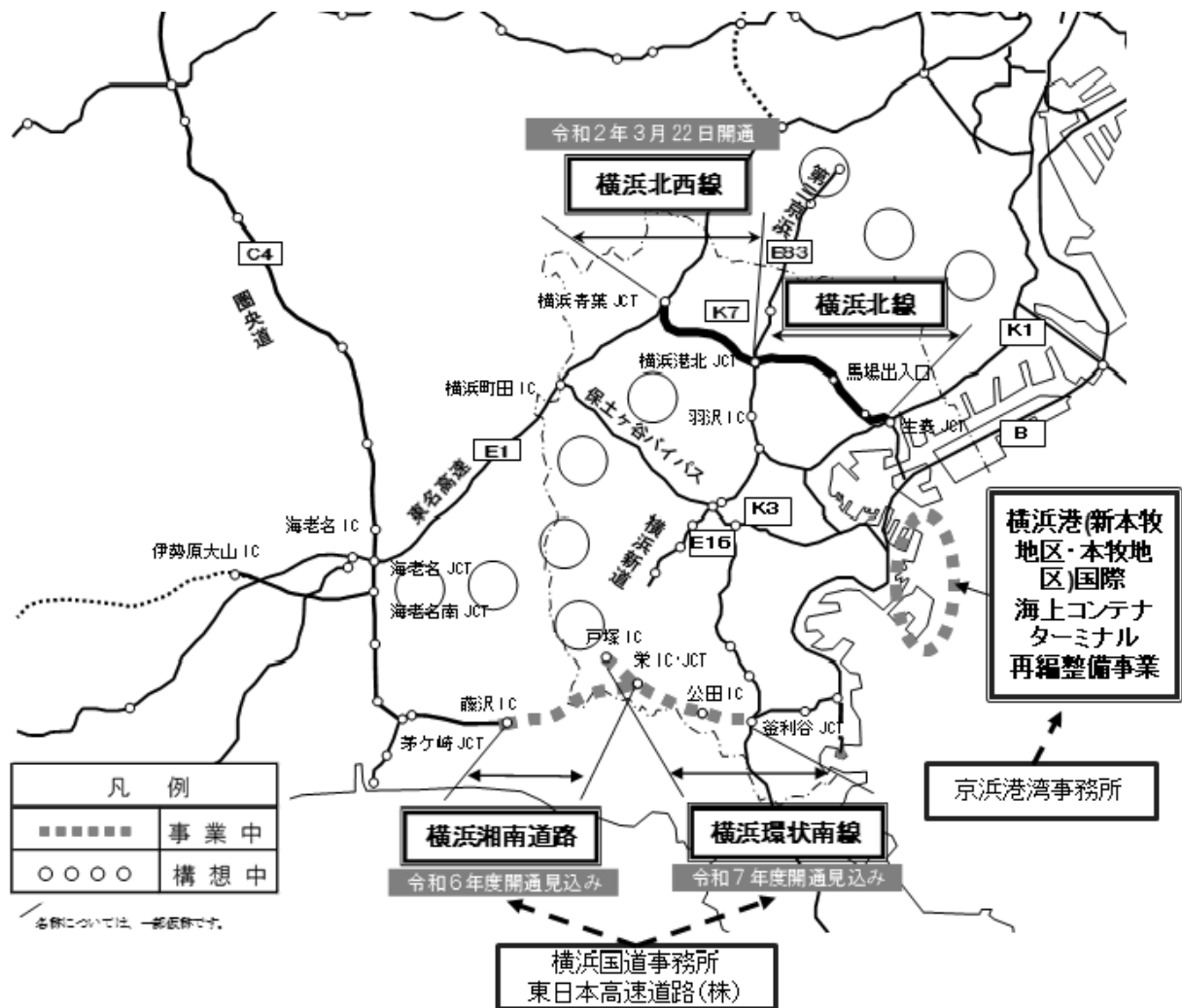
地元経済の活性化の観点から、市内中小企業者の受注機会の増大が必要

- 横浜環状道路や横浜港の整備など、国及び国の関係機関による大規模事業の推進や維持・管理工事の実施にあたって、地元経済の活性化と、地域における社会資本の維持管理を担う企業の確保の観点から、市内中小企業者の受注機会の増大が必要。
- 国及び国の関係機関が発注する公共事業における市内中小企業者の受注実績は、「横浜市内公共事業発注者連絡会」を設立した平成 23 年度から増加傾向にあったが、平成 30 年度及び令和元年度については、設立時と同等の水準に留まっている。

提案・要望内容

- 1 国及び国の関係機関が発注する公共事業における、
 - (1)分離・分割発注の推進
 - (2)地元企業が参画しやすい発注方式の拡大
 - ・ 地域の精通度・貢献度を評価する発注方式の推進。特に、地域における社会資本の維持・管理を担う企業の確保の観点からの維持・管理工事の地元企業への優先発注
 - ・ 地元企業が参画可能な JV への発注
- 2 WTO 及び緊急随意契約案件を除いた発注額の増大

参考1 横浜市内における国及び国の関係機関による主な大規模公共事業



参考2 国及び国の関係機関による公共事業の発注額と市内企業受注額

	平成23年度	…	28年度	29年度	30年度	令和元年度
発注額	960億円	…	1,791億円	905億円	1,275億円	1,088億円
(WTOや緊急随意契約案件を除いた場合の額)	(504億円)	…	(617億円)	(609億円)	(428億円)	(666億円)
うち 市内企業	55億円	…	125億円	120億円	57億円	62億円

※ 集計対象は、「横浜市内公共事業発注者連絡会」のメンバー等である、国土交通省（横浜国道事務所・京浜港湾事務所・京浜河川事務所・横浜営繕事務所・川崎国道事務所）、東日本高速道路株（横浜工事事務所・京浜管理事務所）、首都高速道路株（更新・建設局・神奈川局）。

※ 各機関の発注額は、横浜市域外も含む。

行政のデジタル化の推進に向けた地方自治体への支援

総務省、内閣官房

- 1 行政のデジタル化の推進に関する地方自治体への財政支援
- 2 行政のデジタル化に関する、地方自治体の意見を踏まえた施策の決定

現状・課題

国

- 令和2年6月26日第32次地方制度調査会において「法令に根拠を持つ標準を設け」「地方公共団体は原則としてこれらの標準準拠システムのいずれかを利用すべき」と答申。
- 令和2年12月25日、内閣府は自治体クラウドの推進、業務プロセス・情報システムの標準化の推進などを提示した「デジタル・ガバメント実行計画」について、新型コロナウイルス感染症拡大への対応により指摘された行政デジタル化の課題を踏まえて改定。
- 令和2年12月25日、総務省は「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」を策定し、2025年度を目標に地方自治体の「基幹系17業務システムについて、国の策定する標準仕様に準拠したシステムへ移行」すること等を提示。
- 令和3年5月12日、行政のデジタル化を一元的に指揮する「デジタル庁」創設に向け、デジタル関連法が成立。
- 令和2年度第3次補正予算において、自治体情報システムの標準化・共通化関連のシステム移行準備及び移行経費に対する補助について、令和7年度までの基金として1,509億円計上。

横浜市

- 行政手続のオンライン化について、市民サービスの向上に向け、横浜市独自の「電子申請システム」を全庁的に活用するなど、国の動向を踏まえ推進。
- 「デジタル・ガバメント実行計画」で提示された優先的取組事項のうち、オンライン化済は、16手続（横浜市に該当するのは50手続）。
- 横浜市のシステムは日本最大規模であり、自治体クラウドによる他都市とのシステム共用が困難。別途、標準化に対応したシステムの構築が必要。（税務システム構築費は約86億円）
- 標準仕様の内容によっては、指定都市の業務実態の反映や、大規模自治体での人口数に比例した大量処理等へ対応するための特別な仕組み等が必要。

行政のデジタル化に向けた取組の推進に対する、地方自治体への支援が必要

- 標準準拠システム導入の法制化による基幹系業務システムの更新や行政手続のオンライン化などの対応を行うためには、システムの導入、データ移行作業及び新旧システムの並行運用にかかる経費など、様々な費用が短期に集中して必要となる。また、システム導入後には、運用費用が継続的に必要。従って、**行政のデジタル化を円滑かつ計画的に実施するためには、国による財政支援が不可欠。**
- 業務プロセス・情報システムの標準化を推進するためには、**実際に事務を行っている地方自治体の意見を取り入れ、指定都市の業務実態を反映していくことが必要。**

提案・要望内容

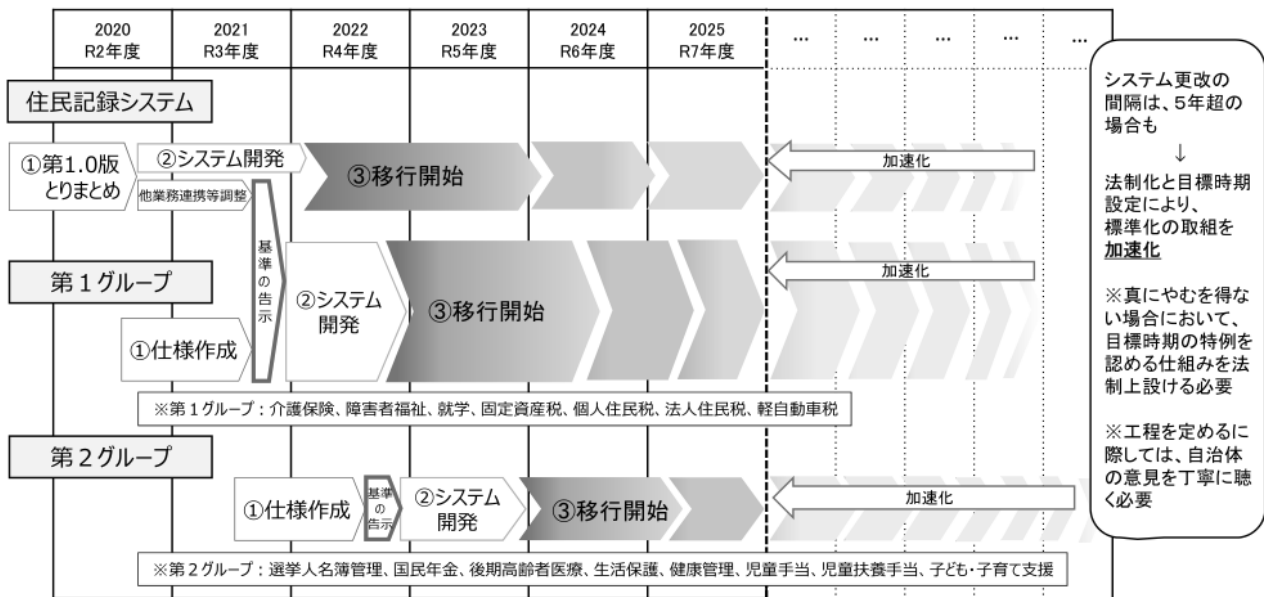
- 1 標準準拠システムへの対応や行政手続のオンライン化など、地方自治体が国と歩調を合わせて、行政のデジタル化の推進にスピード感を持って強力に推進するため、標準化に係るシステム改修・構築経費や新旧システムの並行運用にかかる経費、システム運用経費への補助など、地方自治体に対する継続的な財政支援を確実に実施すること
- 2 行政のデジタル化の推進について、地方自治体、特に指定都市の意見も踏まえて各種施策を決定すること

参考 1 指定都市における情報システム経費

	札幌	仙台	さいたま	千葉	横浜	川崎	相模原	新潟	静岡	浜松
経費(億円)	54.4	70.5	29.0	57.2	124.1	48.0	21.5	39.1	12.8	12.0
	名古屋	京都	大阪	堺	神戸	岡山	広島	北九州	福岡	熊本
経費(億円)	52.7	73.9	104.7	30.2	57.8	18.2	32.6	29.0	44.7	54.2

※総務省「市区町村における情報システム経費の調査結果について」（平成30年3月30日）より抜粋

参考 2 標準準拠への移行までの工程



※総務省「自治体業務システム統一・標準化加速策」（令和2年9月25日）より抜粋

参考 3 先行する税務システムの再構築及び標準化の経費（横浜市）

	期間	金額
システム開発	4年（令和4年度～7年度）	86億円
新システム導入後10年間の保守委託	14年（令和4年度～17年度）	74億円

提案・要望項目 府省別一覧

※新型コロナウイルス感染症関連の内容を含む項目

内閣官房

- 3-(3) 海外インフラビジネスの一層の推進 p25
- 9-(1) 行政のデジタル化の推進に向けた地方自治体への支援 p99

内閣府

- 1-(1) 新型コロナウイルス等感染症対策における指定都市の機能強化※ p1
- 1-(3) 新型コロナウイルス感染症対策に関する財源措置※ p5
- 2-(1) 「特別自治市」の早期実現 p13
- 2-(2) 地方分権改革の推進 p17
- 3-(3) 海外インフラビジネスの一層の推進 p25
- 3-(4) 文化芸術の持続可能性を高める支援の充実※ p27
- 3-(5) 「グローバル拠点都市」の推進 p29
- 6-(1) 横浜イノベーションIRの実現 p41
- 7-(2) 待機児童対策の推進と幼児教育・保育の安定的な基盤づくり p51
- 7-(7) 女性活躍の推進による社会・経済の活性化※ p63
- 7-(8) 国と地方自治体が一丸となった子どもの貧困対策の推進 p65
- 7-(10) 医療的ケア児・者等への切れ目ない支援の充実 p69
- 8-(8) 公共施設の老朽化対策の推進 p89

総務省

- 1-(3) 新型コロナウイルス感染症対策に関する財源措置※ p5
- 2-(1) 「特別自治市」の早期実現 p13
- 2-(2) 地方分権改革の推進 p17
- 2-(3) 三大都市圏の指定都市等を核とした広域連携の促進 p19
- 8-(5) 横浜港の物流機能強化 p83
- 8-(8) 公共施設の老朽化対策の推進 p89
- 9-(1) 行政のデジタル化の推進に向けた地方自治体への支援 p99

法務省

- 3-(2) 外国人材の受入れ・共生のための環境整備 p23

外務省

- 3-(3) 海外インフラビジネスの一層の推進 p25
- 6-(3) 市内米軍施設の返還と跡地利用促進への支援 p45
- 8-(6) 国際クルーズの再開と港の賑わい創出※ p85
- 8-(7) 安全・安心で環境にやさしい港づくり※ p87

財務省

- 3-(3) 海外インフラビジネスの一層の推進 p25
- 4-(1) 花と緑を生かした都市の魅力づくりの推進 p31
- 6-(1) 横浜イノベーションIRの実現 p41
- 6-(3) 市内米軍施設の返還と跡地利用促進への支援 p45
- 6-(4) 郊外部における新たな活性化拠点の形成に向けた旧上瀬谷通信施設の土地利用促進への支援 p47
- 8-(5) 横浜港の物流機能強化 p83
- 8-(10) 持続可能な社会の構築に資する下水道事業への支援 p95

文部科学省

- 2-(2) 地方分権改革の推進 p17
- 3-(1) 新たな劇場整備の実現 p21
- 3-(4) 文化芸術の持続可能性を高める支援の充実※ p27
- 7-(2) 待機児童対策の推進と幼児教育・保育の安定的な基盤づくり p51
- 7-(4) GIGAスクール運用のための支援の拡充 p57
- 7-(5) 小学校高学年における「チーム学年経営」の推進 p59
- 7-(6) 小学校の児童支援を専任する教員の定数化 p61
- 7-(10) 医療的ケア児・者等への切れ目ない支援の充実 p69
- 8-(8) 公共施設の老朽化対策の推進 p89

厚生労働省

- 1-(1) 新型コロナウイルス等感染症対策における指定都市の機能強化※ p1
- 1-(2) 新型コロナウイルスワクチンの円滑な接種体制の構築※ p3
- 1-(3) 新型コロナウイルス感染症対策に関する財源措置※ p5
- 1-(4) 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者等への支援※ p7
- 1-(5) 新型コロナウイルス感染症の影響で収入減少した被保険者に対する国民健康保険料等減免の全額財政支援の継続※ p9
- 1-(6) 感染症対策のデジタル化とグローバル時代への対応※ p11
- 2-(2) 地方分権改革の推進 p17
- 5-(1) 国民健康保険の財政基盤の安定化に向けた支援の拡充 p39
- 6-(1) 横浜イノベーションIRの実現 p41
- 7-(1) 子どもの医療費助成の充実 p49
- 7-(2) 待機児童対策の推進と幼児教育・保育の安定的な基盤づくり p51
- 7-(3) 小学生の放課後対策の推進 p55
- 7-(8) 国と地方自治体が一丸となった子どもの貧困対策の推進 p65
- 7-(9) 障害者が地域で自立した生活を送るための支援の拡充 p67
- 7-(10) 医療的ケア児・者等への切れ目ない支援の充実 p69
- 7-(11) 総合的な依存症対策の充実に向けた支援 p71
- 7-(12) 国民健康保険に係る国庫負担金減額措置の廃止 p73
- 8-(6) 国際クルーズの再開と港の賑わい創出※ p85
- 8-(7) 安全・安心で環境にやさしい港づくり※ p87
- 8-(9) 災害に強い水道システム構築に向けた更新・耐震の推進 p93

農林水産省

- 4-(2) 国際園芸博覧会の開催に向けた取組の推進 p33
- 6-(4) 郊外部における新たな活性化拠点の形成に向けた旧上瀬谷通信施設の土地利用促進への支援 p47

経済産業省

- 1-(4) 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者等への支援※ p7
- 3-(3) 海外インフラビジネスの一層の推進 p25
- 3-(5) 「グローバル拠点都市」の推進 p29
- 4-(3) 持続可能な脱炭素社会の実現に向けた取組への支援 p35
- 4-(4) プラスチック資源循環の推進 p37
- 8-(7) 安全・安心で環境にやさしい港づくり※ p87

国土交通省

- 1-(3) 新型コロナウイルス感染症対策に関する財源措置※ p5
- 2-(2) 地方分権改革の推進 p17
- 3-(1) 新たな劇場整備の実現 p21
- 3-(3) 海外インフラビジネスの一層の推進 p25
- 4-(1) 花と緑を生かした都市の魅力づくりの推進 p31
- 4-(2) 国際園芸博覧会の開催に向けた取組の推進 p33
- 4-(3) 持続可能な脱炭素社会の実現に向けた取組への支援 p35
- 6-(1) 横浜イノベーションIRの実現 p41
- 6-(2) 横浜都心・臨海地域における都市再生の推進 p43
- 6-(3) 市内米軍施設の返還と跡地利用促進への支援 p45
- 6-(4) 郊外部における新たな活性化拠点の形成に向けた旧上瀬谷通信施設の土地利用促進への支援 p47
- 8-(1) 高速道路の整備推進 p75
- 8-(2) 市内幹線道路の整備と連続立体交差事業の推進 p77
- 8-(3) 道路・河川における防災・減災、国土強靱化の対策推進 p79
- 8-(4) 鉄道整備事業の推進 p81
- 8-(5) 横浜港の物流機能強化 p83
- 8-(6) 国際クルーズの再開と港の賑わい創出※ p85
- 8-(7) 安全・安心で環境にやさしい港づくり※ p87
- 8-(8) 公共施設の老朽化対策の推進 p89
- 8-(10) 持続可能な社会の構築に資する下水道事業への支援 p95
- 8-(11) 国及び国の関係機関が発注する公共事業における市内中小企業者の受注機会の増大 p97

環境省

- 3-(3) 海外インフラビジネスの一層の推進 p25
- 4-(3) 持続可能な脱炭素社会の実現に向けた取組への支援 p35
- 4-(4) プラスチック資源循環の推進 p37
- 8-(8) 公共施設の老朽化対策の推進 p89

防衛省

- 6-(3) 市内米軍施設の返還と跡地利用促進への支援 p45
- 6-(4) 郊外部における新たな活性化拠点の形成に向けた旧上瀬谷通信施設の土地利用促進への支援 p47

横浜市 政策局 大都市制度推進本部室 大都市制度・広域行政部 広域行政課
〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10
Tel : 045-671-2951 Fax : 045-663-6561

この提案・要望書は以下のサイトでご覧になれます。
<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/bunken/yobo/>